

都市政策

季 刊 第 118 号 '05. 01

特集 阪神・淡路大震災10年

大震災が投げかけた課題	新 野 幸次郎
阪神・淡路大震災から学んだこと	額 賀 信
被災後の暮らしをどうたて直すか	中 川 和 之
もっと、ずっと、きっと	矢 崎 和 彦
企業として住民として	西 河 紀 男
「できることから」C.A.P.の10年を 振り返って	杉 山 知 子
震災を契機とするボランティア・ 市民活動の展開	黒 田 裕 子
神戸市における阪神・淡路大震災復興10年の 総括と検証	大 麻 博 範

行政資料

平成16年度神戸市事務事業外部評価委員会報告書	
.....神戸市事務事業外部評価委員会	

財団法人 神戸都市問題研究所

都市政策

第117号 主要目次 特集 ユニバーサルデザイン

ユニバーサル社会実現へのパラダイム	田中直人
自律的移動支援プロジェクトから「ユビキタス国土」へ	坂村健
ユニバーサルデザインによるものづくり	稲葉輝彦
自治体における情報のユニバーサルデザイン	関根千佳
ユニバーサルファッション	見寺貞子
地域のユニバーサルデザインは難問を抱えているか？	森崎清登
ユニバーサルデザインー神戸市の取り組み	三原隆司

行政資料

世界一ユニバーサルなまち神戸をめざして	こうべUD広場
震災復興の都市政策的検証と提言	
「震災復興の都市政策的検証と提言」研究会	

次号予告 第119号 特集 地域におけるセクター間の連携

2005年4月1日 発行予定

地域におけるセクター間の連携と課題	出井信夫
NPOと行政・企業との連携と課題	中村順子
コミュニティ・ビジネスを通じたセクター間の連携	矢ヶ崎紀子
企業の社会的貢献（CSR）におけるセクター間の連携	岸田眞代
地域の具体的な課題の解決に向けて	柳谷茂昭
地域におけるセクター間の連携を推進する仕組みづくり	大島博文

は し が き

阪神・淡路大震災の発生から10年が経過した。この震災がもたらした甚大な被害は、日本の都市の脆弱性や危機管理体制の欠如を表面化させ、防災対策の転換を促すとともに、わが国が近い将来直面するであろう種々の課題を被災地においていち早く顕在化させ、今後の社会に大きな教訓を残した。

震災復興住宅では65歳以上高齢者の割合が45.8%（平成15年10月）にも達し、高齢者の孤立化防止や生活支援のあり方など、超高齢社会における課題が一般地域に先駆け鮮明となった。復興施策として進められた高齢者の地域見守り等の諸施策が、今後は一般施策に引き継がれていくことが望まれる。

ボランティアなど市民活動は、阪神・淡路大震災を契機として一気に存在を开花させた。「特定非営利活動促進法」などシステムの整備もあり、今日では、わが国社会において不可欠の存在となりつつある。安心・安全なまちづくりをはじめ様々な課題に地域自らが取り組む動きも広まっており、市民セクターの社会的役割が今後もより一層大きくなることは確実である。

既存産業の被る被害に加え、人口・需要の減少や失業等により低迷する被災地の産業・経済対策には、都市再生や地域活性化対策と共通する部分が多い。その検証を進めることは、今後の地域対策の大きな参考になると考えられる。

震災で建替えを余儀なくされたマンションは100棟を超えるが、住民合意や手続き等の面で多くの課題を残した。それを教訓として、本格的な建替え時代到来に備えた法整備が進められた。その一方、震災で特に大きな被害を出した密集市街地の解消や、既存建築物の耐震化の促進等の課題は依然として残されており、早急な対応が求められている。

その他の問題も含め、多くの課題から得られた教訓の一つひとつをこれからの社会に活かすことが、震災を経験した我々の責務であると言える。

本号の準備中に新潟県中越地震が発生した。災害発生場所の特性により被害状況や被災地の支援ニーズ等は大きく異なるが、復興への中長期的な取組みとともに、この震災で阪神・淡路大震災の教訓がどのように活かされたか、また、不十分な点はなかったか等について、今後、十分な検証が必要であろう。

両震災の犠牲となられた多くの方々のご冥福をあらためてお祈りするとともに、被災地新潟の一日も早い復興を心から願うものである。

特 集 阪神・淡路大震災10年

大震災が投げかけた課題……………	新 野 幸次郎	3
阪神・淡路大震災から学んだこと……………	額 賀 信	12
被災後の暮らしをどうたて直すか……………	中 川 和 之	20
もっと, ずっと, きっと……………	矢 崎 和 彦	34
企業として住民として……………	西 河 紀 男	49
「できることから」C.A.P.の10年を振り返って ……	杉 山 知 子	60
震災を契機とするボランティア・市民活動の展開……………	黒 田 裕 子	73
神戸市における阪神・淡路大震災復興10年の 総括と検証……………	大 麻 博 範	85

潮流

国民保護法	(103)	ニート (NEET)	(105)
景観法	(107)	放置自転車税	(109)
犯罪被害者等基本法	(111)		

行政資料

平成16年度神戸市事務事業外部評価委員会報告書 ……………	神戸市事務事業外部評価委員会	114
----------------------------------	----------------	-----

新刊紹介

政策評価入門	(141)	米国における地域経営の新展開	(142)
観光概論講義	(144)		

大震災が投げかけた課題

新 野 幸 次 郎

(神戸大学名誉教授)

1 はじめに

震災直後にある人からの提案もあって「ひょうご創生研究会」を創設することになった。また、2月11日には、貝原俊民知事から「都市再生戦略策定懇話会」に加わるように言われその座長も務めることになった。この懇話会には、のちに復興委員会の委員になられた下河辺淳氏や伊藤滋氏をはじめ、わが国を代表する各分野の有識者が参加された。また、この会は、「阪神・淡路震災復興戦略ビジョン」を作成し、それを受けて兵庫県は、「阪神・淡路震災復興計画－基本構想－」を策定した。神戸市もまた私が委員長を務めることになった復興計画検討委員会が「神戸市復興ガイドライン」をとりまとめた。

それ以来、私は、県と市の復興計画の策定や検証にあれこれと関係することになった。考えてみると、「ひょうご創生研究会」の複数の分科会への出席を含めて、その当時、交通不便な環境のなか、私はあちこことへと廻り歩いていた。あれから10年、私は、野田北部のまちづくり協議会の諸事業、県が呼びかけてその代表を務めることになった生活復興県民ネットや未だに理事の一員として末席をけがしている NPO 法人日本災害救援ボランティアネットワークおよびメモリアル・コンファレンス・イン・コウベの組織委員長など、数えあげるときりがない活動や組織と関連して過ごしてきた。

私は、そのうちそれらを総括してまとまったものにしたいとは思っているが、ここでは、その中から紙数の制約もあるので、ほんの若干のことをとりあげてみたい。

2 安全・安心原則の確認

大震災がわれわれに投げかけた最大の課題は、何といたっても安全・安心原則をわが国の政治・経済・社会運営の基本原理にしなければならないということであった。思い起せば、このことの重要性は、かつて寺田寅彦博士が、「天災と国防」というエッセイの中でも力説しておられたことである。すなわち、博士は、地震のないヨーロッパ諸国とは違って、わが国は地震が避けられない国で、しかも、地形上洪水などの風水害の起らざるをえない国である。従って、国づくり・まちづくりにおいてもそのことを十分考慮しておかねばならないと警告しておられた。軍隊でも、国防用と災害救援用とに分けて運営すべきであるとさえ言っておられたほどである。

死者6,433名と、関東大震災以来の大震災であっただけに、また、わが国大都市の中には、この種の活断層をその直下にもった大都市が多いだけに、阪神・淡路大震災は、都市の安全・安心のための配慮の必要性を強烈に認識させることになった。大震災直後、関西財界が組織した「21世紀の関西を考える会」の最初の研究テーマが「安心・安全な都市・地域づくりのために」（私はそのいくつかのチームの総括代表者となった）であったことは象徴的であった。

しかし、安全・安心原則は、ひとり天災対策のための原則として登場した訳ではない。大震災後、相次いだオウム真理教のサリン事件のようなテロ事件や雪印乳業などの食品の安全性問題が起り、さらには、医療の安全性問題、治安問題などと拡がって行った。最近では『現代用語の基礎知識』のような本の中で、辞書的定義では飽き足らない言葉として「安全・安心」という言葉が1頁をさいてとりあげられたり、「安全と心」といった用語が解説される時代になった。私たちは、経済運営においても、効率性原則や公平性原則のほかにも、何よりも安全・安心原則を設定しておかねばならなくなった。この原則に違反すると、いくつかの例が示しているように、企業そのものが倒産の已むなきに至ることさえあることを知らされるようになったのである。

安全・安心原則は、考えてみると、従来、国防・警察・刑務所などのように市場機構では処理できない国家による政治的処理問題として把握されていた。

ところが、わが国では、平和憲法の発想とも関係して、対外的な国防と関連した安全・安心の問題は、外国のように意識されずにきた。また、ある時期まで比較的犯罪も少なかったこともあって、国内治安と関連した安全・安心の問題も必ずしも十分に意識されることなく過ぎていくことになった。ところが、最近、こうした事情も根本的に変化した。おまけに、安全・安心の問題は、市場機構の中でも最大の問題として意識されるようになった。

3 先送り体制の克服

阪神・淡路大震災のようなことが突発すると、緊急に処理ないし措置しなければならないことが次から次へと発生してくる。例えば崩壊した建物の中で苦しんでいる人々を救出しなければならない。沢山の死者の方々の柩や葬儀も考えねばならない。負傷した人を病院に運び治療をして貰うという仕事もある。消火活動もある。避難所の開設と運営も始めなければならないし、食事や救援物資の調達と配布をしなければならない。こうして挙げていくときりがない。いずれの問題も、ゆっくりと時間をかけて考慮してから実行という訳にはいかない。

こうした諸問題に瞬時に機械的に対応できるようになるためには、前もって原則が確立され、それに基づいたマニュアルが出来上がっていないなければならない。米国では、いわゆる冷戦時代に、ミサイル攻撃に備えてFEMA (Federal Emergency Management Agency) が創設され、攻撃を受けた時の被災者救援の方法、補償金、連邦軍隊や州兵の派遣、救援物資等々の関連必要事項が規定された。その後、この準備は天災に対しても適用されるようになった。ところが、わが国では、この種の有事体制の確立がなされなかったこともあって、地震や洪水などの自然災害に対するこうした事前的な準備体制も確立されず、先送りされてきた。

考えてみると、わが国は何事につけても先送りをしがちな体質をもっているようである。一般に先送りにされがちな問題として次のようなものがあげられる。その第1は、一度それに着手すると、事柄の構造的性質上次から次へと手

を拡げていかなければならなくなり、単に時間がかかるだけでなく、その解決が困難な問題である。いわゆる構造改革問題などはそれにあたる。第2は、その改革に着手すると、自分自身が、あるいは、自分の利害関係者に不利な帰結を齎らす可能性がある問題である。この場合は、容易に想像できるように、少しでも先送りをしてその難を免れるようにしたいということになる。第3は、地震などがよい例であるが、実際に震災が起る可能性はあっても、それがいつ、いかなる形で起るかが明確でない場合、それに対する具体的対応は原則的に回避しておこうというのがそれである。第4に、これとも無関係ではないが、実際に予想される事態が発生するのは将来のことであり、それが起ってから対応を考えればよいとする場合がこれである。

政党であれ、企業その他の団体であれ、問題解決の責任者になった者は、往々にしてややこしい問題は先送りして自分の在任中は無難に過ごしたいという傾向を持ちやすい。わが国では、従来から既存制度の抜本的改革のような、国をあげて討議を必要とするような問題はすべて先送りされてきた。

しかし、震災のような場合、先にもふれておいたように、それが起ったときの対応の仕方について原理的体系的な接近を怠っていると、まず第1に、それが起った時の原理的体系的な対応が不可能になる。いうまでもなく、震災の程度と規模は、同じ都市の中でも地域によって多様であり、一律な対応は出来ないし、してはいけない場合も多い。第2に、それと表裏の関係になるが、被災者の救援や被災地の復興などの措置が無原則的になるために、声の大きい要請が優先されるなどのことも起って、被災者の皆さんの不満を増大させることになる。また、極端な場合、そのために復興自体が遅れることになる場合も生じうる。

さらに、企業の場合など、顧客または従業員の人命にかかわるような事態への対応の仕方を十二分に検討せずには先送りしていると、それがその企業自身の存立危機を生み出さずにはいないケースも考えられる。阪神・淡路大震災は、関東大震災に次ぐ悲惨な結果を生むことになったというだけでなく、当時とは違って民主的な意見の表明が自由に行われるようになったこともあって、従来

わが国のあらゆる分野を覆いがちであった先送り体質に対する抜本的反省を誘発することになった。

3 危機管理体制ないし災害に対する事前的準備体制確立の要請

以上のように、安全・安心原則の必要性を確認し、先送り体質を克服することは、当然、災害が起ることを前提にした事前的な災害およびそれからの復興の準備体制が原則的に確立されていなければならないことを意味する。なお、先にもふれておいたように、災害への対応は、その性格、それが発生する場所、時刻、その規模等々により大きく異なっている。このことは、事前的な準備体制の確立においても十分配慮しておかねばならない。

事前的な準備体制は、次の3つの局面に分けて配慮するのが望ましい。第1は、災害、この場合は、震災への事前的減災体制、第2は、震災発生直後の救援体制、第3は、その震災後の復興体制がそれである。まず、第1に、地震そのものは、厳密な意味で、いつ、どこで、どの程度の規模で発生するかは予告できない。また何よりも地震の発生そのものを防止することは不可能である。出来るのは、災害の程度を減らすことだけである。そのために、基礎的に大切なことは、建築基準法を厳格にして、建築物の耐震性を強化することである。そう言えば、阪神・淡路大震災の際、神戸芸工大の斎木崇人教授は多くの人々との共同研究の結果、きわめて示唆的な発表をされた。それによると、大震災で集中的に家屋が倒壊し、火災まで発生した地域は、第2次世界大戦で戦災を受けなかったところに集中していたといわれる。そこでは、戦前の古い建物が残存し、場合によっては、平屋を改造して二階建にし、それをモルタル塗装したような建物も多かったためである。こうした反省もあって、近年、建築物の耐震調査も行われ、そのための助成金まで支出されるようになった。しかし、残念ながら、ビルなどの場合、耐震性を向上させると固定資産の評価額が上昇し、固定資産税が増大するということがあって、期待されるほど耐震性は向上していない。米国の一部の州では、活断層の上には建築を許さないとか、活断層に近い不動産は大幅に減価するといった慣行が成立しているところもある。

ところが、わが国ではこうした措置は現状ではとり難い。せいぜい、建築基準法を強化するとか、耐震性向上を促進するような措置を強化することが模索されなければならない。

減災のためには、さらに、道路、鉄道、港湾、公共施設のほか、ガス・水道・電気・下水道等々のインフラの減災対策も不可欠である。さらに、事前的な災害減災対策として強調しておかなければならないのは、震災発生直後の自衛隊の出動である。10年前の大震災の時には、東海地震を除いて自衛隊の自主的な即時出動は認められず、被災地知事の要請なしにはその出動は許されなかった。しかし、震災の程度にもよるが、あの危険な状況での被災者救出や救援の作業は、特殊訓練をした消防隊や自衛隊によるしかない。従って、その出動が知事の要請手続なしに自動的に可能となるようになったのは、当然のことと言わねばなるまい。

減災対策としても、ふれておかねばならないものに、何よりも地域コミュニティの育成強化の問題もある。今回の大震災で明白になったことの1つとして、1月17日の当日、被害の大きかった長田区、兵庫区などで消防隊が救出した人たちよりも、地元消防団が救出した人の方が多かったというだけでなく、救出した人の生存率が高かったことに注目してほしい。その一番大きな原因は、崩壊した住居からの救出時間が、近所に住んでいる消防団の方が、遠くから駆けつける消防隊よりも短かったことによる。よくとりあげられるように、淡路島の北淡町などでは、ここのおばあちゃんは、いつもこの部屋で寝ているからというので、早急に救出できたといわれる。これは、震災直後の救援・救出体制を強化するためには、何よりもコミュニティ強化が要請されることを示唆している。そういえば、震災前から自主的にまちづくり協議会が形成され、活動をはじめていた地域では、事実上減災効果が働いていたといわれる。注目されてよいことである。

以上の叙述の一部は、減災体制というよりも、第4にあげておいた震災直後の救援体制の問題とも重なる内容であった。震災直後の救援体制で減災と重なる問題としては、なによりも救急医療体制の問題をあげておかねばならない。

阪神・淡路大震災は周知のように、兵庫県南部に集中した震災で、その際地域内の多くの病院・診療所は機能を失ってしまった。そのために、透析患者をはじめ、緊急の治療を要する患者は大変な困難を経験した。しかし、被災地域をはずれたところでは、例えば、兵庫県でも武庫川より東の地域の医療機関は全く正常に機能していた。従って、つい最近の新潟県中越地震のように自衛隊のヘリコプターを大量に利用すれば、もっと多くの人を救済できたことは間違いない。私たちは、あらゆる情報整備を図ることによって医療機関の利用促進体制を確立しなければならない。

震災直後の救援体制として、今回特に注目されたのは、いわゆるボランティアの活動である。あの時、正確な把握はできていないが、延べで130万人とか150万人とかいわれるボランティアが活動し、わが国のボランティア活動の画期を形成することになった。わが国では従来ボランティア活動がなかった訳ではなかったが、従来は概して、特定の組織が人々に呼びかけて、ボランティア活動を要請していった。従って、ボランティア活動を必要とする地域の組織とも十分連絡をとり、どこで、どんな作業を分担するかも打合せていたケースが多かった。それもあって、現地までの交通費や若干の費用などがボランティアに支給されることも多かった。ところが、阪神・淡路大震災の時には、学生諸君が多かったこともあって、根本的に違っていった。彼等は、誰かに呼びかけられてではなく、全く個人的かつ自主的に駆けつけた。従って、交通費も手当もなく、全く無報酬で現地に駆けつけた。しかし、そのために、どこで何をしたらよいかも判らなかつた。こうして、駆けつけた彼等に指示をし、その活動を組織し、リードするリーダーを不可欠とするようになった。それは、その後には広がったNPO活動に火をつけ、1月17日は、のちに「防災とボランティアの日」となった。ボランティア活動がこのように、個人的で、無報酬で、現場主義に変わったことは、日本における災害救援ボランティアの新しい流れを示すものとなった。しかし、私自身も一役員となっているこの種のNPO法人の多くは、その財政的弱さのために危機に瀕しているものが多いことも留意しておかねばならない。

震災発生直後の救援体制としては、これ以外にも焚出し、救援物資の調達・配布、仮設住宅、広報活動などとりあげるべき課題は実に多い。しかし、ここでは、こうした項目だけをとりあげるにとどめよう。

第3の震災復興体制の問題については、実に多くの課題が残った。まず最初に、今回の大震災の復興が関東大震災時のように中央主導の復興ではなく、地元主体の復興を政府が支援するという方式となったことは評価されてよい。しかし、それを裏付けるような財政的支援を明確にした特別法の法制化は、残念ながら実現しなかった。政府はこれまでも災害基本法に見られるように、災害に対する一定の制度的な保障をすることは考慮しているが、復興については、その概念さえ明確にしていない。兵庫県・神戸市とともに、今回の大震災の大きさを考え、その復興のために、サッチャー内閣がイギリスの斜陽化したドックランド再建のために採用したような国によるエンタープライズゾーンの設定を要請した。しかし、残念ながら時の政府は、一国二制度は採用できないとか、特定地域だけに便宜を与えて平衡性の原則を破棄することはできない等を理由にしてその採用を認めなかった。そのため被災自治体である兵庫県と神戸市は、被災地の財政的負担の激増の中にも拘らず独自の起業ゾーン制を採用して、産業復興に努めざるを得なくなった。

ごく最近の新潟県中越地震は、大都市を直撃した阪神・淡路大震災とは違って、死者や倒壊家屋は少ない。しかし、三宅島の場合と同じく殆んど被災住民が、農業をはじめとする自営業者としての生活を営む人々である。こうした人々の復興をどのように構想するかは、雇用労働者が圧倒的に多い都市生活者の場合とはまた異なった課題を抱えることになる。こうしたことを含めて、近い将来、東海、東南海および南海地震のような大規模なプレート型地震の勃発可能性が説かれている今日、私たちは、ひとり災害対策だけでなく、復興をどのように考え、復興対策について法制的にどのように考えるかの緊急の課題への対応を迫られていると言わねばならない。

4 むすびにかえて

以上、10年前の大震災が今日に至るまでの過程でわれわれに投げかけた課題のうち、若干のものだけをとりあげて論じてきた。ただでさえ、高齢者は災害弱者であるといわれることが多いが、この最近の天災は文字通りそのことを実証している。しかも、これから高齢化社会は更に飛躍的に進展する。そうだとすれば、ここでとりあげた安全・安心原則をはじめとするいくつかの問題を、たとえば高齢者をはじめとする災害弱者に対してどのように適用・配慮すべきかといった具合に、問題となる人々に対して、あるいは、産業などに対して個別に検討することも要請される。残された課題は実に多い。

阪神・淡路大震災から学んだこと

－人口減少社会を先取りした震災後の神戸－

額 賀 信

(㈱ちばぎん総合研究所取締役社長)

1 はじめに

あの阪神・淡路大震災から10年が経つ。今更地震でもあるまいという考え方もあろうが、2004年10月23日には新潟県中越地震が発生し、地震の被害の大きさが改めて明らかになった。とりわけ阪神・淡路大震災の場合、6,400の人命が失われたという事実は、今でもなお重い。震災後の神戸にはまた、現在の日本経済が直面する問題が最も鋭利なかたちで表われた。だから震災後の神戸を検証することは、単に回顧録を作成することではなくて、まさに現在の日本経済が直面する問題に取り組むことである。

筆者は、日銀の神戸支店長を経験した。神戸に赴任したのは、1996年3月だった。震災後1年以上経っていて、それなりに生活は安定してきていたが、経済的な困難は、むしろその後大きくなっていった。一般に震災の直後は、報道陣を含め、多くの人々が被災地を訪れる。物資も大量に運び込まれる。被災地の人々もとりあえずの復旧作業に追われるから、苦労はあっても、地域はそれなりの活力を維持している。問題は、復旧作業が一段落した後である。被災地の人々の生活が平常ベースに戻った時、人々は失われた人命や財産の大きさを改めて思い、悲哀を深めることが少なくない。それだけではない。報道陣や工事関係者が引き揚げる。世間の人々の関心が薄れていく。一段落した後の被災地訪問をためらう人も多い。こうして地域は知らず知らず活力を失っていく。だから本当の経済的困難が地域を襲うのは、しばしばハードの施設が復旧した後なのである。

復興途上の神戸に1年半住んで、苦闘する地域経済を体験したことが、その

後の筆者の考える原点になった。本稿では、震災後何が起きたのか、そしてどのような問題があったのかを、経済的側面から検証してみたい。それを伝えていくことは、神戸に多少なりとも関わった者の責務であると思う。

2 震災がもたらした人口の減少

阪神・淡路大震災は、1995年1月17日午前5時46分に発生した。震災による直接的な死者だけで、6,400名に上った。そのうち4,500名は、神戸市民だった。負傷者は4万名を越えた。被災した一般住宅は、44万5千世帯となった。さらに都市型工場、港湾施設、倉庫、卸・小売商店、ホテル、オフィスビルといった生産・サービス施設の損壊も、きわめて大規模なものとなった。兵庫県の推計によれば、震災による直接的な建物・設備の損壊だけで、その総額は約10兆円に達した。

しかし経済的被害はこれにとどまらなかった。神戸の災害では、第一次的な物理的被害と並んで、その後の二次的あるいは派生的な所得減少の大きかったことが特色だった。地域、業種によっては、震災による直接的な物理的被害よりも、その後の派生的被害の方が大きかった。それは、阪神・淡路大震災が、高度の集積を擁する都市の中心部を直撃し、その所得創出機能を破壊するとともに、人口の減少をもたらしたからである。震災後の被害は、特に定住人口、交流人口の減少として表面化した。定住・交流人口の減少は、地域全体の購買力を落として、局地的な需要不足経済をもたらした。それは地域の経済活力を低下させて、震災復興の足取りを著しく重くした。大震災は、地域にとって、人口減少がいかに大きなダメージを与えるかを示したのである。

神戸市の人口は、被災前の94年12月には152万人を記録していたが、95年10月には、そこから10万人減少して142万人となった。10万人の中には、震災で死亡した神戸市民4,500人が含まれていた。住宅や職場を失った人々も少なくなかった。もう永久に戻らない死者に加えて、家族や住宅や職場を失って神戸を去らなければならなかった人々が、わずか数ヶ月の間に10万人に達したのである。

10万人の人口減少は、地域全体の購買力減少・担税力低下という深刻な影響をもたらした。企業サイドからみれば、稼働率の低下、売上げの減少・伸び悩みという問題の原因となった。特に被害の大きかった長田区や灘区では、人口の減少率が2割を越えたため、震災後再開された小売商店街・市場では、売上げがついに回復せず、経営が立ち行かなくなる商店が少なくなかった。あるいはまた、こうした状況をみて店舗の再開を逡巡する動きも強まった。

3 失ってわかった交流人口の重要性

観光客等神戸を訪れる交流人口も大幅に減少し、地域の購買力低下に拍車をかけた。神戸市を訪れる観光客数は、81年のポートピア博（入場者数1,600万人）後増加傾向をたどっていたが、大震災により、95年中は1,074万人と、ピーク時（93年、2,750万人）の4割程度にまで減少した。96年に入った後、地元の復旧努力や阪神高速道路の全面開通（96年9月）、あるいはルミナリエ等各種のイベント効果から幾分回復したものの、神戸市全体では、震災前に比べなお2割近い入込み客の減少が続いた。

入込み客の中でも特に観光バス立ち寄り台数は、95年中に震災前の8～9割減と、実質上ほぼ途絶えたあと、97年春でもなお震災前の3～4割減となっていた。また地域的には、神戸港への客足の回復が特に遅れ、港湾機能の損壊が、観光客の減少という派生的な被害を大きくした。

交流人口は、神戸経済を支えてきた重要な柱の一つだった。それを失って、交流人口の重要性が明らかになった。交流人口とは、観光客とも旅行者とも言われるが、その中身は、それぞれに異なる目的を持って神戸市を訪れるヒトのことである。見物、見学、買い物、食事、会議、商取引といった様々な目的のために訪れる多くのヒトが、神戸の重要な交流人口を形成している。こうした多くのヒトがもたらす需要の増加によって、神戸の経済特にサービス産業（非製造業）は初めて成り立っている。

言うまでもないが、街の賑わいは、単に定住人口によってのみ維持されているのではない。交流人口は、地域需要の重要な源泉である。しかも交流人口と

定住人口のふれあいが、刺激と興奮を触発し、地域の賑わいと所得と文化を生み出すのである。どのような地域でも、賑わいのエネルギー源はヒトである。震災後の神戸の経験は、地域経済の活性化にとって、その地を訪れる交流人口というヒトの役割が、いかに重要であるかを示すことになった。

神戸経済の停滞は、直接被害を受けた95年よりも、むしろ建物の物理的損壊が回復した後から徐々に大きくなった。神戸以外の地域の人々が、徐々に震災の記憶を薄め、あるいはまた震災を覚えている人でも、神戸の復興を漠然と頭に描いていたまさにそのころから、神戸経済には停滞の影が強まっていった。その停滞感は、地域で生活している人々の実感だったが、その後神戸市を含む兵庫県の県内総生産が、97、98年度と、全国の中でも最下位の部類に属する大きなマイナス成長を余儀なくされたことが明らかになって、数字で裏打ちされたかたちとなった。

神戸の経験は、地域はハードの建物だけで構成されているわけではない、という当たり前のことが、いかに重要かを示している。とりわけ地域のサービス産業は、地域の中で緊密な相互依存関係を構築した運命共同体である。その核心を形成していた定住・交流人口が傷ついて購買力が減少してしまうと、地域の経済は、長期にわたって苦しまざるを得なかったのである。

4 人口減少社会とサービス産業

サービス産業の場合、地域全体の集積が、その地域で営業する個別のサービス関連企業の競争力を大きく規定しているから、そのよって立つ地域全体の集積が回復してこないと、個店の業況も十分には回復しない。製造業はよいモノを作って、自ら市場を開拓することができるが、サービス産業は、地域の集積が高まり、定住・交流人口が増えて初めて活性化する。わかりやすく言えば、ヒトの集まる地域のサービス業は儲かるが、人が減る地域のサービス業は衰退する。だからサービス産業は、製造業に比べはるかに地域への依存度が高く、地域衰退の影響を直接的に受けることになる。その意味でサービス産業は、「総合地域産業」としての特色を色濃く持っている。その地域活力の源泉とな

る定住・交流人口が大きく落ちたことが、神戸サービス産業の回復を遅らせる主因となったのである。

苦しんだのは小売業だけではない。飲み屋もレストランも顧客の減少で苦しんだ。神戸オフィス市場の貸室総面積は、震災前の約8割規模に縮小した。それにもかかわらず、三宮では、再開されたオフィスビルの空室も埋まらなかった。事業所数自体、震災特需で潤った建設業を除き、ほぼ全業種で減少した。

地方自治体では、税収の減少に直面した。神戸市の水道事業特別会計は、93年度から赤字に転落していたが、震災にともなう契約世帯数の大幅減少から一段と赤字が累増した。被災者は、生活環境悪化の中でも、水道料金の引き上げという負担の増大を甘受せざるを得なかった。定住人口の減少は、自治体にとっては地域の総体的な担税力低下を意味していた。それは財政赤字を拡大し、結局は、残された地域住民に対する大きな負担の増加となって表面化した。

今振り返ってみれば、大震災後の神戸では見えにくい人口減少社会が見えていた。それは通常じわじわと押し寄せる糖尿病型の人口減少社会が、神戸では、震災を契機として一挙に実現したからである。神戸を事業基盤とするサービス産業は、売上の減少で苦しんだ。自治体は税収の減少で、また住民は負担の増大で、それぞれ苦しんだ。神戸市民は、人口減少社会のお金の問題に正面から向き合った。その意味で震災後の神戸は、わが国が今迎つつある人口減少社会を一足先に体験したのである。

5 人口減少とマクロ経済

わが国の人口問題は、それまで少子高齢化社会の年金・介護問題としてとらえられてきた。確かに高齢者が増加する一方で、それを支える若者が減少している。そうした傾向は既に80年代から表面化しはじめ、90年代には、それが一段と顕著になった。高齢者が続々と増えるのに、それを支えるはずの若者が急速に減少しているから、高齢者の年金や介護はどのように支えられるべきなのか。それが、90年代におけるわが国人口問題を考える切り口となって、少子高齢化社会に対する国民的な関心が高まった。

十分とは言えないとしても、年金・介護問題に関する具体的な対応がはじまったことは、人口減少社会を乗り切るための重要な前進だろう。では年金・介護問題に目処が立てば、日本の人口減少は乗り切れるのかということ、そうではない。それは、人口減少がもたらす問題は、単に年金・介護問題にとどまらないからである。人口の減少は、それ以上にもっとずっと大きく深刻な問題を提起している。それは、経済活力を落とし、あらゆる場面でお金の問題を提起することである。

人口の経済へのかかわり方を供給サイドから見ると、財の生産やサービスの提供の担い手はヒトである。ヒトが減少すると、財やサービスの供給は伸び悩む。供給力の伸び悩みは、成長に対する重大な制約要因として働き、一国の潜在成長率を引き下げることになる。一方需要サイドからみても、人口が減少すると、衣食住への需要を中心に、需要全体が減少し、成長を阻害することになる。

人口減少は、需要・供給両面から経済成長に対する制約条件となるのだが、日本経済にとってマクロ的に見れば、人口減少がもたらす需要の減退の方が、はるかに大きな問題である。それはまず、90年代以降日本経済が苦しんできたのは、需要不足が主因だったからである。また供給力については、人口の減少分を労働生産性の上昇である程度補うことができるのに対し、需要不足への対応は決め手に欠き、容易ではないからである。そして何よりも、人口の減少を反映した消費・投資行動の縮小が既にはじまり、日本経済に対する重大な制約要因となりつつあるからである。

6 阪神・淡路大震災から学ぶべきこと

以上のような大震災後の動きを踏まえると、次の点が重要である。

第一に、人口減少社会への本格的対応が喫緊の課題である。人口減少社会では、単に年金・介護だけが問題となるのではない。より基本的な経済活力の減退が、重要な問題として登場する。とりわけわが国の場合、人口減少に伴うマクロ的な需要の減退にどのように対応するかが、大きな国家的課題である。こ

の対応に失敗すれば、経済活力の低下を通じて、年金・介護の問題も一段と深刻化するだろう。国全体としてみると、定住人口が減少していく以上、需要をもたらす交流人口＝観光客が、新たな活力の源泉となる。観光振興は、国にとっても地域にとっても、後戻りのできない重要な政策課題となった。

第二に、サービス産業が総合地域産業だとすると、サービス産業の国際競争の本質は、地域間競争である。そしてわが国サービス産業の活力不足は、そうした国際的な地域間競争に負けていることが重要な一因となっている。今中国を中心とする東アジア地域の経済的勃興によって、地域間の国際競争が急速に厳しさを増している。国際競争に耐える魅力ある都市を作りあげることが、わが国サービス産業の国際競争力を高めるためにも、不可欠の前提条件である。

都市は、所得の源泉である。そこで稼いだ所得が、税金という形で吸い上げられ、回り巡って、地域活力の源泉となっている。けれども一旦都市の機能が衰退してしまうと、ヒトもモノもカネも情報も、散り散りになってしまっ、都市の稼ぐ力が衰える。そうなると、経済発展の原動力が失われ、地域全体が沈んでしまうのだ。それは、神戸という都市が、身をもって全国に知らせたことなのである。

平凡に見える毎日の生活を最も基本的なところで支えているのは、実は都市の所得である。だから、平凡な、しかし大切な生活が破綻しないためには、その所得を生む都市の機能を維持することが絶対的に必要なのである。戦後の日本は、都市で稼いだお金を、湯水のように農山にに使ってきた。それを見直してヒトの数に応じた投資をすることが、都市の強化につながってくる。所得を生み出すヒトと仕組みを、特に日本の政治は軽視し過ぎてきたのである。都市機能の強化が、数年前から主張されるようになってきているが、神戸の体験を踏まえると、「都市の国際競争力強化」という視点で、国の経済政策を根本的に見直すことが、きわめて重要である。

最後に、政府の役割の中で最も重要なことは危機管理である。危機管理というのは、防衛、防災、治安である。そうしたリスク管理があって初めて、人々の安全が保たれる。そしてそのことが、実は福祉の大前提なのである。税金を

納めて社会の根底を担っている多くの人々の生活を守れなければ、国などいらない、ということである。

情緒的な感慨だけでは、まちは良くならないが、しかしそれがなければ、エネルギーは生まれにくい。以上述べたことは、神戸の生活から学んで、私の信念となった。今の仕事は、調査を通じて地域経済の発展に貢献することだが、その信念を伝え続けていくことが、生かされている私の務めなのだと思う。

参考文献

「過疎列島」の孤独一人口が減っても地域はよみがえるか（額賀 信 2001年10月 時事通信社）

「日本病」からの脱出—景気の呪縛を解き放て（額賀 信 2002年12月 時事通信社）
観光革命—スペインに学ぶ地域活性化（額賀 信 2004年3月 日刊工業新聞社）

被災後の暮らしをどうたて直すか

— 経験を活かすために、普段からなすべきこと —

中 川 和 之

(時事通信社 Web 編集部次長)

大規模な都市型災害への備えがないまま大地震に遭い、応急救助から生活再建、復興と、多様にわき出てくるニーズの後追いをしながら手探りで進めてきたこの10年。関わった当事者たちの多くの反省から、さまざまな制度面の改善が行われた。災害対策の根本を定めた災害対策基本法（災対法）の改正、家財購入や住宅再建経費を支援する生活再建支援法の制定・改正、地震防災対策特別措置法の制定と政府としての地震の調査研究体制の確立、大地震の発生から30分以内で首相官邸に集結する危機管理体制の確立、実態会合のなかった中央防災会議の定例開催化— などなど枚挙にいとまがない。

問題は、制度が作られたから解決するわけではない。これらの制度をどう使うか、そのために日頃から何をしておけばよいのかが重要だ。制度設計がそこまで考えられていればいいのだが、あまり厳密なものにすると、かえって使い勝手も悪くなる。ましてや相手は、地域によって、災害の種類によって多様な顔を見せる。2004年は、集中豪雨や上陸した10の台風による風災害、土砂災害、洪水、高潮などの被害があり、新潟県中越地震は本震の揺れによる建物倒壊や斜面崩落、余震による2次災害などが発生し、山古志村は道路が閉ざされて土砂災害の危険性から居住できず、丸ごと避難した有珠山麓の虻田町や、三宅村といった火山災害のような様子さえ呈している。

これまでなら、法制度を所管し日本中の経験が一定程度は集約される中央省庁が、経験不足の自治体に指示をすることで備えの不備を支えることもあったが、地方分権の時代で一方的に上から落とし込むようなやり方はできにくくなっている。ここでは、避難所や食事供与、仮設住宅など被災直後の応急救助を支

える災害救助法（災教法）の運用の見直しや現状と、平時に求められている地域の取り組みの事例について報告する。

1 災害救助法の2つの委員会報告

災害関連法では重要な位置を占めるにもかかわらず、阪神・淡路大震災後、法律には手を付けられなかったのが災害救助法だ。災害時の応急対応の見本のように言われている米国の連邦危機管理庁（FEMA）は、緊急時の支出権限を持っていることが強みだと言われる。それは日本で言えば大半は災教法の領域でカバーされており、うまく運用すれば万能とも言える制度との指摘もあるほどだ。

死者・行方不明者が5千人を超えた伊勢湾台風（1959年）をきっかけに、災害対策基本法が制定されるまでは、国の災害対策の基本法でもあったのが災教法なのだが、その時の改正が実質的には最後。自治体などが行う災害時の応急対応の経費を、国が負担することを定めた重要な法律であり、震災が起きた直後に、厚生省内外から災教法改正の検討が指摘された。しかし、詳細な規定を法律で定める現行通常業務の法体系とは発想が異なり、弾力的な特別基準の運用などで災害の規模や状況に応じた対応が可能であることから、改正の必要性はないとされた。

被災者に対する「応急的、一時的な救助」が災害救助法の範囲で、個別の状況に応じて行われる復旧や復興支援などとは異なり、基本的には国籍や収入に関係なく全ての人を対象に行われる。同法第23条と同法施行令第9条で定められた救助の内容は、伊勢湾台風後の改正以降、次のようになっている。

避難所及び応急仮設住宅の供与

炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

医療及び助産

災害にかかった者の救出

災害にかかった住宅の応急修理

生業に必要な資金，器具又は資料の給与又は貸与

学用品の給与

埋葬

死体の捜索及び処理

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石，竹木等で，日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

ところで，これらはある意味では，周囲に災害で困っている人がいたら，やるべきごく当たり前のことであり，別に法律でやれと言われなくても良いような中身でもある。基本的に，災害発生時の災害応急対策は，災対法第50条（災害応急対策及びその実施責任）で首長の義務とされており，1999年改正前の地方自治法第2条3項（事務の例示）には，「防犯，防災，罹災者の救護，交通安全の保持等を行うこと」とあったように，市町村の本務なのだから当然だ。災救法は，災害が一定規模を超えたら，当然市町村がやるべきことの財源が市町村の力量を超えるだろうから，経費を国や都道府県が面倒をみましょうという法律なのだ。小規模災害だから，自治体は何もしなくても良いのではなく，自分の財政の範囲で，同様の対応がなされるのが当然であろう。

一方，災救法の具体的な基準，つまり国や県からどこまで面倒を見ますという基準は，通達・告示で定められている。しかし，阪神・淡路大震災では，避難所のカーペットや間仕切りパーテーション，仮設住宅のエアコンやコミュニティ施設など，当時の通達になかった対策が行われた。これらは，いずれも超法規的に対応されたのではない。災害救助法自体の枠組みがそれを可能にしていることが，まず押えられねばならない。厚労省の担当者も「やるべき当たり前のことをやれば，その経費はあとで面倒を見るからという法律。細かい基準にこだわって欲しくない」と指摘する。その根拠が「特別基準」の運用だ。

同法に基づいて実施する救助の基準費用などを定めた厚生事務次官通知は，1965年に出されて以降，物価スライドなどはあったものの，その内容はほとんど変わっていなかった。しかし，その冒頭には「この基準によりがたい特別の事情があるときは，そのつど厚生大臣に協議し，特別基準を設定することがで

被災後の暮らしをどうたて直すか

きる」ということが記載されている。ここが災害救助法の枠組みの中で、最も重要な項目であり、あえて特別立法などをしなくても、後手ながらも実施された対策の根拠だ。残念ながら、震災直後にこの運用法を知らない一部自治体の幹部が「すべて国の基準通りの実施を」と指示し、現場からの要請を厚生省に働きかけなかったため、地元では「国はこんな基準でできると考えているのか」と政府を批判する声が噴出。一方、厚生省では「なぜ特別基準を求めてこないのか」と首をひねり、混乱に輪をかけてしまった。

これらの反省から、所管する厚生省では、震災の直後の1995年から1996年にかけて災害救助研究会が、旧国土庁で住宅再建支援制度が検討されていた2000年から2001年にかけては大規模災害救助研究会が設置された。これらの研究会での検討と、省庁再編や地方分権法によっても見直された内容をおさらいしておこう。

2 震災の特別基準を制度化させた災害救助研究会報告

最初の研究会では、大都市で大規模な災害と言うだけでなく、災害によって一人一人の暮らしで失うものが多くなった豊かで高度化され、多様化された社会での災害に対する備えが不十分だったとの反省を踏まえて、基準の底上げなどを提言。それを受けて、震災では特別基準のオンパレードで後手ながら実践したことのメニューの大半を、同省の通達の中に盛り込んだ。

もともと特別基準としてできたことなので、新設したというものではないが、メニューを事前に明確にしておくことで、災害時に混乱して後手に回ることがないようにするためだ。また、あとになって充実したプログラムが出てくると、その結果として一部の人には「ゴネ得」に見えることも避けられるからだ。後出しジャンケンのように、待った方が得と感じられてしまうと、被災後の地域の復興や暮らしの再建を進める上で重要な意欲を損ねてしまいかねないからだ。つまりせっかくの制度が、被災者をエンパワーメントするどころか、場合によってはスポイルしかねないということもあるのだ。

このために、1回目の研究会報告を受けて改正された通達では、数日間、炊

出しのおにぎりを食べて、毛布にくるまって雨露をしのぐと言う程度のイメージしかなかった避難所を、生活の場としても位置づけ、避難所設置費に支出できる費用として、新たに「テレビ・ラジオ、公衆電話、公衆ファックス、仮設トイレ、仮設風呂、仮設洗濯場（洗濯機や乾燥機を含む）、簡易調理室、冷暖房機器、仮設スロープ、更衣及びプライバシー確保に必要な間仕切り設備などの機械、器具、備品、仮設設備等の整備に要する費用を含む」とした。基準額も震災と同等の水準に引き上げ、事務費用も避難所の設置費に含むことで、例えば避難所内新聞を出す際の紙代など消耗品も避難所の費用とした。さらに、高齢者や障害者などの要援護者で避難所生活で特別な配慮が必要な人向けの「福祉避難所」も明確に位置づけた。

食事の提供単価も引き上げ、食料などの供給契約を地元業者に移行させて暖かい食事を確保し、避難所内に炊事場を備えて、食材や燃料を提供して被災者自身が食事を作れるようにすることも盛り込まれた。

仮設住宅は、まず1戸当りの広さの基準の拡充やバリアフリー対策も含めて基準費用を4割アップし、エアコンや敷地の整地費、水道の配管などは必要な場合の特別基準としてさらに上乘せが可能とした。また、仮設住宅をまとめて設置した際には集会施設を設置できるとし、公団や公営住宅の一時使用や、民間アパートの借り上げも含めた。

大規模な仮設団地には、商業施設の誘致や路線バスを増発・開設させるとともに、自治会などを育成。集会施設を、自治会活動などの拠点や、行政などによる保健・福祉サービスを提供する場としても活用し、住宅や就職相談などの行政サービスを、関係部局が連携したチーム方式で対応することなども求めている。さらに、高齢者の一部仮設への集中を避けるとともに、高齢者や単身者など孤立しがちな人に対して、自治会を中心にボランティアらのネットワークで見守り活動が行われるよう配慮。民生委員や保健師らの訪問による積極的なニーズの掘り起しに努め、被災者のPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対応した精神保健対策の実施を求めている。

これらは、通常の法運用からすれば、実質的な法改正にあたるとも言える。

3 事前の備えと合意形成を訴えた大規模災害救助研究会報告

一方、旧国土庁で住宅再建支援の在り方を検討する委員会が設置され、災救法上の仮設住宅の延長線にある制度変更に備えるためと、2000年の地方分権一括法の施行を踏まえ、著者も専門分科会委員として参加した大規模災害救助研究会の報告書が2001年3月に出された。住宅再建支援の制度化が国土庁委員会で明確に打ち出されなかったため、大規模災害救助研究会の方向性がややあいまいになったが、逆に制度化などにとらわれずに、救助のあり方の根本にまで遡ってさまざまな議論がなされた。報告書の内容は、災害救助事務取扱要項などにも反映されている。

ここでのポイントは、(1)災害が起きてから対応する救助法ではなく、事前に行うことができるか備えておく。(2)具体的災害シナリオに基づいた救助のシナリオを、避難所単位までの住民ベースまで事前の合意形成を図っておくことが重要。(3)被災早期に多様な選択肢を示すことが重要—という3つが上げられる。

生活再建の基本的な考え方として、行政による一方的な救済措置だけでは十分なニーズに応えられず、被災者の努力や助け合い、ボランティア等による自発的な支援等を引き出すことが重要とした。そのために行政は、被災者等の自立支援を生活再建の基本理念としつつ、長期的なビジョンを示して支援を行うべきで、被災者が自らの状況に応じて適切に生活再建の見通しをたてるためには、支援策の多様な選択肢を早い段階で提示することによって、被災者が今後の生活再建のシナリオを見いだすことができるとした。また、住宅の応急修理と本格補修、応急仮設住宅の供与と公営住宅建設のように、災救法上の応急対策と復旧・復興対策は連続して一体的に実施され、施策の体系化が図られるとともに、災害対策本部や復興本部等の的確な総合調整が行われる必要があるとした。

実施体制等のあり方として、地方分権化と共に都道府県の役割が増大したため、一定水準を確保できるよう標準化が重要とし、実務に精通した職員を被災経験の少ない地方公共団体にアドバイザー派遣することを求めた。また、災害対策に不可欠の存在となっているボランティアとの連携のため、防災訓練や研

修の実施、活動拠点の提供などで支援し、避難所の情報拠点化や総合的な相談窓口の設置、域外避難した人への広報紙の送付など、情報面での対応も指摘した。

避難所などのあり方として、(1)安全の確保、(2)水・食料・生活物資の提供、(3)生活場所の提供、(4)健康の確保、(5)衛生的環境の提供、(6)情報の提供等、(7)コミュニティの維持・形成の7つの機能があるとし、時間的経過で初期は安全の確保を第一に、緊急医療等による健康の確保、水・食料等の確保及び初動期の情報の提供・交換等が最優先されるが、その後、他の機能が必要となってくる。その後、ライフラインの復旧や避難者の住居の確保等に伴い、各機能の必要性は減少し、避難所の撤収に至るとした。

特に、避難所以外で生活する被災者に対しても必要なサービス提供を行い、避難所を地域やコミュニティの防災拠点化することがポイントとし、一定のブロックで避難所ごとの相互連携しての運営を行うほか、避難所でのサービス提供基準の明示と終了基準の設定を行うとした。また、コミュニティ形成や自主運営のために、小部屋などがある施設の利用を促し、福祉避難所の整備促進を求めた。避難所の自主的な運営を進めるため、ボランティアの協力を得ながら、避難所ルールの早期確立や班編成、リーダーの選出、当番制等を検討すべきで、平時の訓練から住民のコンセンサス作りを指摘した。

阪神・淡路大震災では住宅に被害を受けた半数の世帯が、1週間以内に情報を必要としていた事実を踏まえ、避難所→仮設住宅→復興公営住宅という単線支援ではなく、多様な選択肢をパッケージとして早期に提示をし、被災者の状況に応じた支援を図るとともに、住宅再建支援策等の情報を早期に住民に提供することが重要とした。既存の住宅ストックの活用や、公営住宅の空き家の一時的な使用、民間賃貸住宅の空き家等の活用と、できる限り自宅に居住できるよう応急修理制度の周知や標準化等による利用拡大を求めた。

応急仮設住宅については、建設用地の確保のための候補地リストの事前作成や、民有地借上の事前協定、被災民有地の暫定借上だけでなく、自己敷地への共同型仮設住宅の設置等についても検討が必要とまで踏み込んだ。また、地区

抽選方式や数世帯単位での募集枠設定、空きスペースを活用した生きがいがづくり支援、簡易な環境整備等に対する入居者雇用など、ハードだけでなく、生きがいを持って生活できるよう、自治組織やボランティア、行政の役割分担を明確にして、コミュニティの確保や生きがいがづくり、仕事づくりなどの生活支援メニューを用意しておくべきとした。

さらに、この報告書でのポイントは、最終項で取り上げている「価値対立とコンセンサス」だ。大規模災害時には、普段想定しない事態が生じ、一定の目的のための対策が、他方ではマイナスに働くことも出てくる。できるだけ支援がある方が望ましいが、公的支援には量的限界がある。支援は公平なのが望ましいが、公平性にとらわれすぎると最低線に抑えることになってしまいかねない。仮設住宅への弱者優先入居は、一見望ましい政策のようだが、その結果、初期の仮設住宅に高齢者が集中した。このように、あちらを立てればこちらが立たずと言う「価値対立」が、大規模災害時には生じることを指摘した。

これらは、当事者も含めた合意が不可欠だが、災害時に根本からの議論をしている余裕はない。そのため報告書では、平常時から「防災計画の改訂や対応のための指針、マニュアルづくり等を通じ、幅広く関係者や住民と十分な検討、議論を重ねたり、自主防災組織の育成、防災訓練、防災教育等の場でワークショップの手法を活用することなどにより、住民等のコンセンサスを形成する努力が不可欠」と指摘している。

4 2つの委員会は活かされたか？

ここまで振り返った2つの委員会の報告は、阪神・淡路大震災の試行錯誤を踏まえている。最初の委員会はまず初期に課題になった具体的な手法の整理をし、その後の委員会では被災地の復興の過程を分析して、より難しいテーマにまで踏み込んでいると言える。では、これらが現実の災害時にどう活かされているのだろうか。

2004年は、集中豪雨、10の上陸台風、さらに新潟県中越地震によって、14県（のべ21県）、137市町村（同149市町村）で、災害救助法が適用された（同年12

月5日現在)。台風銀座と言われる太平洋に面した九州・四国の県であれば、「緊急やむを得ない場合には電話により申請」(災害救助事務取扱要項)できる特別基準についても、知識がある自治体担当者もいるだろうが、7月に豪雨災害で被災した新潟県が10月にタイプの違う地震災害に遭ったとたん、10円単位の基準額を気にしすぎて対応が遅れたところもあったようだ。

一方で、県からの要望を受けて、厚生労働省が住宅の応急修理制度の弾力的な取り扱いについての通知を出した。阪神・淡路大震災でも大半が屋根のブルーシート代で、実質的な応急修理はごく一部でしか使われていなかったため、実質的なルール作りは初めて。しかも、重い雪が積るまでに修理しないと間に合わないで、難しい運用が求められた。また、日常生活に必要な居間やトイレ、台所などという応急修理対象部分の工事代金を、業者が県に請求するという方式で、全体額の一部を限度枠まで出す補助金と異なるため、限度額をピタ1文でも超えたら全部が対象外になるという誤解もあった。

現行の災害救助事務取扱要項には「通常の定型的な事業等で、国の補助金順が定められ、これを超える場合に厚生労働大臣に協議して特別基準を設定する事業とは、いささか、その性格が異なる」と解説され、都道府県の担当者を集めた同省の会議や日本赤十字社で実施する研修会でも強調されているのは、通常業務なら支出にブレーキが踏まれる可能性が高いのに、災救法はアクセルを踏めるといふ特異性を知っているかどうか、現場運用をスムーズにするポイントとも言える。阪神・淡路大震災の経験を持つ兵庫県内でも、台風23号で被災した豊岡市から「災害救助法の実務を知る行政マンの支援を」というSOSが出されていたほど。実際の現場を動かす市町村の担当者まで、「アクセル型」特別基準を持つ災救法のミソはなかなか知られてはいないのだ。

2つの報告書では、「救助担当職員に対し、救助に係る実践的な研修を行っておく」、「一般職員の研修においても防災関係科目を積極的に取り入れるべき」とされ、厚労省では、年に1度の都道府県の災救法担当者会議と共に、日赤で行う研修会への参加を求めているが、経験のない担当者に納得してもらうのがなかなか困難だ。都道府県が、市町村に対しても実践的な研修を行うことを求

めているが、質の高い標準的なプログラムがないことが、結局は市町村の担当者の無理解につながっているとも言える。

生活再建の基本的な考え方として、大規模災害の報告書では「被災者が自らの状況に応じて適切に生活再建の見通しをたてるためには、支援策の多様な選択肢を早い段階で提示することが重要」と記した。中越地震でも、1カ月後に新潟県が関係制度をまとめた生活再建の手引を作ったり、行政窓口だけでなく建築士や建築組合らも含めた総合的なワンストップサービスの相談窓口を設置する自治体もあるなどの対応も見られた。また、東京都練馬区のように、地域防災計画に他の自治体への救援計画を明確に位置づけていたことから、被災自治体でできるだけ負荷をかけずに現地に支援本部（サポートセンター）まで自前で設置。広報紙の発行業務や、ゴミの収集など、地元で手が回らない部分をうまくアウトソースさせる活動をした自治体も出てきた。

省庁再編時に、災害救助法の所管を、少人数の担当者だけで対応させられている厚労省から、旧国土庁よりも権限を持って災害対策全般をコーディネートすることになる内閣府の防災担当に移管させようという検討がなされた。その段階では、自治体間調整のような業務に慣れていない旧国土庁側が消極的になって、そのままとなった。現在でも、内閣府や総務省消防庁に移して、内閣府所管の生活再建支援や、自治体の防災施策全体との連携がとりやすい方がよいのではないかとの指摘がある。一方で、法の運用を知らない部署に移管するマイナスも懸念されるが、これは、研究会報告で重要と指摘された災害救助実務の標準化が十分進んでいないからとも言える。当時、無理矢理にでも内閣府に移管しておけば、主要業務と位置づけられて、標準化の検討が行われた可能性があったのではないか。

このように、法制度上は、一通りのラインナップはそろっているものの、現実の運用ではまだまだ混乱が少なくない。応急救助のメニューを起きてから考えるのではなく、平時からその地元で想定される災害を念頭に置き、どのような展開があるのかを事前に考えることが求められているが、現実にはそこまで備えられている自治体は少ない。

避難所開設だけでも大変なことだが、在宅被災者をどう支援するか、学校再開や避難所の閉鎖のタイミングはどうするかなど、決めねばならないことは膨大に出てくる。全てを事前に決めるのは難しいが、その決め方だけでも地域住民を巻き込んで合意しておけば、被災後に住民も当事者として主体的に行動でき、生活再建や地域復興につながる。後手の対応を防ぐ一つのカギは、避難所運営協議会など、従来の自主防災から一步進んだ形で住民と合意形成する場の活用であることは、「価値対立とコンセンサス」という省庁の委員会報告では異例の項目で訴えているところなのだが、残念ながら、十分浸透はしていないのが現状なのだ。

5 事前の問題抽出とコンセンサス作りにまちづくりの手法を

東京都が2003年3月に、行政内部向けだった震災復興マニュアルを大幅改定して都民向けの指針とした「復興プロセス編」を策定した。ここには、大規模災害救助研究会のメンバーが官民ともに関わっており、同研究会で議論した「価値対立とコンセンサス」の視点を復興課程でも取り込んでいこうというものだ。阪神・淡路大震災では、日頃から地域のまちづくりの取り組みがあった地域では、共同生活状態である避難所段階から復興まちづくりまで発展させることができた。避難所の自主運営ができた地域は、地域での暮らしの立て直しの合意形成もしやすかった。平時に地域で問題発掘をし、コンセンサス作りを進め、いざというときには避難生活の段階から地域で復興を考えていく東京都の試みは、マニュアルを見た神戸のNGOが震災の経験がよく整理されて理解されていると水準の高さに感心していたほどだ。

都は、実際に地域レベルでの取り組みを促進しようと、2003年度には練馬区と墨田区内の2地区を舞台に、5カ月をかけて地域協働復興模擬訓練を実施。私も練馬区の西武池袋線中村橋駅近くの貫井地区を舞台にして行われたワークショップに参加した。地元の自治会・町内会とPTAなどで作られている避難拠点運営連絡会のメンバーらが地域の主役で、大学研究者やまちづくり系のコンサルタントが協力し、月に1回の全体ワークショップと、幹事会を5カ月間

重ねて実施した。ガイダンスを受けた後、まち歩きをして危険箇所などの写真を撮って、防災地図を作って地域の弱点を知り、地震後の被災程度をイメージしたうえで、どのような復興まちづくりをすればよいのか、模型を使った仮設市街地を作って発表した。

2004年度には、都内5カ所で実施され、足立区の西新井地区では避難所となる小学校に区民、区や都の職員、研究者、弁護士ら200人以上が集まり、半数近くが泊り込む宿泊訓練を行った。小学校の体育館に泊ってみるという体験訓練は、最近、各地で増えつつあるが、ここでは、避難所の運営や避難所の閉鎖、時限的市街地という3つの時期を想定した3回のワークショップを2日間に渡って実施し、グループで議論をした。「避難者の安否確認に避難所で張り紙掲示の手伝いができる」とか、「地元に建てる仮設住宅の優先入居が可能か」「荒川に避難船を浮かべる」「小規模小学校の統合で仮設や復興住宅の建設を進められないか」「農地や駐車場を活用する」など、あるいは、「地主などとの契約解消のハンコに注意が必要」とか、「地域復興の障害になる恐れがあるとされる個人の自主再建より、地域協働がどうメリットがあるのか判断材料が必要」など、避難生活段階から多様な問題の解決が求められることを、住民として実感するトレーニングが行われた。

このプログラムは地域の住民関係者が、運営協議会を設置して避難所の円滑な運営を心がけるだけでなく、避難所運営協議会が、今後の地域の立て直しのための地域復興協議会にも発展していくことを狙っている。災害の被災者は、何かの被害者ではないし、社会的弱者でもなく、地域で少しでも備えていれば、そこから前に進めることになる。また、平時であるからこそ、その場にさまざまなプロの支援が受けられる。

そこから、国や自治体の防災基本計画や地域防災計画のように、自主防災組織や避難所運営協議会、まちづくり協議会などが、行政や専門家のサポートも受けながら、自分たちの地域防災計画や、事前復興計画を作って備えておく。そのための価値対立とコンセンサス作りが、事前の減災にまでつながっていくのではないかと。生活の再建や復興には、合意形成を重視して、最短距離よりも

やや遠回りで非効率な道のほうが、地域の力がまとまりやすいこともある。日常から、これらのプロセスに多くの住民が参画すれば、平時のまちづくりや地域の魅力アップにつながり、いざというときには、みんなで考えておいた方向で、地域復興を進めていくことができるのではないか。

災害救助の運用を考える上でのキーになる「価値対立とコンセンサス」について、今、最も進んだ取り組みといえるこの都の事業ですら、まだ、緒に就いたところだ。大学やまちづくりコンサルタント、阪神・淡路大震災の支援を経験した弁護士らのエキスパートたちが結集しているからこそ、地域住民の潜在的な力が引き出せているとも言える。いざというときに何が課題になるのか、日頃から気付いてもらい、当事者が取り組む力をより引き出すための周囲のサポートのあり方も、まだまだ試行錯誤の段階である。

2003年にワークショップを実施した練馬区は、震災後から避難拠点は地域の小学校だとして、区職員を拠点の担当に振り分け、住民組織と学校PTAと一緒に、議論や訓練を積み重ねてきた。一見、どこでもやっていそうな方式だが10年近くたって、住民との協働の経験を持つ職員が増え、新任防災担当では太刀打ちできないような強者の住民も育ってきたという。支援を受けねばならない状況であることすら分からない被災自治体の現状を見極めたくて、新潟県中越地震に行政のボランティアとして派遣できたのも、これらの積み重ねがあったからこそと言う。

阪神・淡路大震災の被災地で、生活再建から復興の課程でカギとなったのが「価値対立とコンセンサス」だ。被災前から、少しでもその対立点を先取りし、コンセンサスの道筋を見極めておくこと。そして、避難所暮らしをあなた任せにせず、共同生活ルールを自分たちで作って守っていきながら自分たちでコンセンサス作りをすることが、生活の再建、地域の復興への道筋となる。行政などに任せるのではなく、それぞれが当事者として立ち向かうことが求められるのだ。

生活再建や復興への道筋は、被災直後から始まる。そのためには、応急的な段階からの対応が大切であり、状況に応じて「臨機応変な対応が必要」(大規

模災害における応急救助の指針)とされる災救法で想定されるさまざまな状況を、避難所単位などで想定していき、事前に問題点を先取りしていく地域レベルでの取り組みが、より広がっていくことが求められる。国や専門家による標準化も必要だが、現場で使う住民や自治体が分っていることが、被災後の混乱をより少なくする上では不可欠だからだ。

地域の問題解決能力をどうやって向上させることができるのだろうか。解決すべき問題点に当事者が向かい合えるような情報共有のあり方や、解決へのプロセスの組み立て方、合意形成の図り方の道筋を持っておくことだ。まちづくり協議会の議論が、公園の花壇への水やりのようなレベルから始まるように、避難所のトイレ掃除をどうするかなど、身近で深刻ではない課題から考えていくこともできるだろう。

これまで、専門家や行政サービス任せにしてきてしまったつげが、地域の防災力に弱点として現れている。一方で、災害時に自分ができることで支援したいというボランティアな行動は、この国に根付いてきており、一時の活動から地域での担い手としても活躍し始めている。また、災害救援の対応策を、できるだけ具体的に考えていくことが、都市を中心にした地域のコミュニティの再生・創造にもつなげられるはずである。

もっと、ずっと、きっと

－これまでの10年／これからの10年－

矢 崎 和 彦

(株式会社フェリシモ代表取締役社長)

第1章 神戸との関わり

フェリシモが神戸への移転を決めたのは1994年の秋であった。それまでは大阪の梅田に本社機能を置き、大阪府内数カ所の拠点に分散して企画業務や物流、情報処理などの業務をこなしていた。しかし、フェリシモの将来構想をふまえて物流機能や情報処理機能を集中的にオペレーションできる総合拠点を持つことは長年の課題でもあり、また夢でもあった。また、ダイレクトマーケティング特性の一つである商圏の全国性という点からも物理的に大阪という立地にこだわり続ける必要はなかったし、イメージという観点からは大阪よりも神戸や京都や東京などの都市が我が社にはフィットしていると考えていたので、機会があれば全ての会社機能を大阪以外の都市に移転しようと考え続けていた。しかし簡単なことではなかった。そもそもフェリシモという会社は経済動機や物理的条件だけで意思決定を行うという企業文化はなく、同時に哲学的動機や文化的動機、心理的条件をも大切にしたいと考える風土があったので、心の底からここだ！と確信できるような理想的な場所に出会えるというチャンスには恵まれなかった。

そんな折に神戸に情報物流を統合できる拠点候補地があるという話になり、現在のエスパス・フェリシモフェリシモの情報物流拠点（写真1）の名称一がある神戸市営地下鉄の総合運動公園駅前にある土地を見学に行った。その際に我々の移転の条件の全てを兼ね備えた場所に出会えたと興奮した記憶が在る。その後、その場所に我々の拠点を建設しようということになり、さらに本社も三宮の旧居留地の朝日ビル（写真2）に移転することが決定した。そして、当

もっと、ずっと、きっと

時 1 月末であった当社の決算期末を終えた後の1995年の 2 月に本社移転を行うことになり、そのことを年末に全社員に向けて発表した。年が明け、1 月の半ばも過ぎて、社内には多くのダンボールなどが持ち込まれ移転に向けての準備が始まろうとしていた。そんな時に阪神淡路大震災は起こった。私は西宮市内の自宅で震災を体験したが、多くの人たちと同じように、生まれて始めて遭遇する想像を絶する世界に迷い込んでしまった。

神戸に移転しようと考えたのはそのさまざまな魅力に惚れ込んだからであるが、フェリシモと神戸が真の意味でつながりはじめたのは、あの震災が起点であったのかも知れない。

第 2 章 震災から移転まで

震災発生以来、フェリシモには、さまざまな声が寄せられた。最も勇気づけられたのは、全国にいらっしゃるお客さまやお取引先や知り合いからのお電話や、ファックスやお手紙であった。それらは時間の経過とともに次々に変化していった。震災直後の報道が混乱していたことも在り、地震発生直後に最も多かったのはフェリシモを案じるお客さまのお声であった。フェリシモも地震とともに崩壊したかと心配されるお客さまはフェリシモの安否を尋ねてこられ、会社ごと無くなってしまったと思ひ込んでおられるお客さまからは、会社が復旧したら続けて買いものをするので頑張ってくださいといったような多くの暖かい応援のメッセージを寄せていただいた。幸い、大阪の各地に分散していた会社の被害は最小限であったし、従業員の中には家屋などに甚大な被害を被る者もいたが、生命を落とすものはいなかった。だから良かったと済ます気持ちにはなれなかった。フェリシモの全従業員が同じ気持ちであった。そこからフェリシモの多くの神戸プロジェクトが始まっていった。一つ一つを記すことや説明することが当稿の主旨ではないと思うので、巻末に活動実施項目を記すことにするが、それらの活動を通じてさまざまな気付きを得ることが出来た。

震災発生後の 2～3 日後にポートアイランドに住む知人から受け取った 1 枚のファックスに書かれていた文面が心に突き刺さってきた。要約すると次のよう

な内容の文面であった。「今、ポートアイランドは液状化し、対岸は火の手が上がり燃え続けています。神戸の街や人々は苦しんでいます。しかし、これは単なる苦しみだとは思えません。今回の惨事は神戸という都市が他のどの都市よりも早く21世紀に生まれ変わろうとしている。そのための産みの苦しみだと思うのです。」また、神戸に拠点を置かれているお取引先からは次のような電話をいただいた。「フェリシモさんが移転しようとする朝日ビルは神戸の人々の心のような場所なんです。私はそこにフェリシモさんが移転してくれると聞いて本当に誇らしかったし、嬉しかった。神戸は大変な状態になってしまいましたが、是非、神戸に来てください。」

一方で、神戸移転そのものを慰留する人もいたが、神戸への思いは強くなるばかりであった。そのような状況の中から、今も続いたくさんの神戸プロジェクトを立ち上げながら時が経過していった。結果的に予定より7ヶ月遅れてしまったが、9月になって私たちは大阪から一斉に神戸に移転することになった。引越は週末を使って数百台のトラックと2日間の徹夜作業で行なわれた。会社始まって以来の大イベントであったが、みんな張り切っていた。いよいよ最後の大阪という日に私から全社員に宛て次のようなメッセージを送った。

「いよいよ週明けから、神戸です。」

私たちが神戸移転を決定したのは、昨年の秋でした。それは神戸という場所が、フェリシモの未来にとって最も適した処であると考えたからです。海と山に囲まれた自然と文化の融合した都市、国際的な未来都市、さりげない洗練性が生活に溶け込んだ都市、他の日本の自治体とは異なる先進性に富んだ都市……。これらの全てが我々の独自資源と重なり合い、フェリシモの魅力を更に高度化させる事が可能になると考えました。そのような理由から神戸を選んだのです。

2月に移転しようとしていた、ちょうど一カ月前に大震災が起きました。震災の直後さらに数日間は何が起こったのか、事態はどのように推移していくのか……

もっと、ずっと、きっと

全く予測も出来ない程に混乱していました。

その頃、全国にいらっしゃるお客様から教え切れないほどのお便りやお言葉を頂戴しました。いずれもがフェリシモを案じ、またフェリシモを通じて神戸のために何かをしようという提案でした。そんなお客様の声や社内からの自発的な盛り上がりによって、フェリシモは神戸支援のための様々な活動を実施しました。この事によってフェリシモという集合体の持っている別の側面が良い意味で浮き彫りになりました。それまでに在った森基金やサンタクローズサークルなどなどの様々な活動が次なるステージへと昇華する契機となったように思います。社会やお客様がフェリシモをご覧になる際の見方や意識にある種の変化が現われ始めたようにも思います。単なる通信販売やカタログ販売や小売業といったカテゴリーでは括り切れない別の存在に成ろうとしているという実感を強く抱きました。しかも、それらは偶発的なものではなく我々が意思を持ち、行動した結果、社会が響振してくれたのだと思います。

今にして思い起こすと損得や利害などという感情は全く関係なく、純粋な思いによってのみ行動していたように思います。経過は皆さんが知っている通りです。

幸いにも、会社そのものは殆ど被害はありませんでしたが、社員やお取引先やお客様に多くの被害者が出ましたし、商品によっては入荷できなくなったものも在りました。配送も道路事情によってかなり混乱していました。そういう状況でしたから引っ越しどころではありませんでした。移動の延期を千里、神戸側双方のビルの持ち主が快諾くださり、当初の予定より七か月遅れて移転することになりました。この間、様々な事を考えさせられましたし、いろいろな意見も寄せられました。積極論から消極論まで、あれこれと聞かせていただきました。

そんなこんなの数か月を経て、結局、私たちは神戸に本社を移転します。あの地震によってあんなに素晴しかった神戸の街並や風景のいくつかは記録や記憶のものへ

と変えられてしまいました。残念なことです。しかし復興への足音は確実に始まっていますし、以前にも増して素晴らしい神戸が誕生しようとしているのだと思います。暫く時間は掛かると思いますが世界に類を見ない素晴らしい街へと、二十一世紀に最も近い理想都市へと生まれ変わろうとしています。

ビルや道路をつくれないフェリシモにしか出来ないことも絶対にあるはずです。ささやかだけど明日への希望に繋がるようなそんな何かです。

神戸への移転を、単なる空間的物理的移動の次元で捉えるのではなく、フェリシモは二十一世紀へ引っ越しするのだと考えたいと思います。震災でズタズタに成りながらも未来に一番近い都市創りを目指す神戸への移転は、当初の意味をも包含し超越しようとしている……。そんな気がして成りません。」

第3章 10年間の流れと神戸の魅力

そんな思いを持って、神戸に移り早くも10年目になろうとしている。本社移転の後の1998年には総合運動公園前にエスパス・フェリシモも完成し名実共に神戸の会社になった。現在1100名ほどの従業員が神戸で仕事をし、フェリシモには商談や打ち合わせのため、年間6万人以上の人々が訪れる。会社に来られた方々が異口同音に神戸は素晴らしいとおっしゃる。こんな方が神戸に住んでおられたら神戸の魅力度を増すに違いないと思う人に出会うと、私は是非神戸に住んでくださいとお願いすることになっている。神戸学校（写真3）のゲストスピーカーの方々をはじめとする文化人やクリエイターの方々の多くは、かなり関心を示してくださるし、一緒に何かやりましょうという話になって盛り上がったことも何度もある。

窓から見える海や山や街の景色は本当に美しくいっこうに色褪せることはない。また、当時は全く存じ上げなかった多くの諸先輩や素晴らしい仲間たちと出会うことも出来た。震災から10年という節目を迎えるにあたって当社でもさまざまなプロジェクトが予定されているが、その皮切りとして10年目の神戸カ

もっと、ずっと、きっと

タログ（写真4）を発刊した。新しく元気になった神戸の方々とのコラボレーションによるものであるが、神戸には本当に魅力的な人たちが多い。仕事の関係でニューヨークをはじめ世界中を訪れる機会に恵まれているが、やはり神戸は特別の都市だ。その魅力の根源に在るものは何なんだろうかと考えたことが在る。海、山、異国情緒、ファッション、パン、ケーキ、エキゾチック、港、船、豊かさ、外国人、キーワードをあげると幾らでも出てくるが、これ一つというものに限定することは出来なかった。おそらくは一つ一つの魅力が、さらなる魅力を呼び込んだり、誕生させて、まさに経路依存的に神戸の魅力が形成されていったのだと思う。そこに、これからの神戸の可能性が宿っているのではないかと考えている。

第4章 これからの神戸に思うこと

私がかねてより神戸が生活デザイン都市として再生していけばと考えているが、以前、神戸市長を囲む政策提言委員会にて発言する機会を頂戴した際に、矢田市長にご提言申し上げたことをベースに、これからの神戸に思うことを記させていただくことにしたい。

都市をマネジメントするという立場からではなく、都市に集う人々を全面的に支援するという視点に立った都市運営の在り方を模索できないものかと私は考え続けている。

例えば、ニューヨークという都市には米国は勿論のこと、世界各国からさまざまな人々が、多様な夢を一杯に抱えてやってくる。夢の形は千差万別である。そこが面白く、そして凄い。芸術家として、料理人として、企業人として、弁護士として、あげればキリが無い。多種多様の夢を持つ人々が集まり、同じ夢を持つ仲間と切磋琢磨しながら、ここに暮らす。夢に向かう人々が生活をするわけだから、都市の機能も自ずとそれに見合ったものとなる。そういう状況の中から独特の文化が生み出され、世界中に発信されていく。それがまたこの都市の魅力となり、人を呼ぶ。まさにポジティブスパイラルである。そういう意味では、都市とは夢と夢が触発しあい文化を育み醸成させていく舞台のような

ものだ。日本の中で同じような機能を果たさせるだけの舞台としての魅力度を持った都市は多くはないが、神戸は間違いなくその一つである。何故、舞台としての都市が必要だと考えるか、その理由を述べてみたい。

日本を取り巻く状況が激変している。100年続くとも言われている成熟経済社会、2100年には半減すると予測される日本の総人口減少、国家を超えた地球の競争時代の本格的到来、ますます悪化するであろう環境問題、テロ等の影響による政治不安などの様々な要因によって、生活者の価値観は大きく変化し始めている。

しかしながら GDP の65%を民間消費支出が占めているという事実がある。つまり、国民の支出の向かう方向が国家経済をも左右するということを意味していることになる。それほどまでに生活者の意識と行動が経済的にも大きな影響力を握っていると言える訳であるが、現代社会や将来見通しには、実にさまざまな不安要因が存在しており、それらが現在の生活者意識の根源的不安の原因であるから、そこを解決しない限り真の解決策は見出せない。神戸は、震災と云う十字架も背負っているので、市民のマインドはさらに冷え込んでいるかに見える。

ところが悲観的な状況だけではない。人は未来に生き、夢に生きる存在だからである。だからこそ、人々の夢を発現させる装置や仕組みが必要となる。生活者の意識を変革させていくようなシステムが要求されているといえるのである。そのことを考えたときに、神戸という都市が果たせる役割は少なくない。

神戸には素晴らしい資源があるし、生活者は自己の人生や生活の中で自らが表現者でありたいと多くのシグナルを発信している。ここを繋ぎ合わせれば良い。そのような意味からも、「生活デザイン」を神戸の産業クラスターの中核コンセプトに据えてみてはどうかと考えている。生活者の存在が輝く「生活デザインの都・神戸」の誕生をイメージするのである。

それらによって、この地に住まう人々が自己の人生錬磨や生活演出のための投資の拡大が湧き起こっていく。それらは善なる循環と、正の連鎖を呼び起こすはずである。繰り返すが、人は不安に対してではなく、夢に向かって生きて

もっと、ずっと、きっと

いきたいのだ。行政はそのための支援を行えば良い。多くの資金を投じる必要はない。街の中に眠る多くの資源を開放すれば良いし、企業やNPOにも出来る範囲で参画してもらえば良い。優秀で志の高い人々が神戸に移住してくれる仕組みを創るのも良い。企業誘致だけでなく、企業家を育成する仕組みも神戸らしいユニークなものが創りだせるはずである。ほんの少しの後押しがあれば歯車は回転し始められると思われる。機は熟している。

初期の立ち上げをスムーズにするためには、神戸に点在する倉庫やビルや保養所など各種遊休施設を、神戸を拠点として活動しても良いと考える創作・表現系の世界中のプロフェッショナルたち（ファッションデザイナー、グラフィックデザイナー、インダストリアルデザイナー、Webデザイナーやコピーライター、フォトグラファー、CGアーティスト、ミュージシャン、作家、映画監督、スタイリスト、建築家、フードコーディネーターなどなどの価値を地球的レベルで発信している、または、しようとしている若き才能たち）に無料（もしくは低コスト）で開放し、生活と創造表現活動をしてもらうというのはどうだろうか。

自治体は施設提供や税制面などの優遇措置を講じ、企業は彼らの活動の知的生産物（デザインなど）を購入する。レストランはギャラリーや発表の場として開放しても良いし、新聞や放送などのメディアは彼らの表現ステージを開発提示し（新しいメディアの発刊など）、大学などは彼らをゲストプロフェッサーとして迎え入れても面白い。生活デザインに特化した美術館や大学なども出来ると素晴らしいし、デザインと経営学や工学などとのマッチングによって新しい産業が起せるかも知れない。それは1950年頃から始まったイタリアのミラノの家具産業やファッション産業を超えるものに発展していく可能性すらある。などなどアイデアは無限に広がる。これら諸活動の連鎖により、神戸は生活デザイン都市としてのクラスターがより鮮明となり、その気配を核とした街並が形成され、その実体に人が集い、楽しいショップやレストランが次々に誕生する。地に足付いた持続的発展構造に基づいた賑わいが形成されるという仕組みである。更に、その絶え間なき実践活動によって神戸が生活デザイン産業都市

となり、神戸発の様々な生活デザイン産業が誕生していくことに繋がっていくように思える。

それらの動きが発展することによって「生活デザイン産業－生活演出・人生錬磨型産業－の繁栄と集中化」が起り、雇用機会の増大が計られる。「くらし」が「しごと」を産み、「ひと」を育て「元気な神戸」をつくるという構造が出来上がる。素敵に暮らし生きる生活者が150万人もいて、「素敵なくらしを様々な角度から支援する多様な産業」が存在すると「元気な神戸創成運動の自転化」が始まるに違いない。そうなると、日本はもとより、世界各国に向けて神戸発・日本発の生活文化が発信されていくことになる。

自ずと日本全国、世界各地から人や情報が集うようになる。さまざまな資源は更に活性化され、地球市場を対象とする生活デザイン産業が数多く誕生していく。そんなシナリオは、きわめて実現性の高いものだと思われる。神戸は東京や京都やミラノやニューヨークではない。世界にひとつだけの誇らしい都市、それが私たちの願う神戸の未来の姿である。

神戸は10年前に甚大な被害を被った。しかし、外部の方々の心尽くしの支援と、暮らす人々の熱い思いと行動によって、神戸は再び素晴らしい街を取り戻した。でもゴールではない。ここが通過点であることを忘れてはならない。この街に注いだ情熱を、もう10年持続することができたら神戸はどのような街になっていくのだろうか。

夢は続いている。

もっと、ずっと、きっと。

<巻末付属資料>

フェリシモの神戸のプロジェクト一覧

■1995年

- 1月 被災地への緊急救援物資輸送キャラバン実施（約1億円相当）
「兵庫県南部地震被災者救援義援金」の設置。（1ヶ月で3,929万円）
- 2月 震災ニューズレター「もっと、ずっと、きっと」を創刊
1999年5月までに15号発行（写真5）
「毎月100円義援金」を設置。（6年間で363,902,700円）
ユネスコ共同企画／宇宙から見た神戸をモチーフにしたチャリティTシャツ発売（写真6）
- 4月 「兵庫県南部地震被災者救援義援金」に同額をプラスし日本赤十字社に寄付
- 5月 アダモのチャリティコンサートなど「阪神・淡路支援イベント」をパリにて開催（協力：ユネスコ）
- 9月 フェリシモ 本社を神戸に移転
「もっと、ずっと、きっと」がんばれ神戸コンサート開催
- 10月 ベルマークによる被災地支援活動の開始（最終160校へ約5～10万円分ずつ寄付）
- 11月 1冊丸ごと神戸の元気を応援するカタログ『神戸カタログ』創刊（全国有名書店発売）
カタログの売上の一部を「アート・エイド・神戸」に寄付
ロバート ラウシェンバーグ氏のメッセージをデザインした「サンタクロース基金Tシャツ」発売
「阪神市街地緑花再生プロジェクト」への資金援助（毎月100円義援金）
- 12月 義援金による315カ所の公共施設への支援（神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、明石市、宝塚市、淡路島の小学校、幼稚園、社会福祉施設）
親子無料招待イベント「フェリシモクリスマススクール」開催（以後1999年まで毎年開催）

■1996年

- 7月 義援金によるNGO支援「フェリシモもっと、ずっと、きっとプロジェクト」開始

(4年間にわたり、約30団体の活動を支援／対象仮設・復興住宅約27,000戸)

- 12月 ユネスコ共催国際デザインコンペティション「デザイン21」神戸展覧会を北野・異人館にて開催(写真7)

■1997年

- 4月 「神戸学校」スタート(2004年11月末現在で90回開催)
- 6月 六甲アイランドに期間限定「フェリシモコレクションミュージアム」オープン(～9月)
- 8月 義援金によるミュージカル(神戸のこどもたちが出演)開催支援
- 12月 「フェリシモルミナリエミュージアム」の開催
『神戸カタログ』〈ルミナリエ編〉発刊
「フェリシモハッピートイズプロジェクト第1回」の開催
(全国から寄せられる手づくりのぬいぐるみを神戸に展示(写真8)の後、神戸市内の幼稚園などに寄贈)

■1998年

- 5月 義援金による神戸レインボーハウス建設およびアートルーム運営支援
- 8月 総合施設「エスパスフェリシモ」完成 *日経ニューオフィス賞 他授賞
- 10月 神戸キッズコレクションに出展
- 11月 義援金による第1回「1000人のチェロコンサート」支援
- 12月 「フェリシモハッピートイズプロジェクト第2回」の開催
- 毎月 「神戸学校」開催

■1999年

- 12月 「フェリシモハッピートイズプロジェクト第3回」の開催
- 毎月 「神戸学校」開催

■2000年

- 10月 ユネスコ共催国際デザインコンペ「デザイン21」特別展開催
(神戸ファッション美術館～2001年3月)
- 12月 義援金による「作家たちの大震災」プロジェクト支援

もっと、ずっと、きっと

- 12月 「フェリシモハッピートイズプロジェクト第4回」の開催
- 毎月 「神戸学校」開催

■2001年

- 7月 義援金による第2回「1000人のチェロコンサート」支援
- 11月 「神戸ファミリーアスリート競技会2001」を開催
- 12月 「クリスマスの世界展」を開催（北野・異人館）
- 12月 「フェリシモハッピートイズプロジェクト第5回」の開催
- 毎月 「神戸学校」開催

■2002年

- 2月 神戸キッズコレクションに出展
- 9月 神戸の街をミニチュアで表現する手づくりフレーム発売
（売上げの1%は神戸レインボーハウスへ寄付）
- 12月 「フェリシモハッピートイズプロジェクト第6回」の開催
- 毎月 「神戸学校」開催

■2003年

- 1月 「KOBE HYOGO 2005」プロジェクトを開始
兵庫県・神戸市・プロップステーション・フェリシモ共催事業「CCP」開始
- 7月 義援金による「KOBE HYOGO 2005夢基金プロジェクト」
第一期16の企画に助成（写真9）
- 9月 平和への思いを音楽に託す「セプテンバーコンサート in 神戸」開催
（以後、毎年開催）
- 12月 「フェリシモハッピートイズプロジェクト第7回」の開催
- 毎月 「神戸学校」開催

■2004年

- 11月 義援金による「KOBE HYOGO 2005夢基金プロジェクト」
第二期23の企画に助成
- 12月 元気な神戸の100の物語を紹介する『神戸カタログ2005』発刊（全国有名書店発

売)

12月 「フェリシモハッピートイズプロジェクト第8回」の開催

毎月 「神戸学校」開催(2004年11月末現在で90回開催)

*2004年 文化庁長官賞授賞

■2005年

6月 国際デザインコンペティション第5回「デザイン21」展覧会開催予定

(兵庫県立美術館)



写真1 エスパス・フェリシモ

神戸市須磨区の総合運動公園駅前にある物流情報拠点。ホールやギャラリーも有する総合施設となっている。



写真2 神戸朝日ビルディング

旧居留地に位置する神戸のランドマークビル。本社機能を集約。

もっと、ずっと、きっと



写真3 神戸学校

人々の心の復興支援として「経験と言葉の贈り物」をコンセプトに、各界の第一人者をゲストに招いてのメッセージライブ。1997年4月より毎月開催。



写真4 「神戸カタログ」

震災10年を節目に、今の神戸を伝えたいという思いから、元気な神戸を伝える物語がつまったカタログ



写真5 「もっと、ずっと、きっと」

阪神淡路大震災の支援活動をお客さまと共有した震災ニュースレター



写真6 サンタクロス基金Tシャツ

ロバート・ラウシェンバーグ氏のメッセージをデザイン



写真7 デザイン21
於：神戸ファッション美術館

1995年にスタートしたユネスコ本部・フェリシモ共催の国際デザインコンペティション



写真8 ハッピートイズ
神戸での展示の様子

全国のお客さまにボランティア制作スタッフとしてお手持ちの布でぬいぐるみを手づくりしていただき、そのぬいぐるみを国内外の災害被災地などの子供たちにプレゼントする取り組み



写真9 KOBE HYOGO 2005
ポスター

「“KOBE” 発の新しい生活文化をつくろう」をテーマに夢の企画を公募する KOBE HYOGO 2005 夢基金プロジェクト

企業として住民として

－住民と企業の共生によるまちづくり－

西 河 紀 男

(三ツ星ベルト株式会社代表取締役社長)

三ツ星ベルトは基本理念として「人を想い，地球を想う。」を掲げ，人と環境にやさしい企業を目指しております。

具体的には地域社会との関わりとして**真野地区のまちづくり**，自然環境との関わりとして**学校ビオトープの支援**に取り組み，活発な地域活動を展開しております。

1 真野地区のまちづくり

1-1 真野地区とは

真野地区は，神戸市の繁華街三宮から西へ約5 km，長田区南東部に位置し，面積は約40ha，人口は約5,700人で，民家や商店，さらには機械・金属・ゴムなどに関連した中小零細工場が混在したいわゆる「下町」であります。

約100m間隔で区画道路はありますが，幅員が狭いという住環境上の課題や，人口の減少（過去20年間で半減）と高齢化（5人に1人が65才以上のお年寄り）など多くの課題を抱えています。

1-2 住民参加のまちづくり

真野地区のまちづくりは1965（昭和40）年頃，地域の公害をなくそうとする運動から始まりました。

このような状況の中で，住み・働き・憩う場としての地区のあるべき姿を考えたまちづくりを進めていき，1980（昭和55）年7月には「真野地区まちづくり構想」が提案されました。

神戸市は1982（昭和57）年10月、この構想の趣旨に沿った「真野地区まちづくり協定」を「真野地区まちづくり推進会」と締結しました。

1991（平成3）年には、これまでのまちづくりの成果をふまえ、今後の10年をまちづくり第2期ととらえた新しい計画を提案しました。

しかし1995（平成7）年1月の阪神・淡路大震災によりその環境は一変、約2,700戸のうち約2,000戸が全半壊し、約1,000人が区外に転出。まちづくりについては、全体としては見直しを余儀なくされています。



図1 真野地区まちづくり協定概略図

1-3 創業の地 真野

1919（大正8）年真野地区で創業した三ツ星ベルトは、以来、真野地区に本社を構え事業展開してきました。

1980（昭和55）年、住民主体、行政支援でスタートした「真野地区まちづくり推進会」に当社も参画。「会社も地域住民の一人である」という認識のもと、良好な住環境の整備に地元と一緒に取り組んできました。

2 阪神・淡路大震災発生

2-1 阪神・淡路大震災における活動

1992（平成4）年、三ツ星ベルトは真野地区に工場・研究所を残し、神戸の新たな中心地区「ハーバーランド」に、神戸本社を移転しました。

1995年（平成7年）1月17日発生の、阪神・淡路大震災は、日本初の、近代的都市における直下型大地震であり、市街地に未曾有の被害をもたらしました。

私どもの会社も、神戸市に本社及び工場がありましたので、被害を被りました。しかしながら、社員の献身的な消火活動と、真野地区の住民との共同によ

企業として住民として

る救援活動によって、大火災を食い止めることができました。

震源地を中心とした阪神間の多くは、震度7の地域です。淡路島北部，神戸市須磨区，長田区から阪神間にまたがっています。人口150万人の都市，神戸が，一瞬にして壊滅的ダメージを受けました。

長田区は，住宅の密集と，木造住宅が多い上，朝の炊事時間であったため，火災による被害が大きく，焼死者は神戸市全体の48%，家屋の焼失66%，焼失面積は47%でした。また，神戸市内の火災による損害の50%は長田区で発生いたしました。このような中で私どもの自衛消防隊は，真野地区住民と協力して，大火災を食い止め，損害を少なくしました。当社の被害は，火災からの延焼がなかったことにより，約3億円程度と軽微でした。

大震災では，住民と企業の永年に渡る取り組みが，素早い救援活動につながり，功を奏しました。

この地区は，面積約40ヘクタール，住民約5,700人，町の中を住宅地区と住宅と工場の協調地区に分け，整備を行っております。私ども三ツ星ベルトは，真野地区のほぼ中央に位置し，1919年に創業し，今年で86年になります。会社の自衛消防隊，防災福祉コミュニティ，長田消防署による，防災訓練活動を，年間3回程度永年に渡って行って来ております。

2-2 日常訓練が大火災を食い止める（自衛消防隊）

真野地区の震災での被害は，全体の60%が損害を受け，19人の死者が出ました。写真1は震災後2週間目の様子です。

木造住宅が多く，ブルーシートがいたるところに被せられております。右上広告塔のあるのが当社です。火災は写真の中央やや上，道路沿いの住宅の一部で発生いたしました。



写真1 真野地区(1995年2月8日撮影)

震災当日は、夜勤者及び保安担当、68人がいました。これらの人々によって自衛消防隊を編成し、狭い道路でも有効な、可搬式、動力ポンプ3台、消火器50本と、銭湯の水を利用した住民100人余のバケツリレーによって、一日中消火活動に当たりました。水も、井戸水や運河の水の活用により、社員と住民の消火活動で延焼を食い止めました。

市の消防隊は、道路の寸断、ガレキの山、水は出ないといった状態で、身動きがとれなかっただけに、震災初動時の消火活動は、大変効果的でした。しかし、社員の多くは、家族の安否も判らない中での活動でした。結局、50棟、3,300㎡を焼失しましたが、他の地区の様に、大火災には到りませんでした。



写真2 Mitsuboshi Belt Self-Defense Fire Team

自衛消防隊は、国、神戸市から表彰を受け、会社も社長表彰を行いました。震災発生後、会社の体育館、独身寮等を被災者に開放し、平均300人を、約4ヶ月間収容しました。真野地区では、小学校、保育所なども開放され、これら避難所の世話は、婦人会や自治体が中心になって行いました。震災発生後1時間たらずのこの行動は、神戸市内で最も速い取り組みであり、その模様はNHKニュースが1月31日に放映し、紹介しております。

2-3 住民と共に復旧

町は家屋の倒壊により、道路が通行出来ない状態で、会社では、設備や金型が散乱いたしました。この復旧のためにはクレーン車が必要でしたが、神戸市内のクレーン車の多くは動くことができず、かろうじて大阪の取引業者のクレーン車が動けることが判明いたしました。一般の車は、復旧道路を使うことは禁じられていましたので、住民と会社が市役所に、復旧用クレーン車の派遣を要

企業として住民として

請したところ、「住民と共になら、復旧支援車として証明する。」と認められ、ようやくクレーン車が大阪から直行いたしました。その後住民が3日間、会社も3日間活用して緊急の復旧を行いました。こうして住民と会社との連携で、行政を動かし、素早く復旧に役立てる事ができました。

2-4 ページをめくるマニュアルではだめ！

近い将来、マグニチュード8クラスの巨大地震が発生する可能性が大きいとして、日本で唯一の対象となっているのが、東海地震です。国、自治体、企業でも夫々の立場で対策を立てていました。当社もこの地区にある名古屋工場の「危機管理マニュアル」をモデルとして、全事業所でマニュアルを持っていましたが、今回の阪神・淡路大震災で、反省すべき点が指摘されました。

三ツ星ベルトでは、今回の震災の経験を活かし、「ページをめくるマニュアルではだめだ！」という視点で見直しました。

大震災から得た教訓には次のようなものがあります。

1. 自然の力の偉大さを知った。地球では地震は避けられない。地震に関する知識を学ぶこと。
2. 地震予知は困難。経済的な災害対策しか方法はない。
3. インフラやライフラインは、いつも生きていない。止まっていることを含めたマニュアルを。
4. 都市の中の企業は、住民、自治体との日常的なコミュニティ活動が必要。
5. 災害対策に強いリーダーの育成。

この5つの教訓から、機能別にマニュアルを明確にする。一人では出来ない、ということでリーダーの養成の大切さを感じました。

リーダーの条件として

- ・豊富な職務経験、現場、現物に明るい
- ・防災活動及び訓練の体験者
- ・自社の国内・国外の事業所を活用する能力
- ・自治体、地域社会に明るい

・心身ともに健全　　があげられます。

そのようなリーダーのもと、生産、設備、社員及び地域対策、会社施設での常備品対策のそれぞれにサブリーダーが必要です。

2-5 神戸本社を創業の地「真野」に復帰

「住民と企業が共生し、連携して進めるまちづくり」

私ども三ツ星ベルトがある真野地区は、震災時に大火災を免れたため、再開発地区からはずれ、震災で若い人が他地区へ流出し、高齢化したまちへと変貌してまいりました。震災後の平成11年、真野地区まちづくり推進会から、まちの活性化のため、神戸本社を真野へ戻して欲しいとの要請がありました。

震災で共同し、支援しあえた地域との共生を大切に考え、平成4年から神戸市中央区のJR神戸駅前、ハーバーランドセンタービルにあった神戸本社を、平成12年10月に、長田区真野地区に復帰いたしました。

本社ビルを建て替え、その横に、地域の方にもご利用いただける、コミュニティレストラン「エムエムコート」をつくりました。名前のエムエムは真野と三ツ星のエムで、コートは広場と言う意味です。

平成12年11月5日の、神戸本社復帰オープニングセレモニーには、真野地区の自治会長さん、婦人会の代表、兵庫県、神戸市や長田区の行政の方々、警察・消防・学校等の団体の方々、経済団体の方々をお招きし、三ツ星ベルトが創業の地真野で、「住民と企業が共生し、連携して進めるまちづくり」を提唱し、地域に根ざした企業として、今後も活動し続けることを伝えました。

3 三ツ星ベルトふれあい協議会

3-1 三ツ星ベルトふれあい協議会を結成

真野地区への復帰を契機として、従業員からなる「三ツ星ベルトふれあい協議会」を2001（平成13）年に結成し、ふれあいイベントなどの活発な地域活動を行っています。

①ふれあいクリスマス会

2000（平成12）年12月から毎年開催。地域のお年寄り、子供たちをお招きし、音楽発表会や食事を催しています。こどもたちの元気な歌声がホールに響き玄関ロビーいっぱいのお客様とコンサートを楽しみました。

②私たち、みんなピッカピカの子供たちの開催

3月には雛飾りを、4月には真野地区の子供たちの入学をお祝いし、100匹の鯉のぼりをあげて、人形劇、交通安全のおはなし、白バイ記念撮影、こどもたちの歌など、20代の若い保護者の皆さんとまちの皆様方との楽しいふれあいの場となりました。



写真3 鯉のぼり100匹、子供たちもびっくり

③たなばたまつり

2001（平成13）年7月には、真野地区まちづくり推進会が10年以上前から誘致していた、待望の地下鉄海岸線、荻藻駅が開業いたしました。これを祝って、真野地区たなばたまつりを開催しました。当社の綾部事業所がある綾部市に協力を依頼し、500本の笹を切り



写真4 踊りを披露する真野地区の子供たち

出し、真野地区の自治会・婦人会・小学校・幼稚園・中学校、近隣企業の皆さんに、2万枚の短冊を配布して、震災復興とまちの皆さんの願いを込めたたな

ばた飾りを、真野地区の道路に設置しました。当日は、駅長さんへの花束贈呈、アートパネルの除幕式を行い、三ツ星ベルト構内では、長田の宮神撫太鼓、ハワイアン・フラダンスのステージや地域の子供たちの演技などが披露され、綾部からは、あゆの塩焼き400匹もふるまわれました。

一昨年は「2003神戸・長田たなばたま祭り」として開催し、真野地区をはじめ長田神社前商店街から長田区役所前、御蔵・菅原地区、長田南部地区の商店街を笹飾りで埋め尽くしたイベントに発展しました。四国工場のある香川県さぬき市からはさぬきうどんを提供していただくなど、地域との共生の輪がさらに広まりました。

④あゆのやな漁見学会の開催

笹の寄贈などをきっかけに地域同士の交流が始まり、9月には綾部市の由良川河畔を訪問、真野地区住民、地元企業、三ツ星ベルト従業員など約250人が参加して伝統漁法あゆのやな漁見学会を開催しました。

3-2 コミュニティレストランの開設

真野地区への本社復帰にあわせ、コミュニティレストラン「エムエムコート」を本社ビルに隣接して開設しました。このレストランは、普段は一般の方々にも開放しており、ふれあい行事ではその会場となるなど、地域で気軽に利用できる「心のやすらぎ」の場として活用されています。



写真5 総合防災訓練

3-3 地域と共に

総合防災訓練（1月17日）

当社の防災マニュアルは、震災後整備し直し、備蓄品も事業所内に整備されています。しかしながら、阪神・淡路大震

災で私どもが経験したのは、人の大切さです。

社員の安否確認から始まり、地域との共同による、わがまちを守る活動体制でした。これからも「住民と企業が共生し、連携して進めるまちづくり」を実践し、人と人とのつながりを大切にするよう努力していきたいと思えます。

毎年1月17日には、長田消防署の協力を得て、地域と共に防災訓練を実施しております。私ども社員と共に、真野地区住民のみなさん、近隣企業の皆さんによる避難訓練。消火器による初期消火訓練、バケツリレー消火訓練、長田消防署と自衛消防隊による放水消火訓練を実施しました。

この様に、日頃から地域住民と共に、私どもも真野地区の住民として協同することにより、地域防災に役立つことが出来ればと考えております。

4 学校ビオトープの支援

4-1 神戸市の「ビオトープ計画」を支援

この活動は、震災後、神戸市の学校に対してビオトープ池の造成のため、ゴムシートの無償提供と施工ボランティアを実施しているものです。今までに75件、約9,500㎡支援いたしました。

ビオトープとは、ドイツ語で生命を表すB i oと場所を表すT o pを組み合わせた造語です。野生の生物たちが生まれ育つ、ある地域の生態系を表します。こうしたビオトープを学校園の中に整備して、多面的で持続的な教育活動を展開しようとするのが「学校ビオトープ」の取り組みです。

1996（平成8）年、神戸市は、震災で被災者となった児童生徒の情操教育の一環として、「ビオトープ計画」の推進を決定しました。その一方で「震災で時勢が厳しく、企業の支援がなければ継続は困難」といった問題が提起されました。厳しい状況下ではありますが、当社は基本理念の「人を想い、地球を想う。」に立ち、地域社会との幅広い環境保全の一助にと、遮水シートの無償提供と施工ボランティアによる計画の長期支援をお約束いたしました。

4-2 ビオトープ池のネットワーク

第1号は1996（平成8）年6月北区の君影小学校で、子供たちの協力のもと震災で壊れたビオトープ池の改修を行いました。

2001（平成13）年に開催された神戸21世紀・復興記念事業「ひと・まち・みらい」のイベントのひとつ、ポートアイランド「花みなど・KOBE」会場にもビオトープ池をつくりました。半年で撤去されましたが素晴らしいビオトープ池でした。

ビオトープ池づくりの支援は、1996（平成8）年6月から始めてちょうど9年になりました。

その結果、神戸市内には全国でも類を見ないビオトープ池のネットワークができあがり、各地から多くの見学者が来られ、環境教育の広がりに一役買っています。

池は皆様の協力のもと完成いたします。学校、PTA、地域そして企業が子供たちの喜ぶ姿を思い浮かべながら製作いたしました。

たくさんの感謝状やメッセージをいただいております。「夢をありがとう」とございますが、私共の方こそ夢と希望をありがとうという心境でございます。三ツ星ベルトはこれからも地域環境教育を支援してまいります。



写真6 様々な感謝のメッセージをいただく

5 まとめ（企業として住民として）

私どもは、三ツ星ベルトの製品を手にしていただけた時、どこかぬくもりのある温かみのある製品だなあと、“どこか”と具体的にいえなくても、そのような“ものづくり”を進めたいと思っております。

そのためにも“ものづくり”の環境には、人と人とのふれ合いから生まれる“人を想う”心が大切であると考えております。

まちづくりに関しては「住民と企業が共生して進める真野のまちづくり」を都市政策 No.118

合言葉に、1企業であるとともに、地域の1住民であるというスタンスで、地域との共生、心のふれあいを大切に、取り組んでまいりました。1企業ができることは、ほんとに小さなわずかな事であるかも知れません。

しかし、この下町真野地区で育っていく子供たち一人一人が大人になった時、このまちを“ふるさと”として、懐かしさと親しみを持って、思い出してもらえる、そのような「まち」にしたいと思っております。

震災10年、ひとつの節目ではありますが、三ツ星ベルトの取り組みはこれからも、地域と共に続けて参ります。



写真7 ビオトープ池で遊ぶ子供たち

「できることから」C.A.P.の10年を振り返って

杉 山 知 子

(NPO法人 芸術と計画会議(C.A.P.)代表)

震災から10年。一瞬のうちにすべてがひっくり返された状況の中で、それぞれの立場の人がそれぞれに考え、行動してきた10年だったと思う。そんな中で芸術もまた、自分たちに必要な環境を、自分たちの手で押し広げて来たのではないだろうか。出来ることを出来るところからスタートさせる。そういう地道な動きが、10年経った今、神戸のさまざまなところで新しい芽を出し始めている。

1994年にスタートしたC.A.P. (The Conference on Art and Art Projects)も一足早く10年を迎えた。特に震災や復興を意識してきたわけではないが、震災によって大きく変化した社会状況や人々の意識、神戸市の体制などに少なからず影響を受けてきたようだ。C.A.P.の10年を振り返ることで、芸術の力によるこれからの神戸の新しい可能性を探っていただけたらと思う。

1 C.A.P.のスタート

1994年。当時、神戸市の総合基本計画審議会の委員をしていた私は、地震前のまだ元気な神戸が将来的に計画している様々な文化プランを知り、アーティストのひとりとして大きな疑問を抱いた。というのも、その計画が私たち芸術家が本当に必要としていたり、欲していたりするものとはかけ離れているように思えたからだ。ただただ勘違いの文化施策を見過しているのではなく、せっかく声を出せる立場にあるのだから意見を言おうと思い、私一人の考えだけではなく、同年代のアーティストの意見も聞いてみたいと思った。そこで、最初に11人のアーティストが旧居留地にある私のアトリエに集まることになる。世

「できることから」C.A.P.の10年を振り返って

代的にも油が乗り、それぞれ国内外で展覧会を重ねているアーティスト達だが、自分たちのしていることと社会との隔たりに苛立ちと不満を感じ、また、これからの自分たちの将来に不安を持っていた。神戸市の文化行政プランだけにとどまらず、日本全体の芸術に対する閉塞感、果ては日本の教育にまで話が及び熱い討論となった。

しかし、愚痴ばかり言っても何も変わらない。どうせなら、今ある神戸市の美術館構想に対してアーティストの意見をまとめようということになった。そして、提案書として出したのが「これからの美術館」だ。この時はまだC.A.P.としてではなく、11人のアーティストとしての集まりだったが、この後、自分達アーティストが少しずつでも出来ることをやってみよう、月一のペースでミーティングとささやかなパーティーを開いていくことにし、初めてC.A.P.という任意団体としてスタートすることになる。これが1994年の11月。神戸が震災に見舞われる約2ヶ月前のことだった。

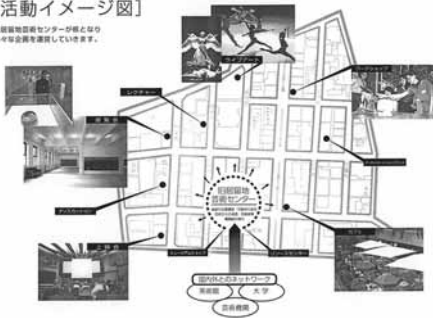
2 「旧居留地ミュージアム構想」

1995年1月17日、午前9時半。その日は初めてC.A.P.として旧居留地連絡協議会の会長、野澤太一郎氏を訪ねることになっていた。C.A.P.の手始めとして、旧居留地内のビルの空き部屋を使って、密かに展覧会やレクチャーなどを仕込んでみようというプランを持っていた。しかし、偶然にもその日にあの大地震。待ち合わせ場所に行ける訳もなく、ただメンバーの安否を確認するのが精一杯だった。3月半ば、地震後はじめてメンバーが大阪に集まった。この時はとにかくみんなが無事で逢えたことがうれしかった。スタートしたばかりでの大きな転機だったが、今後も活動を続けていくことで意見が一致した。

では、この状況の中でC.A.P.として何をするのか。大地震で潰れた街を目の前にして「アートは何ができるのか?」。それぞれのアーティストが直面した問いだった。この頃、美術業界では、盛んにチャリティー展や避難所を巡っての慰問が行われていた。確かに音楽は、地震で緊張した心を溶かし、私自身

[活動イメージ図]

旧居留地芸術センターが核となり、様々な活動を展開していきます。



旧居留地ミュージアム構想イメージ図

ム構想」へと発展していった。

旧居留地には私のアトリエもあり、ミーティングに集まる他のメンバーにとっても親しみのある場所となっていた。そして、何よりも神戸らしいその風格と趣に惹かれていた。倒壊した建物が22棟。いつかは再建する各々のビルに美術館の機能を持ったスペースを備えることで、旧居留地全体がひとつの美術館になる。展示室、レクチャールーム、上映室、ワークショップルーム、会議室、カフェ、ミュージアムショップなどを配置し、それらを企画・運営していく芸術センターを中心に設ける。それらをつなぐ廊下が街の街路だ。美術館という共通のイメージで街を創ること。あれだけの被害を受け、一度に多くの建物が壊されたあの時だからこそできた構想だった。幸い残ったビルのオーナーは将来的な街の魅力作りとしては賛成だったが、潰れたビルのオーナーはとにかくビルを再建することが最優先で文化どころではなかった。震災によって今まで築いて来たものがなくなった時、その人が何を大切にきて、これから何を残していくのが問われたようにも思う。

3 「CAPARTY」

「旧居留地ミュージアム構想」を各方面に提出してからしばらくして、ジベックの下田展久氏より、フランス・マルセイユのアーティストたちから寄せられた義援金の話を受ける。彼らは、マルセイユで神戸の被災したアーティスト

胸が一杯になった。しかし、現実をよりリアルに表現する現代美術家たちに、人を救うことができるとは私には思えなかった。むしろ震災を機会に、目前のことではなく長い目で見た、社会と芸術を結ぶ新しい仕組みをつくれるのではないか。そんな思いが1995年5月に提案した「旧居留地ミュージア

「できることから」C.A.P.の10年を振り返って

トの為に「ACTE KOBE」というコンサートを行ってくれた。そこで集まった30万円程の義援金を届けに代表のコントラバス奏者パール・フィリップ氏が神戸にやって来た。しかし、神戸市の窓口は芸術家の住所録を示すだけで、困り果てたパール氏が知り合いのアーティストに相談し、回り回って下田氏のところへとやって来ていた。下田氏はC.A.P.が「旧居留地ミュージアム構想」を提案していることを知っていて、この機会にいろんな人にこのプランをプレゼンテーションしてみてもと投げかけてくれた。

震災前から不慣れな提案書作りばかりしてやや疲れたメンバーは、ここぞとばかりそれぞれの持ち前のアイデアを出し合って、1995年10月に1回目の「CAPARTY」(C.A.P.+ART+PARTYの造語)を開催する。1000人から集めた1000枚のスライドショー、公開ディスカッション「芸術センターについて話そう」、そしてパフォーマンス+パーティーの3部構成で行った「CAPARTY」へ、交通の不便だったジーベックホールに約160人もの人が集まった。以後、場所を持たないC.A.P.は、旧居留地を中心に、「CAPARTY」として様々な角度から参加型のイベントやアートセミナーを年2回ほどのペースで行っていく。そして「ACTE KOBE」もまた、マルセイユと神戸にそれぞれ組織を作り、互いのアーティストの交流を目的として活動を開始する。

4 C.A.P.のファンドレージング

1996年4月。スイス・ベルンの現代美術館館長・ウーリッヒ・ルーク氏が来日する情報を得て、この機会に神戸でもレクチャーをしてもらおうということになった。すぐさま会場費、DMの印刷費に発送費とお金が必要になってくるのだが、もともとミーティングを主な活動にしていたC.A.P.に全く資金は



CAPARTY VOL.1
「Pachi Pachi1000」(1995年)

なく、取りあえず会場は、フェリシモにお願いしてホールを無償でお貸しいただき、足りない分は当時海文堂の社長だった島田誠氏にお願いして亀井純子基金より援助をいただいた。

こうして、なんとか2回目のCAPARTYはクリアしたものの、資金がなければいくらチャンスがあっても動けないことに気がついた。そこで、C.A.P.の活動支援を目的にしたC.A.P. サポートメンバーシップを開設して、神戸の企業を中心に寄付のお願いに回ることにした。しかし、いくら震災の後だとはいえ、得体の知れないアーティスト集団に援助してくれるほど企業も甘くはない。早速、旧居留地連絡協議会会長の野澤氏にお願いして推薦状を書いていただき、見込みのある企業には前もって連絡も取っていただいて、約60社程の会社を片っ端から回った。そして、多額でなくていいので毎年の援助をお願いした。C.A.P.の活動は1回のイベントをする為のものではなく、長く続けていくには毎年決まったいくらかの見込みが必要だからだ。野澤氏の保証と、震災後お金にもならないことを一生懸命やっていることに哀れさえ感じていただいて、予想以上の寄付金を集めることができた。以後、あまりお金のことを気にしないで、メンバーの柔軟な発想と好奇心をCAPARTYに託すことができた。1999年に行ったCAPARTY VOL.8「CAP HOUSE-190日間の芸術的実験」が実行できたのも、この時からの蓄えのおかげだった。

5 C.A.P. メンバー

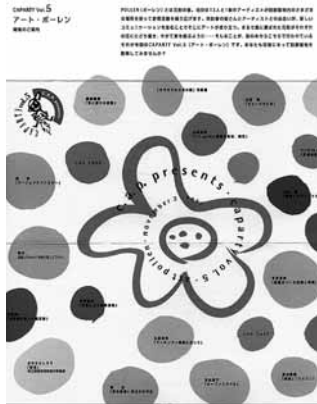
C.A.P.が1994年にスタートした時は、全員がアーティストの集まりだった。しかし、CAPARTYも回を重ねるごとに、企画書作り、DMの発送作業に受付やお金の計算と、当然アートとはほど遠い仕事がかんたん増えた。それと併せて、作品を作ることを仕事とするアーティストには、C.A.P.の活動を続けていくことが時間的にも厳しくなり、手伝えないことの責任の重さなどから何人かがC.A.P.を離れていった。そのかわりC.A.P.に興味を持つアート好きな人たちが受付、発送作業などを手伝ってくれるようになった。また、CAPARTY VOL.5「アート・ポーレン」後、参加した数人の若手アーティスト

「できることから」C.A.P.の10年を振り返って

トがそのまま C.A.P. のメンバーとして企画運営に加わった。

こうして活動を続けていくうちに、次第に芸術愛好者や世代の違うアーティストが加わり、メンバーの幅も広がりを持ってくる。自分たちがやりたいことを疑わずにやっていると、それを見て面白そうだと思えば人が集まってくる。もともと C.A.P. のメンバーになるための約束はなく、本人の自発的な参加のみで、アーティストを始め、建築家、音楽ディレクター、デザイナー、アートマネージャー、会社員、店員、主婦、学生と様々な個性の人々が集まっている。メンバーになる条件があるとすれば「自分のやりたいことを進んで提案」し、「自分のできることは率先して行動」し、「自ら楽しく参加する」ということだろう。NPO 法人になった今でも基本的なこの条件は変わっていない。

art pollen



CAPARTY VOL.5
「アート・ポーレン」(1997年)

6 「CAP HOUSE-190日間の芸術的実験」

1998年の初め、竹中工務店の社員だった永田宏和氏より旧神戸移住センターの話聞く。1994年より空きビルになっていたこの建物を再利用するプランが、各ゼネコンより神戸市に出されたそうだが、震災後の厳しい財政難の中で実現にはほど遠く、棚上げ状態になっていた。個人的にこの建物に惹かれた永田氏が、何とか活用の方法はないだろうかという相談だった。永田氏はアーティストインレジデンスにしてはという意見だったが、この頃ブームになっていたそれは、どこのケースをみても中途半端なもので、滞在するアーティスト（ほとんどが外国人）と地域の人とのコミュニケーションの難しさや継続させていく苦勞などから成功している例はほとんどなかった。そこで C.A.P. と ACTE KOBE の中から有志が集まって移住センターの活用について検討していくこ



CAPARTY VOL.8
「CAP HOUSE-190日間の芸術的実験
オープニングワーク-100人大掃除（1999年）」

うということになった。といっても建物は神戸市のもので、随分勝手な話をしているわけだが、C.A.P.が日頃お世話になっていた当時文化振興課主幹の岩畔法夫氏に早速に話をした。この話に興味を持った岩畔氏はすぐさま庁内の会議に掛けてくださり、役所としては半信半疑だったに違いないが各部署での検討が始まる。C.A.P.が提案したのは、半年間の建物の使用で、半年後には元通りにして出て行きますという条件だった。なぜなら、資金的、労力的にも半年間が限度だと考えていたからだ。今まで一日だけのCAPARTYだったが、いきなり190日間にも及ぶ長期プロジェクトに取りかかることになった。しかし、最初に計画したのは、オープニングにみんなで大掃除をすることと、最後に190日間の成果を見てもらうこと。そして、期間中4枚の新聞を発行し、月2回程度のパーティーを開くことだった。とにかく、何を行うかではなく、アーティストがこの場所をどう使い、どう変化させていくかが今回のプロジェクトの大きな目的だった。

準備で一番苦労したのが消防署とのやり取りだった。移住センターは後に准看護学校になっていたが、その消防設備は新しい基準には到底及ばず、190日間とはいえ最低限の設備を備えなくてはならなかった。お化け屋敷のような怪しい建物に、ただでさえ不可解なアーティストが使うというのだから、消防署が警戒するのも当たり前のことだったのかもしれない。不特定多数の人は集ま

とにした。

約1年半に渡る話し合いの中で次第に「アートセンター」という漠然とした形がそれぞれの頭に浮かんできた。イメージは人によって違うのだが、たくさんの意見の中から「アーティストの遊び場」「混在」「教育」という共通の言葉が見つかってきた。このキーワードを軸に取りあえず実験してみよう

「できることから」C.A.P.の10年を振り返って

らないと説明していたところ、オープニングの翌朝に「旧神戸移住センターを130人が掃除！」と新聞に載ってしまい、早々に消防署の担当者から呼び出され、約束が違おうと大声で怒鳴られた。しかし、こんなやり取りが消防署の人も巻き込めた良い思い出かもしれない。後にCAP HOUSEプロジェクトを継続する際、誰よりも積極的にこの場所を暫定利用ではなく恒久的な場所にするよう神戸市に話を進めてくれたのが消防署だったのだ。

さて、こうして1999年11月3日、ゼロからのアートの実験が始まった。アーティストは自分たちのアトリエをそれぞれに作りはじめた。寒い時期だったので暖かいお茶も飲みたくなる。では、みんなが集まってお茶が飲めるスペースを作ろう。ゆっくり本も読みたいよね。では、図書スペースを。作品を並べたいね。では、ギャラリーをと、次々と機能するスペースを自分たちの手で作っていった。C.A.P.事務所、木工室、子ども部屋・・・誰も使用のない場所を生きた場所に変えていく。アーティストにとっては大きな遊び場だ。こうして190日間の実験の成果を「welcome to CAP HOUSE」という3日間のイベントで締めくくり、2000年5月10日にCAP HOUSEプロジェクトを終了する。

期間中、さまざまなお客さんが遠くからもCAP HOUSEを訪ねてこられた。新聞や雑誌、テレビなど各メディアにも取り上げられた。決まってみんなこれから先の継続の可能性を尋ねた。私自身、続けるべきかきっぱりとやめるべきか正直なところ迷った。継続するとなると資金的にも厳しくなってくる。また、半年間だから続けられた管理人も、続けるとなると専任のスタッフを見つけなければならないなど様々な不安があった。しかし、190日間の最後に行った公開ミーティングでは、参加したアーティストやスタッフの多くはなんとか継続する方法を見つけたという意見だった。C.A.P.はいままで場所を持



CAP HOUSEプロジェクトのスタート（1999年）

たないで活動してきたし、ソフトがあれば場所はいらなかったと思っていた。場所を持つことで今までの気楽さがなくなってしまうのではないか。でも、こうして自分たちの思うままに活かすことの出来る場所があれば、今まで以上に多くの人がいつでも集まることができ、さまざまなコラボレーションも生まれる。なんとか継続させる方法を探すことになる。

7 CAP HOUSE プロジェクトと神戸市

半年間限定という条件でアーティストに使用をまかせた神戸市だが、半信半疑だったせいか、多くの職員の方がC.A.P.のこのプロジェクトを自分の目で確かめに来られた。印象深いのは、中央区のまちづくり推進課の方が来られて、きちんとゴミの分別をしているのにえらく感心されていたこと。余程アーティストはちゃらんぼらんな人種だと思われていたに違いない。こんな些細なことでも信用できる人たちとってもらえたことは、実は付き合いを続けていく上で最も大切なことだ。そういう意味でも、190日間のCAP HOUSE プロジェクトは、C.A.P.と行政がこれからうまくやっていけるかどうかのお見合い期間だったかもしれない。2000年5月に終了してから、C.A.P.と神戸市の担当部署との間でCAP HOUSE プロジェクトの再開の可能性について検討をしていた。丁度2001年に神戸市が全市を挙げて「神戸21世紀復興記念事業」を計画している最中で、C.A.P.もこの事業のひとつとして、「居留地映画館」という



CAP ギャラリー

イベントを請け負うことになった。そのため、表向きには居留地映画館実行委員会が旧神戸移住センターを準備のために使用するという名目で、実際にはCAP HOUSE プロジェクトの再開となったのだ。こうして復興記念事業が終了する9月末まで活動を継続し、再びCAP HOUSE は閉館することに

なる。

1999年にスタートしてから2年足らず。いよいよ暫定利用もここまでという時。移住センターの直接の窓口になっていた国際課から相談があった。CAP HOUSE プロジェクトをスタートさせたほぼ同時期に、ブラジルでは日系の人々からこの建物を保存して欲しいと



CAP リビングルーム

いう願いが出されていた。一時は取り壊す話もあった建物だが生きながらえることになったのだ。しかし、保存するには管理をしていかななくてはならない。普通の人にはとても使えない廃虚同然の建物を、アーティストだからここまで活かしてこれたのだ。このまま無人の建物になると、もとの状態に戻るのには目に見えていた。これから誰がどうやって管理をするのか。CAP HOUSE プロジェクトに理解のあった国際課から、このまま管理をお願いしますかという話になった。今まではC.A.P.の意志でやってきたのだが、神戸市の仕事としてアート活動を行っていくとなると条件は変わってくる。常駐スタッフの確保と併せて、事業を継続していく資金が必要だ。しかし、すべての事業費をカットしている財政難の神戸市に、新しいことに予算を付けることはとうてい無理な話だった。再三の交渉の結果、C.A.P.は建物の管理のみを仕事として請け負い、アートスペースとしての活動は今まで通り独自の運営で行うことになった。そして、神戸市の事業委託を受けるために、任意団体だったC.A.P.をNPO法人「芸術と計画会議」(C.A.P.)として立ち上げることになる。

8 NPO 法人と指定管理者制度

2002年4月、C.A.P.はNPO法人を取得し、旧神戸移住センターを使って新たにCAP HOUSEプロジェクトをスタートさせた。ぎりぎりの予算の中でディレクターと管理人の2名の有給スタッフと、あとはC.A.P.のメンバーが



アーティストトーク「ドローイングをめぐる」(2002年)

自主的に参加して活動を支えている。今年でCAP HOUSEプロジェクトも5年が経過した。アトリエ活動を主な目的としているが、「CAP STUDY」としてアーティストが各種講座をひらいたり、「ショーケース」というくくりで若手アーティストにギャラリーでの発表の機会も提供している。また、1階リビングルームのカフェ

は自家焙煎したコーヒーを飲ませてくれる居心地の良い空間に生まれ変わるなど、カビとホコリだらけの空きビルは、今では手が入っていないところがないくらいにどこもかしこも有効に使わせていただいている。

しかし、この建物の委託先は2年ごとの公募で選ばれ、また当然のことながら委託費は単年度でしか決まらない。それに対し、準備に時間のかかる展覧会などは1年後、2年後を見通して計画を立てていくため、将来的に何の約束もないまま計画だけが進んでいるのが現状だ。

最近、アートNPOの間では、指定管理者制度が注目されている。使われなくなった建物の運営・管理をある一定の条件を出して公募し、適切な団体を選んで任せるといったものだ。C.A.P.は指定管理者制度が世間で話題になる前から既に神戸市と同じような関係を結んでいたことになる。そのためか最近、先駆的な例として各地からの見学の申し込みが相次いでいる。この制度もこれからはますます広がり、様々なところで市民グループと行政の協働事業が行われていくだろうが、その中で必ずポイントになってくるのが公平性ということだろう。今でも公平=平等と間違った認識で捉えられることが多々ある。公平性ということで、ひとつの団体とある程度仕事をしたら、その実績は全く評価されず次の新しい団体に仕事を回す。行政と仕事をしているNPOがよく嘆いている現状だ。本当の公平性とは、与えられた条件の中で、その能力と実績を正し

「できることから」C.A.P.の10年を振り返って

く評価することではないだろうか。これからは、正しい評価ができる行政こそが、相互の信頼関係のもとにNPOや市民の参画と協働を現実のものとして成果を上げ、互いに言いたいことの言える強いパートナーシップを築いていけるのだと思う。

幸い神戸市の場合、震災によって行政と市民がお互いに出来ることを分担し、何とか自分達の手で自分達の街を良くしたいという気持ちで乗り切ってきた。その信頼関係が他都市にみられる強い行政と雇われてるNPOの関係ではない、一歩踏み込んだパートナーシップを築いてきていると実感している。

9 これからのC.A.P.の方向

この10年間、スタートした時から、ハードではなくソフトを、場所ではなく人をという気持ちで、行き着く先を決めないままに歩んできた。おかげで様々な人と出会い、多くの繋がりを作ることができた。それは、この10年間のC.A.P.の財産といっても言い過ぎではない。そして今のところ、旧神戸移住センターというアーティストにとっては絶好の活動の拠点も与えられている。最近ではCAP HOUSEは場所の名前ように思われているが、実は今もCAP HOUSEはプロジェクトでしかない。

今のC.A.P.の課題はなるべくシステムを作らないこと。プロジェクトだと言いながらこうして場所を使っていると、どうしても運営していく為にいろんなことをシステム化してしまいがちだ。普通はシステムを作ることのできるような細かいことが省かれてスムーズにことが運ぶのだろうが、C.A.P.の場合、スムーズになる程、実行していくメンバーが面白くなっていく場合が多い。「芸術と計画会議」という名称にもあるように、C.A.P.がやろう



「アート林間学校」(2003年)



コンサート「ガムランデパート」(2004年)

としていることは、結果を出すことが大きな目的ではなく、その結果に至る過程をも芸術活動だとしているからで、先が見えることには今ひとつ興味がなくなってしまうのだ。しかし、多分こうして自分達がわくわくするコトをやっているからこそ、多くのアーティストがCAP HOUSEプロジェクト

に参加し、多くの方がC.A.P.のファンになってくれているのだと思う。

場所を保ちつつ、いつまでも新鮮で柔軟なわくわくする気持ちを持ち続けること。一番大切で実は一番難しいこと。これからのC.A.P.の方向であり、CAP HOUSEプロジェクトの実験課題でもある。

震災を契機とするボランティア・市民活動の展開

黒 田 裕 子

(NPO法人 阪神高齢者・障害者)
支援ネットワーク理事長)

はじめに

1995年1月17日未明に発生した阪神・淡路大震災から、もうすぐ満10年を迎えようとしている。「あの日」「あの時」のことが今でもしっかり目に映っている。そして、あの臭い、あの音、「ガタ、ガター、ビシービシー」と崩れ落ちる茶碗、本の音、コンクリートの崩れる音、そして人々の声が耳元で「助けてー」「助けてー」と聞こえてくる。このような状況の中で、ボランティアたちは、住民のニーズにこたえようと声をかけあいながら、「いのち」を守れの合言葉で活動を始めたのであった。

この10年間の足跡には様々な思いがある。その一つひとつに意味があり、新しい市民社会を発想展開してきた。これからの市民社会のあり方、市民の手で政策提言をしたこと、また出来たことなど、これまでの活動を通して共に考えたい。そしてこれからの市民活動をより成熟させるためにも、活動してきたことを述べる。

1 阪神高齢者・障害者支援ネットワークの概要

「あの日」「あの時」に設立された当ネットワークは、「いのち」をキーワードにして、医師・看護師・社会福祉関係者が集まり、その日の夕方に設立されたボランティア団体である。公園の片隅に被災した高齢者が蹲っているのを見し、このままではいのちの危険があると考え、これらの人々の「いのち」を救うために「ケア付き避難所」を開設した。開設と同時に、家族が連れてきた

り、近所の人々と共にこられたりする方々を収容し、なんとか危機を逃れることができた。

高齢者の1人が、「寒かった。もういのちはないと思った。何とか助かってよかったー」と涙を流しながら話されたことを、いまだに忘れることは出来ない。避難所で生活をされている大勢の高齢者は衰弱し、中には息を引き取られた方もいたようだ。

このような緊迫した状況下で、神戸長田高齢者・障害者支援ネットワーク（現、阪神高齢者・障害者支援ネットワーク）は、緊急二次避難所としてサルビアデイホームを拠点に高齢者や障害者の緊急支援を行ってきた。

そんな中で、生活の場が仮設住宅へと移動した。緊急支援から継続的生活支援へとニーズが変化した。当ネットワークとしても、刻一刻と変化する被災地の状況に合わせた、新たな展開を行った。

2 仮設住宅へとボランティア活動も移行

西神中央にある大規模仮設住宅に活動の拠点を置いた。同仮設住宅の居住状況は1,060世帯、1,800人。高齢化率47.4%である。南北に扇状に建ち並ぶ仮設住宅は、端から端まで約1.5キロ。徒歩20分はかかる。ここに暮らす高齢者の状況は、今後の日本の社会を物語っていた。この先取り社会たる仮設住宅でも、「いのち」をキーワードにした活動を展開した。

仮設住宅に住む高齢者は、何とか住まいを確保することは出来たものの、入居者はバラバラの地域から抽選で集まったために、家族・個人として生活しているだけで、そこにはコミュニティが無かった。隣人も知らない。相互扶助は全くなされていない。高齢者は非常に危険な状態にある、と考えた。そのうち、痴呆症も3人から3倍になった。

我々は、1995年6月15日、集会所を持たない仮設住宅住民の集いの場として「ふれあいテント」を設営した。40畳ほどの大きなテントで、その設営にあたっては、住民の協力も得ることにした。6月22日には、「自治会結成集会」をふれあいテントで開催した。

集会では様々な問題が出された。一番は通路の未舗装だった。我々は、この件については、「まちの安全」を図るために全国に呼びかけ、10tトラックに40杯の砂利を集め、通路の完全な舗装を行った。またゴミの処理、一人暮らしや高齢者の生活・介護支援など、生活する上での全般にわたって問題が浮上した。

我々ボランティアは、仮設住宅において24時間体制で住民と共に活動することにした。当初の仮設住宅は本当に息をのむ光景で、ただ呆然と立ち尽くすばかりだった。「荒野の中に取り残された高齢者の群」という印象だった。立ち尽くしてはいられない。災害弱者の対応に全身全霊で取り組んだ。

その一つとして、仮設住宅の長屋の8軒を使いプライバシーを保持したグループハウスを作ることを行政に提案した。初めてのことであり、難問のようであったが、交渉を重ね設立することになった。仮設住宅にグループハウスが出来るのは、日本で初めてであった。

8軒の長屋は廊下のみ突き抜けになっており、部屋とトイレは固有性を尊重した。痴呆症・虚弱者・アルコール依存症の方々に入っていただき、復興住宅に転居後もスムーズに生活できるための手段（準備）として取り組んだ。

痴呆症の方が、ここの生活で徐々に回復を見せることができた。トイレにも行くことが出来なかった人が、一人で行けるようになったことは大きな収穫である。アルコール依存症の方の場合は、復興住宅での自立した生活を考え、食事づくりを共にした。「やれば出来る」と食卓にいくつもの皿が並ぶようになり、嬉しそうな笑顔と声がはずんだ。

このことは、日本ではまだどこにも無いことをいち早く手がけたものであり、これからの社会をボランティアでも提言し、実現できることを確信をもって全国に伝えていきたいと考えた。

「やれば出来る」をモットーに、目の前にある厳しいニーズに対し真剣に取り組むことによって、何とかできると考えた。

仮設住宅には、これからの日本の社会で起こりうる問題を先取りしている側面がある。その問題を将来予測を踏まえて考え、一つひとつを解決できるよう

に真正面から向き合う姿勢を教示したのが仮設住宅である。また、「地域」と「くらし」の一体化、「地域」が「地域」を支えることの重要性を理解させたのも仮設住宅である。

不便で危険な生活環境の整備，一人暮らしや高齢者の生活・介護支援などボランティアに出来ることは多いように感じ，また，当ネットワークの正念場がそこにあると考えた。

次に被災者の生活の場は仮設住宅から復興住宅へと移行された。

3 仮設住宅から復興住宅へと活動を移行

1999年，西区の仮設住宅は解消された。復興住宅へと移行されたことを喜ぶべきではあるが，心から喜ぶことはできなかった。

またもや抽選によって，隠れるようにして仮設住宅を後にされた人々は多かった。が…，復興住宅の鉄の扉は重たく，外部の音を耳にすることが出来ず，そこに住むことに不安を抱く人が多かった。復興住宅の中は，再びコミュニティの無い生活が待っていたのである。仮設住宅の当初の姿が復興住宅の中に現われている。住民の声は「仮設に帰りたい」「仮設が良かった」となり，永住が出来る復興住宅は人々の心を暗くさせた。

我々の活動も，24時間体制で復興住宅を支援することに決めた。また，復興住宅でのコミュニティ作りに専念した。そのことが，一人の人としての「いち」を救うことが出来るからである。

仮設住宅と違って密閉された集合住宅における虚弱者および気になる方の対応として，いち早く行けるためにと「鍵」を預かり，そして復興住宅の所在が広範囲にわたっていることから，必要とするところには巡回訪問を行った。そうすることで，危機状態から逃れることが出来る。住民には「安心して住むことが出来る」と話している人もいた。

仮設住宅に続く復興住宅支援では，次のような新たな課題が予測された。

復興住宅に移行しても「老人」の顔があちこちにあった。助けを求めている者の顔は淋しそうであり，思いに沈んでいた。「何とかしなくては」との思い

が心を引き締めた。

「安心」「安全」のまちづくりと言っても具体性のない言葉の遊びに過ぎない場合がある。高齢者が求めているのは現実に即した本物の「まち」である。真の意味で何をするのが「安心」で「安全」な生活ができる「まち」なのかを考えた。

ボランティアだから出来ることの一つに、住民が発する言葉の裏にある重いメッセージを読み取ることがある。多くの住民と真剣に向き合うなかで汲み取ることが出来るものだと考えている。我々はこれらの言葉の一つひとつを生かしながら活動を展開させた。

仮設住宅で展開したグループハウスが、とても高く評価された。それは両者（担う者と担われる者）にとってもうまく機能した。その経験をもとに、住宅街の中にグループハウスを開設した。普通の一軒家にグループハウスとデイサービスの併設である。

その住宅地では、この事業に反対した家が一軒あった。高齢者を締め出すような住まい方をされていた。それからは日々の活動の中で、挨拶を交わり、グループハウスやデイサービスの説明をし…ということを重ねて、今ではこの一軒も了解を得ている。いずれは自分の問題としても考え、豊かな生をまっとうして頂くことを願っている。

震災によって浮上した高齢者問題については、これまでの福祉施策では不十分なことが明らかになった。このグループハウスで、我々は一人暮らしの男性と24時間共に生活することにした。

この男性は、名古屋から神戸に移ってきて住宅を見つけたばかりであった。そこで遭遇した震災はショックが大きく、仮設住宅でもふさぎ込みがちだった。その上に、人工透析を週3回受けていた。我々はこの男性に新しい住まい方を提供することにした。この住まい方を神戸から発信することで全国の皆様に周知して頂き、次への参考となればと願うものである。

一軒家には3つの部屋があり、その一部屋を男性が使っている。人工透析を続けながら、男性は快適に過ごしている。更に訪問介護を受け入れ「くらし」

の部分を守った。我々も共に生活をしているので、夜中に何かあればすぐにその対応が出来る。

また、当ネットワークでは「出向かうショートステイ」を行っている。一般に言うショートステイは、施設に来てもらっての対応であるが、環境の変化から痴呆症の場合には進行する可能性もある。そこで、そのような可能性を排除するために、介護者が要介護者の自宅へ出向き、自宅におけるショートステイを行うのである。これも、初めての試みとして実施しているが、いずれは国の施策として組み込まれることを考えている。

高齢者の問題に関しては、ボランティアの方がより身近に接することが出来たので、我々には様々なことが見えてきた。

震災によって、福祉施策の遅れは明らかになったのである。仮設住宅やその後のグループハウスで成果が上がったこと、提言をしてきたことで、2006年には法制度の改正の中に取り入れることを国が打ち出した。それは、NPO法人も宅老所・グループハウス・グループホームを事業として立ち上げられること。また、利用者は宅老所に宿泊しようと思えば可能であり、終の住家にしようと思えばそれも出来るということである。

このように変革したのも阪神・淡路大震災により、高齢者の問題が見えてきたこと、より身近で問題を汲み取ったボランティアたちが提言をしてきたことの成果であろう。ボランティアの活動には制約がない。だからその活動は真摯に行えば、発想は豊かに展開していく。更にその発想は、社会的責任を持つ事業へと発展する。

4 なぜ、ボランティア活動を行ったか

先述した我々の活動は、地域住民と共に歩んだものである。本物である。そこには事実がある。事実と向き会う中で、今、何をしなければいけないのか、何が大切なのか、そしてその優先度はと考えると、地域住民にとって何が大切であるかを考えて行動する。

一つひとつの行動には意味付けを行い、その行動に信念と責任を持って展開

震災を契機とするボランティア・市民活動の展開

するようにしている。ボランティアであっても理念を持って実践することである。理念を持つことで、次から次へとアイデアが誕生する。

ボランティア活動も市民活動の一つである。市民が市民を支えることで、新たな発見も出てくる。

震災復興の流れの中で、現状を踏まえて、様々なことが提言できる。行政の枠組みでは難しかったサービスがある。しかし、ボランティアの立場で自由に真剣に取り組んだ結果から提言し制度化された時、ボランティア活動を実践していることの意味を感じる。

震災が契機となってボランティア活動を行っているが、ボランティア活動は自分の成熟である。筆者は成熟を2つに整理している。①知的成熟 ②人的成熟である。

知的成熟は、対相手と向き合う中で、常に「人間」と「くらし」に視点を置いておけば、今、ここで何をしなければいけないかが、固有性を尊重しながら、現状の流れの中で意義深く浮上してくる。こうした思考が深められるのである。

また、人的成熟は、何かを実践しようとした時1人よりは2人、2人よりは3人というように、組織的活動をするにあたってはネットワークが重要となり、新しい発想展開、生きた活動に結びつく。このようにして、ボランティア活動も大きく変革の道を歩んだ。

5 震災を契機としたボランティアの変革

震災で誕生した言葉の中に「ボランティア元年」がある。その言葉が生まれて10才を迎えることになった。震災直後、全国より集まった大勢のボランティアによるこれまでに見られなかったほど豊かな活動がその言葉を生み出した。

ボランティアたちは、当初それぞれが自分の思うままに個で動いていた。それでも対象（被災者）は受け入れてくれていた。そのうち、ボランティアたちも自分の活動の場を通して何かを感じ、「これで良いのかな」と思うようになり、組織的な活動が始まった。地域社会の中で、相手との信頼を図るために、マネジメントをしっかりと取るようになった。長期にわたっての実践活動だから

こそ大切であるとも感じた。さらに言えば、組織の中にはリーダーがいる。そのリーダーの持つ理念に賛同できるボランティアが集い、共に活動し、組織を守ってきたのである。

ボランティア活動を通じて、今、迫られている問題について徹底した議論を積み重ね、政策提言まで出来るようになった。また、県や市の委員会・審議会においても、実態を基礎においての発言には重みがあり、意味あるものとして議論が出来るようになったことは成長の一つの形ではないだろうか。市民活動者として、地域に根ざしての展開は大きな意味があった。

NPO 法についても、神戸のボランティア活動が制度化を推進させた。ただ、この法律の制定にあたって、神戸の被災地で活動した者が、その制定過程で議論に加わっていないことは残念なことである。

6 NPO 法が震災を通して制定

「NPO 法」の立案は、震災の前年の1994年11月に誕生したシーズなど市民による活動を支える制度を作ろうという運動をベースにして、動きはじめた。震災直後の1995年2月には、政府の主導により「ボランティア問題に関する関係（18）省庁連絡会議」が結成された。が、この連絡会は「神戸のボランティアに政府でも何かできれば」といった震災対策の一環であった。このようにしてボランティア活動は認められるようになったが、実際には神戸のボランティア活動は政府の発想以上のものを展開しているといえる。

当ネットワークもさらに活動を深化させることにした。次に述べる活動は、地域の人々を含めた活動である。

7 伊川谷工房での活動は地域を含んでの展開

西区伊川谷、地下鉄伊川谷駅構内で地域の拠点となる空間を運営している。

デイサービス・仕事場・そして誰もが利用できる喫茶がある。この空間は多くの人々によって埋められている。利用される方の多くが高齢の男性・女性であり、地域の人々である。

高齢者の問題においては、NPO 法人の下で生きがい対応型デイサービスを行っている。

毎日の工房の中は大きな笑い声があり、声にも張りがあって、とても楽しく過ごしている。「生きがい対応型デイサービス」そのものである。

生きがい対応型デイサービスとは、少し元気な人（介護保険で言うところの自立あるいは要支援）がより一層元気になること、あるいは介護度が進まないことを願って、制度化されたものである。我々のこの事業には痴呆症の人、ガンの末期の人も利用している。元気になり、また痴呆症が改善したり、ガンであることも忘れるくらいの「生きがいづくり」になるようにと、スタッフ一丸となって頑張っている。

今後は、法人となったことをきっかけに、ここを拠点として介護保険下の事業展開を考えている。2006年に見直しが予定されている介護保険制度である。「いのち」に視点をおいての新たなケアのあり方が提起できればと考えている。

また、新大池東住宅支援についても、震災で誕生した新しい発想展開である。10年目にして、復興住宅の1室を借り受け、同住宅を中心に地域見守り事業を展開している。

ボランティアやNPOによる公営住宅の空室利用については仮設住宅閉鎖の（1999）の直後から県や市にたびたび提言してきたが、やっと実現し、自治会をはじめ社会福祉協議会、民生児童委員との連携のもと、お茶会・健康相談・何でも相談・イベント支援などを行っている。行政施策の新たなモデルケースとして、この活動から見えてくるものについて提言を行いたいと考えている。

また、NPOが自治組織の縦割りの中に入り、ボランティアの柔軟性をもって地域の円卓会議に加わりコーディネートも行っている。この発想も新しい展開である。NPOが自治組織の中核に入り、縦割りから横の連携が取れるようにと住民に働きかけることにした。2年続けてこの会議に取り組んできた結果、地域全体が良くなってきた。そして、住民の一つひとつの発想が豊かになった。これも全く新しい試みである。こうしたボランティアの実践が地域社会の変革を促すような活動に更に力を注ぎたい。

以上に述べたような市民活動を展開するためには、資金面をどうするかが重要な課題である。我々の活動から見えたことはマネジメントの重要性であるが、「人・物・金」に関するマネジメントを外すことは出来ない。そこで日本で初めて出来たのが「しみん基金・KOBE」である。

8 「しみん基金・こうべ」とは何か

阪神・淡路大震災では、全世界から実に1,800億円の義援金が寄せられた。ボランティア団体にも、兵庫県と神戸市が設立した阪神・淡路大震災復興基金をはじめ、民間からも災害バブルとさえ言われるようになるほどの多額の活動資金が投入された。

しかし、震災3年目からは資金のパイプは細くなってきた。民間基金では大口の「阪神・淡路コミュニティ基金」も1999年3月で閉鎖されることが決まっており、それでは、ボランティアの活動が先細りになるのは眼に見えていた。震災で育ったボランティア活動、まだまだ必要とされるボランティア活動を存続させるため、「市民が、市民の手で、市民のために作る基金」を作ろうと活動仲間より声をかけられ、「しみん基金こうべ」を設立した。しみん基金こうべの構成メンバーは、民間・企業・学者・行政といった分野から成り、今問われている協働をも形づくる日本で初めての団体である。

21世紀は市民が主人公になる時代である。自発的、主体的な市民による地域連携型の組織が、責任を持って社会に参画し、自分たちの地域と暮らしを支え合う。私たちは次代に向けてそのような「市民社会」を確立したいと考えた。

阪神・淡路大震災を契機として、市民一人ひとりのボランティア活動やNPO・NGOによる公益的な活動の意義と重要性が再認識され、社会的にも認知された。そして、しみん基金こうべの活動に関心を示してくれたのが「阪神・淡路コミュニティ基金」であり、3月の閉鎖を前にして3,000万円の助成をいただいた。これが大きな基本財産となった。また、神戸市からはNPO支援のための地域支援センターの一つであった中央区ボランティアセンター分室の一角を無償で借り受けることが出来、事務所も確保できることになった。

震災を契機とするボランティア・市民活動の展開

NPO 法人の認証を受け、2000年1月26日に法人登記も完了して、市内で活動する市民団体には活動資金を提供し続けてきた。しかし、資金面での苦労はいろいろあった。市民活動団体からは大きな期待が寄せられているにもかかわらず、寄付の集まり方は芳しくなかった。

神戸復興塾からは、同団体が企画している「こうべiワーク」に参加された皆様の参加費を提供していただいた。また、しみん基金こうべの顧問をして下さっている柳田邦男先生からは、その講演費、交通費の全てを寄付して頂き、資金の一部とさせてもらっている。

こうした苦しい財政状況をなんとか出来ないかとの思いから、資金獲得のために出来たのが「ぼたんの会」である。ファンドレイジングとしての資金を集めている。神戸市内で活動するボランティアが、その活動に意味があるのに資金難…という状況があるかぎり、「しみん基金こうべ」もより一層資金獲得に対しての考案をしていきたい。

おわりに

阪神・淡路大震災を契機にして様々なボランティア団体が誕生し、それぞれが地域社会の中で取り組んでいる。やはり先立つものは「お金」である。行動を起こそうとするときには、必ず資金（費用）が必要になることを考えて事業の展開を図らなければならない。一方で今後、地域社会は更に厳しい状況を強いられるため、市民活動無くしては「一人の人としてのいのち」を救うことが難しくなることも想像できる。

そのためにも、寄付・会費・事業収入をはじめとする財政の組み立てをしっかりと考慮しなくてはいけない。

人材においては、地域が地域を支え、人材確保が出来るような仕組みをつくり、事業の拡大、あるいは縮小などを考慮しながら取り組むことである。ボランティアたちのネットワークも大切である。ネットワークの強化を図ることで地域社会が活性化し、まちが生き、人が生きてくる。

これからの時代、気づいた者がそれを言語化し、新しい感覚のもとで実践す

ることが大切である。そして、ボランティア、NPO だからといってあいまいな気持ちでなく、しっかりとした自分の意見を述べ、理念を持って活動と向き合うことが重要である。そのことで、信頼される市民活動を展開し、内容ある活動を行うことが、阪神・淡路大震災で学んだことになり、教訓となって全国へ、世界へ発信していくことになる。これからの10年に向けて、より一層ボランティアとしての活動を充実させ、市民社会の形成に向けて更なる市民活動を展開していきたい。

神戸市における阪神・淡路大震災復興10年の総括と検証

大 麻 博 範

(神戸市企画調整局長)

1 はじめに

阪神・淡路大震災から、10年を迎えようとしている。この間、全国、全世界の皆様から数々の温かい励ましとご協力いただきながら、「神戸市復興計画」(平成7年6月策定)に基づき、市民・事業者・市が一体となって復興に懸命な努力を積み重ねてきた。この結果、人口が平成16年11月1日に震災前人口を超えるなど、全体としてみれば、着実に復興への歩みを進めてきたと考えている。

神戸市では、震災以降、その教訓について情報発信を続けてきたが、この1年は、全国的に台風被害、さらに新潟県中越地震など、立て続けに大災害に見舞われる中で、阪神・淡路大震災の教訓が生かされた部分とあまり生かされなかった部分が出てきているのではないかと感じている。震災10年を機に、阪神・淡路大震災の被災地から教訓を発信していくことの重要性を改めて痛感したところである。

本稿では、震災から5年目を迎える平成11年度と昨年度に「神戸市復興・活性化推進懇話会」が主体となって実施した「復興の総括・検証」の結果を基にしながら、震災後10年間の復興の経過や震災からの回復状況について述べた後、震災と復興過程の教訓と今後の取り組みについて紹介する。

2 震災後10年間の復興の経過

(1) 被害状況

神戸市内において、4,500名を超える尊い命が犠牲になった。また、8万戸

を超える住宅が喪失し、また港湾施設では、ほとんどのコンテナバースや岸壁が使用不能となったのを始め、都市インフラストラクチャーや産業基盤の破壊などストック面に甚大な被害をもたらした。このストック被害総額は約7兆円弱と見込まれている。

(2) 緊急対応・応急復旧期：概ね震災から1年まで

災害救助の緊急対策として、仮設住宅の建設を行い、産業面では特別融資も行った。ガレキ処理も進める中で、2段階方式の都市計画決定を行ったほか、復興基金を設立し、各種支援策を創設した。また、復興の道筋を示す「神戸市復興計画」のほか、「震災復興住宅緊急整備3か年計画」や「市民福祉復興プラン」など、分野別に各種の復興計画を策定した。

(3) 復興前期：概ね震災後5年まで

復興前期においては、港湾や道路などの都市基盤が2～3年程度で復旧したほか、都市基盤の復旧・復興や公営住宅の建設が完了し、仮設住宅も解消するなど、市民生活のハード的な基盤は震災から5年目まででほぼ復興した。

また、全国的な公的支援制度として「被災者生活再建支援法」が成立し、その付帯決議に基づき「被災者自立支援金制度」を実施したほか、その後、本年に入り「居住安定支援制度」も創設された。

(4) 復興後期：震災5年以降から現在まで

震災5年以降の復興後期においては、震災5年目の平成11年度に「神戸市復興・活性化推進懇話会」によって実施された「復興の総括・検証」の提言を踏まえて策定した「復興計画推進プログラム」に基づき、復興関連施策を推進した。

「復興の総括・検証」では、復興計画の後半5ヵ年に残された課題として、①市民の生活再建、②経済の再生、③安全で安心なすまい・まちづくりの3点があげられている。このような課題を「復興計画推進プログラム」では、「市民の生活再建」「都市活動の再生」「安全で安心なすまい・まちづくり」の3つの柱にまとめ、今後取り組むべき254の主な施策を位置づけた。

復興後期の施策の特色については、復興前期までの復興特別施策の一般施策化

神戸市における阪神・淡路大震災復興10年の総括と検証

が進んだことが掲げられる。復興後期の主な取り組みを下記の4分野で整理すると以下のとおりになる。

市民生活分野	<ul style="list-style-type: none">・高齢者の地域見守りの全市展開・協働・参画3条例などの協働の参画の仕組みづくり
都市活動分野	<ul style="list-style-type: none">・神戸医療産業都市構想の推進・観光アクションプランの策定、観光監の設置による観光交流都市づくり
すまい・まちづくり分野	<ul style="list-style-type: none">・震災復興土地地区画整理・市街地再開発事業の推進・市営住宅のマネジメント計画の策定・すまいの耐震化
安全都市の分野	<ul style="list-style-type: none">・危機管理監・危機管理室の設置・神戸安全ネット会議（企業・研究機関・行政の連携組織）の設置・震災の教訓を伝える職員バンクの創設

3 震災からの回復状況

(1) 人口の状況

人口については、震災直前に152万人に達していたが、その直後、平成7年10月1日の国勢調査で142万人にまで落ち込んだ。その後、人口は回復を続け、震災後10年の2ヶ月前にあたる平成16年11月1日に震災前の水準に回復したが、区によって人口回復にバラツキが出ている。

震災直前の人口水準を回復した平成16年11月1日現在の神戸市民が、震災直前にどこに居住していたかについて、住民基本台帳と外国人登録のデータに基づき集計すると、移動なしが48%と半数を切る一方、市外からの転入と出生により新たに市民となった人は合わせて27%と4分の1を超えている。

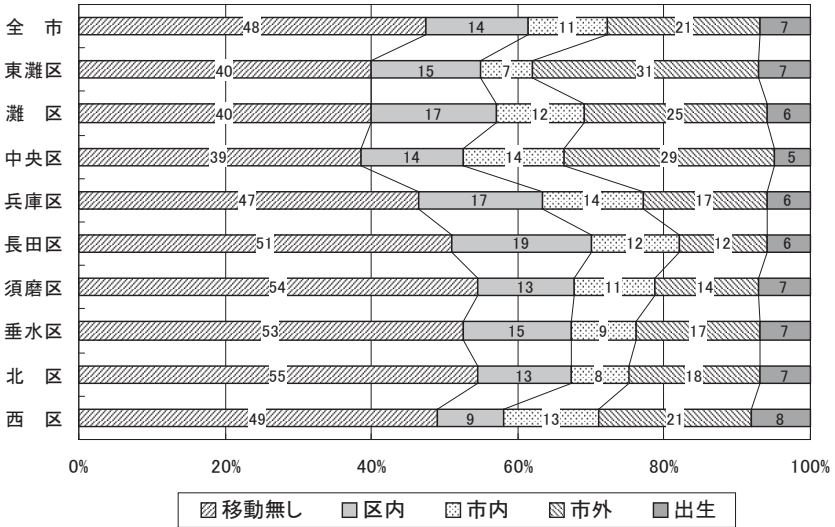
区別にみると、東灘区、灘区、中央区で市外から転入してきた人の占める割合が高くなっており、特に東灘区は、出生と合わせると38%と4割近くに及んでいる。

震災からの人口の状況

(単位：人)

年 月 区 別	平成7年1月1日 推計人口 (震災直前) (a)	平成7年10月1日 7年国勢調査 (b)	震災直前(a)との比較		平成16年11月1日 推計人口 (c)	震災直前(a)との比較	
			増減(b-a)	比率(b/a)		増減(c-a)	比率(c/a)
全 市	1,520,365	1,423,792	△ 96,573	93.6%	1,520,581	216	100.0%
東 灘 区	191,716	157,599	△ 34,117	82.2%	203,550	11,834	106.2%
灘 区	124,538	97,473	△ 27,065	78.3%	127,039	2,501	102.0%
中 央 区	111,195	103,711	△ 7,484	93.3%	114,736	3,541	103.2%
兵 庫 区	117,558	98,856	△ 18,702	84.1%	107,414	△ 10,144	91.4%
北 区	217,166	230,473	13,307	106.1%	225,644	8,478	103.9%
長 田 区	129,978	96,807	△ 33,171	74.5%	104,077	△ 25,901	80.1%
須 磨 区	188,949	176,507	△ 12,442	93.4%	172,115	△ 16,834	91.1%
本 区	78,908	63,255	△ 15,653	80.2%	71,666	△ 7,242	90.8%
北須磨	110,041	113,252	3,211	102.9%	100,449	△ 9,592	91.3%
垂 水 区	237,735	240,203	2,468	101.0%	223,584	△ 14,151	94.0%
西 区	201,530	222,163	20,633	110.2%	242,422	40,892	120.3%

区別の震災直前の居住地別構成比 (平成16年11月1日現在)



注)「区内」は同一区内からの転入を表す。「市内」は他区からの転入を表す。

(2) 市民生活の回復状況

平成15年度に実施した神戸市民1万人アンケートの「くらし向き」についての調査結果では、震災前と比べ「低下している」が48.0%と一番多く、ついで

「同じようなもの」が39.3%、「向上している」が6.7%となっている。

この中では、震災前と比べて「低下している」理由が問題となるが、この主な要因として「震災の影響」をあげている割合は15.1%となっており、「不況など景気による影響」の57.6%、「病気や退職など個人的な影響」の22.4%を下回っている。この内容からは、暮らし向きが震災前よりも低下している人についても、その原因は神戸特有の震災による影響よりも、不況など全国的課題や個人的な問題によるものが大きいことがわかる。

震災前との暮らし向きの比較に関する設問とその低下の主な要因に関する設問の結果からは、「震災前より暮らし向きが低下している人」のうち、「震災による影響を主な要因にあげている人」の割合は、全体の7.2%にあたることからわかる。

(3) 経済の回復状況

(経済復興状況)

経済復興については、医療産業など成長分野で新しい動きが出ているところだが、不況の長期化等の中で、市内事業者の懸命の取り組みにもかかわらず、経済的な復興への道のりは非常に厳しい状況が続いた。工業や商業などの製品出荷額・小売販売額が今なお震災前の8割程度にとどまり、街のハード面や人口はほぼ回復している反面、経済は「8割復興」と呼ばれる状態が続いている。しかし、このような状況について、経済関連の主要な統計データをみると、概ね他の大都市と共通の経済の動きとなっている。

震災の被害の甚大さから、10年を迎えようとする現在においても、震災が神戸経済に与えている影響は残っているが、その中でも震災だけでなく、景気や構造的な要因が折り重なって、現在の神戸経済の状況が生まれてきている。

阪神・淡路産業復興推進機構のアンケート調査（15年6月）

- 震災前の状態に「回復していない（売上高が減少している）」と回答した事業所が76.1%
- 回復していない理由として、震災の影響が残っていると回答した事業所は59.7%。
- 回復していない最も大きな理由については、「震災の影響」をあげた事業所は4.1%、「景気の影響」が72.3%、「構造変化の影響」が22.1%となっている。

（港湾貨物の状況）

神戸港は昭和50年代では、世界第2位のコンテナ取扱量を誇り、震災直前の平成6年でも世界6位の地位であったが、平成13年のランキングでは27位まで落ち込んできている。

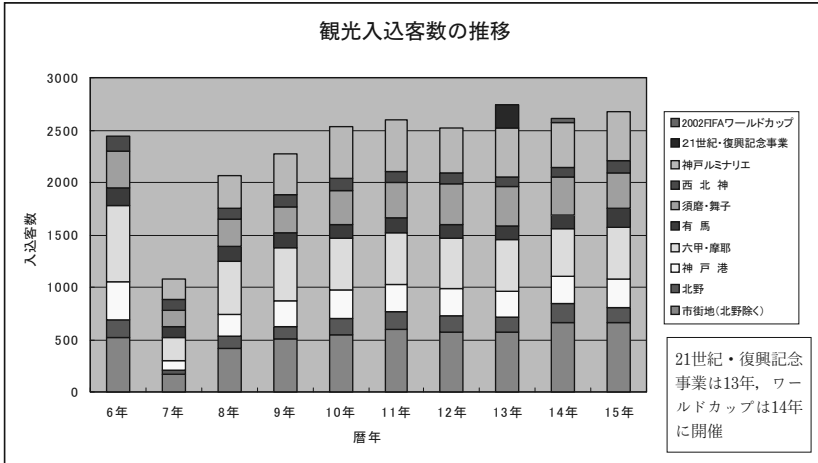
これは、従来であれば、神戸港は、中国を始めとするアジア諸港からの貨物を集積し、北米、欧州などの基幹航路に積替えるというトランシップ港としての役割を果たしてきたところであるが、近年では、アジア諸港の整備が進み、人件費等の差から来る荷役作業料金、パイロット料金などのポートチャージの安い港に極東域内のトランシップハブが移っていることが原因としてあげられる。

また、神戸港については、内貿貨物の減少にも著しいものがある。この原因としては、近年、明石海峡大橋の開通による既存航路の廃止に加えて、日本国内地方港の整備が進んでいることがあげられる。このことにより、地方港から直接海外に積み出される場合や、料金の安い韓国船を利用し、釜山港から基幹航路に積まれる例が増えている。

（観光入込客数の状況）

平成15年の神戸への観光入込客数は2,669万人と、平成14年を約60万人上回り、大規模イベントの開催された年（S56年ポートピア'81：3,085万人、H5年アーバンリゾートフェア神戸'93：2,750万人、H13年神戸21世紀・復興記念事業：2,738万人）を除くと過去最高となり、順調に推移している。

神戸観光の入込客数は、震災前の水準を回復しているが、震災以降始まった光の祭典「神戸ルミナリエ」を除くと、長引く不況も相まって、震災前の9割弱にとどまっている。地域別では、六甲・摩耶、神戸港等の落ち込みが大きい。また、観光客の動向としては、震災前に比べ、近距離及び日帰りの観光客が増え、観光消費額も減少している。



(4) まちの状況

(住宅・まちの姿)

震災では約8万2千戸の住宅が滅失したのに対し、震災後21万戸の住宅が着工された。その結果、震災前と比べ、まちは大きく更新された。

住宅の質的变化としては、長屋建及び木造共同住宅が減少し、マンション(非木造共同住宅)が増えていること、最低居住水準以上の世帯の割合、誘導居住水準以上の世帯の割合はともに伸びており、全体的に居住水準は大幅に向上してきていることがあげられる。

このような中、建物の更新状況を地域別にみると、震災前は建築基準法新耐震基準施行(昭和56年)以前の建物の占める割合がほとんどの地域で75%以上を占めているが、平成15年では新耐震後の建物の占める割合が高い地域が大幅に増えている。

(震災復興市街地整備事業の進捗状況)

震災復興市街地整備事業については、震災後10年を経て、ほぼ目処がつつつつある。

震災復興土地区画整理事業では、神戸市施行の11地区の仮換地指定率が92%に達している。鷹取東第一地区、六甲道駅西地区、森南第一地区・第二地区、

御菅東地区の5地区で事業が完了している。

六甲道駅北地区、松本地区においてまちづくり提案により実現した「せせらぎ」や、新長田駅北地区で下町のよさを生かした「いえなみ」に関するルールを策定してまちづくりが進められていることなど各地区で特色あるまちづくりが進められている。

震災復興土地区画整理事業の進捗 平成16年10月末現在

公共団体施行		面積 (ha)	事業計画決定日	仮換地指定 (%)	換地処分
森南	第一	6.7	H 9. 9.25	100	H15. 2.14
	第二	4.6	H10. 3. 5	100	H15. 2.14
	第三	5.4	H11.10. 7	90	
六甲道駅	北	16.1	H 8.11. 6	96	
	西	3.6	H 8. 3.26	100	H13. 7.24
松本		8.9	H 8. 3.26	97	
御菅	東	5.6	H 8.11. 6	100	H15. 4.11
	西	4.5	H 9. 1.14	99	
新長田駅北		59.6	H 8. 7. 9	87	
鷹取東	第一	8.5	H 7.11.30	100	H13. 2.21
	第二	19.7	H 9. 3. 5	89	
合 計		143.2		92	

組合施行		面積 (ha)	事業計画決定日	仮換地指定 (%)	換地処分
湊川町1・2丁目		1.5	H 8.11. 7	100	H14. 9.12
神前町2丁目北		0.5	H 8.12.17	100	H12.12.11

震災復興市街地再開発事業については、六甲道駅南地区において14棟の全てのビルが完成した。

新長田駅南地区では、順次着工をしており、既に住宅戸数が震災前の水準を上回るとともに、現在、建設を進めているビルにより、ほぼ震災前の商業床面積が確保できる予定である。

組合施行の8地区では、すべての事業が完了している。

神戸市における阪神・淡路大震災復興10年の総括と検証

震災復興市街地再開発事業の進捗

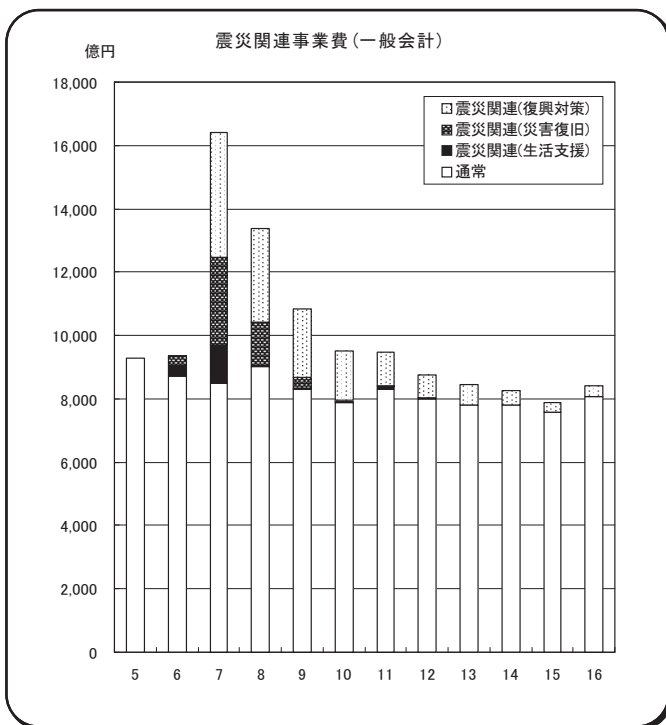
平成16年10月末現在

公共団体 施行地区	区域面積	都市計画 決定	事業計画 決定	管理処分 計画決定	着工状況	完成状況
六甲道駅南	5.9ha	H 7. 3.17	10工区 14棟 5.9ha	10工区 14棟 5.9ha	10工区 14棟 (915戸)	10工区 14棟 (915戸)
新長田駅南	20.1ha	H 7. 3.17	37工区 39棟 19.1ha	23工区 25棟 11.8ha	22工区 23棟 (1,840戸)	17工区 18棟 (1,563戸)
計	26.0ha		47工区 53棟 25.0ha	33工区 39棟 17.7ha	32工区 37棟 (2,755戸)	27工区 32棟 (2,478戸)

(5) 神戸市の財政状況

(震災関連事業費と財源)

震災は、市民の生活支援、公共施設の災害復旧、再開発や区画整理等の復興対策など、本市に巨額の財政需要をもたらした。震災の発生した平成6年度から16年度までの震災関連事業費の累計額は全会計で2兆7,625億円、うち一般会計では2兆781億円に達する。一般会計の財源については、約3分の1が国・県の支出金で、約2分の1の9,984億円が市債である。

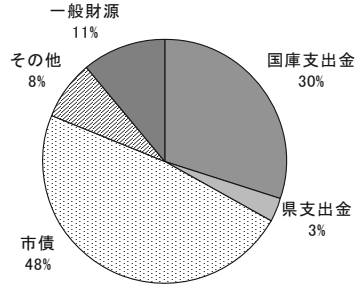


注) 平成15年度までは決算，16年度は当初予算（前年度からの繰越額を含む）

神戸市における阪神・淡路大震災復興10年の総括と検証

(単位：億円)

区 分		金 額
事業費		20,781
財源内訳	国庫支出金	6,225
	県支出金	680
	市債	9,984
	その他	1,612
	一般財源	2,280



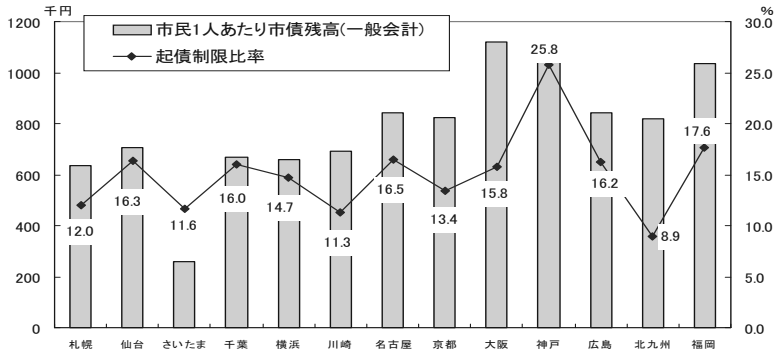
(参考) 震災関連市債の内訳・一般会計発行分の主なもの

- | | |
|---------------|---------|
| ①阪神・淡路大震災復興基金 | 3,000億円 |
| ②公共施設災害復旧 | 1,227億円 |
| ③災害公営住宅の建設 | 1,038億円 |
| ④復興区画整理・復興再開発 | 1,094億円 |
| ⑤災害援護資金貸付金 | 777億円 |
| ⑥災害廃棄物(がれき)処理 | 770億円 |

(注) 災害復旧に係る市債の元利償還金については、国による特別な財政援助がある。また、起債制限比率が20%以上であるが、復興事業の円滑な推進に支障が生じないように、国から起債制限の緩和を受けている。

(市債残高)

起債制限比率が20%以上で市債発行の制限を受けているのは、政令指定都市の中で神戸市だけである。しかし、市債発行額を元金償還額の範囲内に徹底して抑制しているため、これまで1番であった市民一人あたりの市債残高は平成15年度決算において2番目となった。また、災害復旧や復興基金への貸付などのために発行した市債の残高を除くと、市民一人あたりの市債残高は他の政令指定都市並みになる。



(注) 数値は平成15年度決算

(6)「神戸の今」の総括と残された課題・新たな課題

平成15年度に実施された「復興の総括・検証」では、「神戸の今」と震災との関わりがどの程度あるのかについて、前述のとおり、神戸市民1万人アンケート結果、経済関連のデータなどから検討している。この結果からは、震災以降の社会経済情勢の変化の中で、個々の被災者や被災企業の中には、震災の影響を今なお残している状況もあるが、全体としてみれば「神戸の今」と震災との関わりは徐々に薄れてきていることがわかった。

平成15年度に実施された「復興の総括・検証」における「神戸の今」の基本認識は下記のとおりであるが、これらの内容は震災後10年を迎える現時点においても妥当するものであると考えている。

「神戸の今」(平成15年度「復興の総括・検証」より)

- ・震災の影響が残っているものについては引き続き対策を講ずる必要がある。
- ・震災から8年を経過した今日、震災よりも全国的・構造的課題の影響が大きい。
- ・復興過程で生まれた新しい取り組みの成果が見られるようになってきた。
- ・震災後の時間の経過とともに、新たな課題が発生している。

また、「復興の総括・検証」では、これからの取り組みの方向性が行政分野別にまとめられているが、その主な内容を震災復興の中での「残された課題」と復興過程の中で生まれてきた「新たな課題」に大別すると以下のとおりである。

	残された課題（主なもの）	新たな課題（主なもの）
市民生活分野	・恒久的な地域見守り体制の構築 ・こころのケア	・保育所待機児童の解消、児童虐待の未然防止 ・新しい協働手法－協働協定の検討
都市活動分野	・復興特別融資の継続 ・神戸エンタープライズゾーン条例の延長	・医療産業都市の健康福祉分野への拡大 ・社会起業家の育成
すまい・まちづくり分野	・震災復興事業の総仕上げ ・すまいの耐震化	・ユニバーサルデザインのまちづくり ・ニュータウンのオールドタウン化
安全都市分野	・公共施設の耐震化 ・水とみどりのネットワーク（防災緑地軸）の形成	・南海・東南海地震対策 ・予測できない危機への対応

4 震災と復興過程の教訓

震災以降の復興過程においては、課題が刻々と変化する中で、市民・事業者・市はそれぞれに知恵を出し合い、学び合いながら、目の前の課題解決に向けた対応を図ってきた。震災時の出来事や、震災後の取り組みの中から教訓として学ぶべきことは多々ある。

総括・検証では、震災時の出来事から学んだ「震災の教訓」と、その後の復興過程の中で学んできた「復興過程の教訓」とに分け、震災10年に向けた教訓が再確認されている。

(1) 震災の教訓：「防災」に「減災」の思想を

懇話会の提言では、「震災の教訓」を一言で言えば、『「防災」に「減災」の思想を』に整理されるとしている。

震災では、住宅や港湾など多くの都市基盤が破壊され、本来、生命や財産を守る役割を担うハードの施設は100%は安全でないことがわかった。このことから、これからは、災害が起こることを前提とした防災を考えていかなければならない、すなわち、生命など絶対に守らなければならないものはしっかり守りながら、被害をできるだけ少なくする「減災」の思想を、これからの防災対策に取り入れていくことが重要であるとされている。

こういった考え方のもとに、事前対策としての「被害抑止」、「被害軽減」と、事後対策として実際に災害が発生した場合に生じる「初動対応」、「復旧・復興」というプロセスの中で、災害の経験を生かしながら、安全都市づくりの総合的なレベルアップを図っていかなければならないとされている。

具体的には、報告書では、以下の3つの教訓を位置づけている。

- 震災で自然の厳しさをあらためて知った。自然災害はいつか必ず起こる。
- 地域コミュニティが命を守る。まずは、身近なところから始める。
- 日頃からやっていないことはできない。日頃からまちづくり活動を進める。

特に、阪神・淡路大震災では、自らのすまいが凶器となり、圧死者が多数を占めたことを考えれば、身近なすまいの耐震性・安全性強化にまず個人や家族の単位で取り組んでいくことが重要であるとともに、震災による家屋倒壊で家

の下敷きになった人の多くが、近所の人々によって救出されたことから、地域コミュニティや日頃からのまちづくり活動の重要性が認識された。

これらは、まさに「自分の安全は自分で、地域の安全は地域で守る」という実例であり、この教訓に基づいて、神戸市では小学校区単位に「防災福祉コミュニティ」が各地で結成されている。ほぼ全市的に組織化が進んだ防災福祉コミュニティの活動の中で、地域の安全まちづくりを進める取り組みとして、まちを歩くことにより、まちの危険箇所や安全資源を把握したり、子供たちやPTA、各種ボランティア団体の協働でコミュニティ安全マップづくりが進んでいる。また、中学生による防災ジュニアチームの結成、女性で構成する市民消防隊の結成など、人と人のつながりを深め、活動の輪を広げる新たな取り組みも始まっている。

(2) 復興過程の教訓：「自律」と「連帯」から

「復興過程の教訓」については、一言で言えば、『「自律」と「連帯」から』に整理されるとしている。

震災を通じて、私たち市民は人と人とのつながりの重要性を強く再認識したが、復興過程においても改めて認識された。つまり一人ひとりが自己責任で自律し、自分の存在を地域社会の一員として位置づける必要があるという認識が復興過程の中で高まってきた。しかし、一人ひとりの能力には限界もあり、お互いの助け合いや相手への配慮が必要になり、それが人と人との連帯を生むきっかけとなってきているところもある。

また、復興過程では、一人ひとり個性あるものが集まって、そのつながりが新しい個性を生むなど、人と人との連帯の中から自律が生まれてくることも、震災の復興過程でわかってきた。

このように、「自律」と「連帯」は互いの相互作用により高まっていくものであり、一方向的な関係としてではなく、一体的なものとして考えていく必要があるが、これから生かしていくべき復興過程の教訓としては、「自律した市民が連帯する市民社会の構築」があげられるとされている。

具体的には、報告書では、以下の5つの教訓を位置づけている。

- 時間の経過の中で、「復興」が意味するものは変わる。
- 「復興」は分野を相互に関連させながら柔軟に取り組むことが重要。
- 自律した個々の取り組みが、まちをつくる。
- 日頃からの協働と参画が、まちづくりを進化させる。
- 「復興」とは、新しいシステムに挑戦していくこと。

震災以降の復興過程においては、課題が刻々と変化する中で、市民・事業者・市はそれぞれに知恵を出し合い、学び合う中で、目の前の課題解決に向けた対応を図ってきた。震災以降、まさにゼロからの出発の中で、神戸では様々な新しいシステムが構築・提案されてきたと考えている。行政施策としては、高齢者の地域見守りや、地域限定・期間限定で企業に特別な優遇措置を設ける「エンタープライズゾーン」などが代表例といえる。また、地域づくりにおける資金調達面での先駆的取り組みである「負担者自治」など、新しい時代に先駆けた事例が生まれてきている。「これからの神戸づくり」にあたって、新しいシステムを構築・提案していくこと、またそれに挑戦していく姿勢が重要であるということは教訓として生かしていくべきであるとされている。

5 「復興の総括・検証」を生かした神戸市の取り組み

前述したような復興の残された課題の解決と新たな課題への対応を図るとともに、震災や復興過程の教訓などを発信していくため、復興・活性化推進懇話会の提言を受けて、次の3つの取り組みを進めている。

(1) 復興の総仕上げ

まず、「復興の総仕上げ」としては、「復興の総括・検証」で懇話会から提言された項目については、厳しい財政状況ではあるが可能なかぎり平成16年度予算への反映を図ったところであり、既存の事業も合わせてであるが1530億円の予算を「復興の総括・検証」関連予算として編成した。

また、本年度の補正予算の中でも、復興の総仕上げへの対応を図っているところであり、学校施設耐震補強や南海・東南海地震対策など安全都市基盤の整備や、地域産業の振興対策、都市基盤の復興などの予算が計上されている。

さらに、復興関連の制度をどうしていくのかについても復興の総仕上げのテー

マであり、兵庫県と神戸市で設置した復興基金を財源とする事業、阪神・淡路産業復興推進機構の事業などについて、廃止する事業と存続する事業の選別とともに、存続する場合はどういう仕組みにしていけるのか検討しているところである。

(2) 震災10年 神戸からの発信

前述した震災と復興過程の教訓とともに、これからの神戸づくりについて国内外に発信していくため、「震災10年 神戸からの発信」事業を進めている。これについても、復興・活性化推進懇話会からの提言を受けて実施しているものである。提言では、「震災から10年が経過する平成17年（2005年）に、震災と復興過程の経験や教訓、復興への取組み、これからの神戸づくりの方向を、震災時に国内外からいただいた支援への感謝をこめて発信し、安全で安心な魅力あふれる21世紀の神戸のまちづくりのきっかけとすること。」とされており、平成16年12月から1年間かけて、市民とともに取り組んでいるところである。

「震災10年 神戸からの発信」基本計画の内容

▷ 発信の目的

神戸が震災で学んだことや、復興への取組みを国内外に発信することにより、今後の災害への備えや、災害が発生した場合の復興に役立てていただく。

また、神戸市民が目指す、これからの神戸づくりを発信することにより、21世紀の神戸づくりのきっかけとする。

▷ 発信の内容

「震災の経験・教訓」「復興への取組みの課題・成果」「これからの神戸づくり」

▷ 名称 「震災10年 神戸からの発信」

▷ テーマ 「してきたコト。これからするコト・・・」

▷ 期間 平成16年12月～平成17年12月（ルミナリエから1月17日頃、GWから神戸まつり、夏休みを集中期間とする）

▷ 主体 市民・事業者・行政が、「協働と参画」の理念に基づき、発信事業を主体的に発案し実施する。

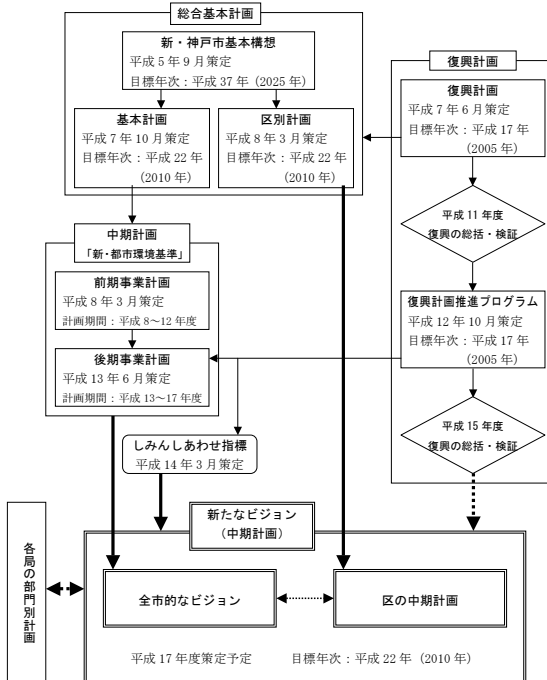
(3) 新たなビジョン（中期計画）の策定

昨年度の「復興の総括・検証」の提言の中で、「復興計画の計画期間以降に

神戸市における阪神・淡路大震災復興10年の総括と検証

残された中長期的課題の解決に道筋をつけるとともに、復興の過程で生まれた新しい取り組みを生かしていくため、グローバルな視点も加味した、新たなビジョンづくりに着手すること。」が指摘された。神戸市としても、復興計画は平成16年度が最終年度となるため、今年度から、これからの神戸づくりの指針となる「新たなビジョン（中期計画）」（目標年次：平成22年）の策定に着手したところである。「新たなビジョン（中期計画）」の策定にあたっては、「復興の総括・検証」で、これからの神戸づくりの視点や重点的方向性として位置付けられた「クオリティ・オブ・ライフ（市民生活の豊かさ）」や「安全・安心」「健康」「交流・融合」といったキーワードの具体化を図っていくとともに、震災を受けた都市が次に示すビジョンとして、前述した震災の経験や教訓を生かしたものとなるようにしていきたいと考えている。

新たなビジョン（中期計画）の位置づけ



6 おわりに

以上、本稿では、「神戸市復興・活性化推進懇話会」が主体となって実施した「復興の総括・検証」の結果を基にしながら、震災後10年間の復興の経過や震災からの回復状況について述べた後、これらを受けた今後の取り組みについて紹介した。

懇話会の提言では、ここで止まるのではなく、「これから始まるという認識のもとに、次なる挑戦に歩んでいく」ことが重要であると指摘されている。これからの時代は非常に先が見えにくい時代であるが、それだからこそ「挑戦」する姿勢をもって、新しい神戸づくりに取り組んでいかなければいけないと考えている。そのときに大事になるのが、「協働と参画」とその推進力としての「人の力」「地域の力」ではないかと考えており、市民や事業者の力を結集して取り組んでいきたい。

また、2回の「復興の総括・検証」の結果をはじめとして、震災と復興過程で得た経験や教訓を、将来の災害に生かしていくことは、被災地の責務と考えており、次世代や他地域の方々に震災の経験や教訓の継承・発信を、今後とも息長く行っていきたい。

※「復興の総括・検証」の詳しい内容については下記のとおり

(1) HP アドレス

http://www.city.kobe.jp/cityoffice/06/013/kensyou_15/kensyou2003.htm

(2) 郵送による冊子販売受付

送料別途実費にて(財)神戸都市問題研究所で受付

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1-14

神戸商工貿易センタービル18階

TEL 078-252-0984 FAX 078-252-0877

潮流

国民保護法 ニ 景観法 放置自転車税 犯罪被害者等基本法

国民保護法

1. はじめに

最近、民族や宗教の相違などに基づく紛争など、複雑で多様な地域紛争が頻発している。また、2001年の米国同時多発テロや日本近海における不審船の領海侵犯など国民に不安を与える事案が続発し、我が国への武力攻撃など国家の緊急事態（いわゆる「有事」）への対処が必要であることが再認識された。

そのため平成15年に武力攻撃への対処として、基本理念や国・地方公共団体の責務、対処のための態勢を整備、必要となる個別法制の整備に関する事項を定めた「武力攻撃事態対処法」が成立した。その中で、①国民の生命等の保護・国民生活等への影響を最小にするための措置、②自衛隊の行動を円滑かつ効果的なものとするための措置等、③米軍の行動を円滑かつ効果的なものを定める法制度の整備が必要であるとされた。そのため、①に対応する法制度として、「国民保護法」（正式名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律）が制定され、平成16年9月に施行された。

2. 有事法制の全体像

国際情勢や我が国周辺の状況が緊迫化する中で、1999年にはいわゆる「周辺事態法」

（日本周辺の米軍作戦行動への後方支援）が制定されるとともに、2003年には先述した「武力攻撃事態対処法」以外に、有事における安全保障会議の役割を明確にする「安全保障会議設置法改正」、自衛隊の行動を円滑化する「自衛隊法改正」が行われた。また2004年には、「武力攻撃事態対処法」に位置づけられた個別法の整備方針により、「国民保護法」とともに、「捕虜等の取扱い」「国際人道法の重大な違反行為の処罰」「外国軍用品等の海上輸送の規制」「米軍行動の円滑化」に関する法律等を整備するとともに、「ジュネーブ諸条約に関する追加議定書」の批准や米国との政府間協定の見直しなどの取り組みが進められた。

3. 国民保護法の概要

国民保護法の特徴として、以下の5つが挙げられる。すなわち、①武力攻撃事態等において国民の生命・身体及び財産の保護を図ることを目的、②国・地方公共団体・指定公共機関等の責務や役割分担を明確化、③住民の避難等に関する具体的な措置内容を規定、④国民の保護措置にあたって基本的人権の尊重への配慮、⑤武力攻撃事態のみに対応するのではなく武力攻撃に準じる事態（緊急対処事態：テロ）も対象としている点である。

法律の具体的な内容として、まず国・地

方公共団体の責務については、国は武力攻撃事態等に備えた「基本指針」を定め、「警報の発令」「避難・救援の指示」「大規模又は特殊な武力攻撃災害への対処」などを行い、都道府県は「国の警報に準じた緊急通報の発令」「避難の指示」「避難住民等の救援」「武力攻撃災害の防除」などを行い、市町村は「警報の伝達」「避難の誘導」「災害に対する応急措置」「消防」などを行うとされている。また国民の避難・救援の協力を義務付ける「指定公共機関」（独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本郵政公社、NHK など報道機関、電気・ガス・運輸など公益事業法人）等を政令等で定め、国や地方公共団体と相互に連携・協力して事態に対処するものとされている。

また「国民の協力」として、①避難や救援への援助、②消火・救助活動、③保健衛生確保への援助、④避難に関する訓練への参加が、基本的には強制ではなく国民の自発的な意思に基づいて求められているが、避難のための土地や家屋の使用、食品や医薬品などの物資保管などについては、私権制限など都道府県知事に強制権を認め、違反者に罰則が設けられている。

また国民保護に関する計画体系として、国の基本指針に基づいて地方公共団体の長などが、「計画」又は「業務計画」を作成し、当該計画を作成・変更する際は、関係機関の代表者から構成される「国民保護協議会」に諮問することとされている。

避難に関する措置については、国に設置される「武力攻撃事態対策本部」の対策本部長（内閣総理大臣）により武力攻撃事態やその予測事態が発生した際「警報」が発令され、関係知事に対して「避難措置」を

指示し、知事は市町村長を通じて住民に避難を指示し、市町村長は職員を指揮して「避難誘導」を行うとされている。また救援については、対策本部長が知事に救援を指示し、収容施設や食品・生活物資等の供与を行うとしている。

また武力攻撃に伴う被害の最小化を目的として、国は放射性物質等（NBC）による汚染、危険物質・感染症への対処や生活関連物資の価格の安定などに対処し、都道府県は、警戒区域の設定・交通規制・保健衛生の確保、市町村は、消防・廃棄物の処理等への対応、電気事業者など指定公共機関は、電気・ガス・水道などの安定的な供給などを行うものとされている。

4. 運用にあたっての配慮事項

法制定にあたっては、従来から「適切な情報収集・提供」「基本的人権の尊重」「損失補償等への迅速な処理」「言論の自由」等への配慮が必要であると指摘されてきた。まず、対象となる事案が武力攻撃やその予測事態あるいはテロなどの「緊急対処事態」に当たるかを判断が難しい点もあり、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃、地上部隊の上陸など明らかに武力攻撃と判断されるもの以外にどのようなものが想定されるか精緻に検討し、それぞれに対する情報収集・提供方法を検討する必要があるとされている。また、避難や救援にあたっての強制的な措置により、基本的人権を制限したり私権の制限等を行う必要が生じる場合も想定されるため、運用にあたって「基本的人権の尊重」「損失補償等への迅速な処理」を行うことができるよう、国民保護計画や運用マニュアル策定にあたって配慮が必要

であるとの指摘がなされている。さらに戦前の「情報・言論統制」を教訓として、国民や報道機関等の「言論の自由」を緊急事態の中でどのように整合させていくかを十分に配慮・検討する必要があるとされている。

5. 今後必要な取り組み

法律の施行に伴い、まず国が平成16年度内に「基本指針」を策定し、「国民保護計画のモデル案」を示すこととなっている。自治体のタイムスケジュールとして、都道府県は、指定地方行政機関の長や有識者などで構成する「国民保護協議会」を設置し、同協議会に諮問して、国のモデル案を参考としながら平成17年度内に「国民保護計画」を策定し、市町村は、平成18年度内に「国民保護計画」を策定するとともに、体制整備と職員や住民の意識向上に向けた説明会の開催等を行っていくこととされている。

■ ニート (NEET)

1. はじめに

最近、ニート (NEET) という言葉が、行政・マスメディアを中心に話題となっている。ニートとは Not in Employment, Education or Training (=NEET) の略で、「職に就いておらず、学校機関にも所属しておらず、就労に向けた具体的な訓練・動きもしていない」若者を指す。

ニートという用語は、1990年代末、英国の労働政策用語として使われ始め、わが国でもこの1年で一般に認知されるようになった。階級社会の残る英国では、主に貧困層における未成年の未就労者を指すが、日本では大卒や30歳代前半までもが含まれ、年々

増加する傾向にある。

政府は、ニートの増加を定職に就かずアルバイトで生計を立てるフリーターの急増以上に深刻な問題だとして危機感を抱いており、対策に本腰を入れ始めている。

2. ニート顕在化の要因

ニート研究で知られる独立行政法人労働政策研究・研修機構の小杉礼子副統括研究員は、ニートを次の4タイプに類型化している。

[ヤンキー (非行) 型] 反社会的で享乐的。「今が楽しければいい」というタイプ。中卒、高校中退が多い。親も豊かとは言えない。

[ひきこもり型] 社会との関係を築けず、こもってしまうタイプ。不登校やひきこもりを体験。人間関係を結ぶのが苦手。

[立ちすくみ (自己実現追求) 型] 就職を前に考え込んでしまい、行き詰ってしまうタイプ。大卒に多い。就職活動で自分らしい仕事を考えすぎて立ちすくむ。

[つまずき (自信喪失) 型] いったんは就職したものの早々に辞め、自信を喪失したタイプ。その後の職探しを躊躇する。

英国のニートが階級社会で排除、差別されている層の問題とされるのに比べ、日本では事情がより複雑である。上記の分類で見ると、刹那的に生きる「非行型」は英国とも共通し、各国に存在する。

小杉氏は、ニートの増加を経済状況や産業構造の問題と関連させ、「企業が即戦力を求める一方、新卒採用の数を絞った結果、就職が難しくなったため。」と分析する。同氏は、「国勢調査を基にしたニート層の年齢別分布を見ると、19歳と23歳が多く、

高校や大学を卒業したものの就職できず、あきらめてしまった若者と考えられる。」と述べるとともに、「日本の若者が仕事に対して過敏になるのは、就職するチャンスが新卒時に偏り、一度失敗すると再挑戦が難しいから。一方で、キャリアにつながる実践的な教育をしてこなかった学校システムも、即戦力を求める企業の実情と合わなくなっている。」と指摘する。

また、働く以前の問題として、コミュニケーションがうまく取れない若者が増えているが、昔は生活のため否応なく社会に出る必要があったそういう若者も、今は親がかりで何とか生きていけることも増加原因の1つであると言われている。

3. 現状と社会的影響

ニートの人口推計はまちまちであるが、平成16年度の「労働経済白書」では、求職せず通学もしないため社会問題となっている若年無業者は、2002年に日本全国で48万人、2003年では52万人いると集計している。また、前出の小杉氏の推計では2003年で64万人、第一生命経済研究所の研究では、国勢調査を基に推計したニートの人口は2000年で75.1万人に達し、15～34歳人口全体の2.2%を占めるとされている。この数字は、95年調査時の29.4万人と比べて2.6倍に膨らんだことになる。また、この研究では、2005年のニート人口は87.3万人（15～34歳人口比2.7%）で今後も増え続け、政策的対応がなければ2015年調査時には100万人を突破するとしている。

ニートの増加が日本の経済に与えるインパクトは深刻な問題をもたらしている。以前から問題とされてきたフリーターでは、

フリーターが正社員にならないことによる社会全体の経済的損失が、平成15年度で税収1.2兆円、消費8.2兆円、貯蓄3.2兆円に上るとの試算がある。形態はともかく就労しているフリーターに比べ、まったく働いていないニートではより問題が深刻である。前出の第一生命経済研究所の研究では、2003年の名目家計最終消費支出は、ニートの影響により約0.26%ポイント下押しされたとみている。これにより名目GDPは0.15%ポイント下がったことになる。

また、この研究では、大卒男子について、ニートの期間別生涯賃金をシミュレーションしているが、ニートの継続期間が5年の場合で標準労働者の74.4%、継続期間が10年間に及ぶ場合には56.4%まで低下すると試算している。

こうした賃金の低下は、税収、消費、貯蓄面での社会的損失に直結する。本来なら社会保険料を払うはずの若者が逆に生活保護を受ける立場となれば、年金や雇用保険などの制度をゆるがす問題ともなりかねず、財政の悪化も懸念される。さらに、ニートが薬物や犯罪に手を染めるなど、社会問題の当事者となる可能性が高いことも問題点として指摘されている。

4. 取り組み

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、内閣府は、2005年度予算の概算要求に若者の雇用対策として、前年度予算の526億円を大きく上回る計810億円を計上した。2,400人を対象に、合宿形式で生活訓練、労働体験ができる「若者自律塾」の開設や、ボランティア活動の実績を記録し、就職活動でアピールできるようにする「ジョブパ

スポーツ」制度などが柱となっている。

厚生労働省と経済産業省が平成15年度から始めた「ジョブ・カフェ」の利用も活性化させたい意向である。ジョブ・カフェは、若者の就職情報の収集や職場体験、相談業務などを1ヵ所の窓口で受け付けるワン・ストップ・サービスで、現在、43都道府県に計60ヵ所以上が開設されている。

しかし、これらニート対策の即効性を疑問視する向きもある。新卒で会社に入り、キャリアを積みながら、そのまま定年まで同じ会社に勤め続けるといった、高度経済成長に合わせて構築されたシステムの機能不全がニートを生み出す素地になっているとするなら、社会全体の就労構造の転換を促す施策が、中長期的にはニート増加を抑制する対策となりうる可能性が高い。

「ヤングハローワーク」などの現場でも「ここに来ないニートの対策こそが必要」との声があり、そのためには行政だけでは対応が困難で、家庭や学校教育などでニートにさせないように努めるしかないという意見も聞かれる。また、家庭や学校に加え、地域全体で若者層を支援する体制づくりも必要であり、それらの活動を行うNPOの支援・育成や地域力を高めるための諸施策の推進が、今後のニート対策に効果を及ぼすものと考えられる。

■ 景観法

1. はじめに

平成16年6月18日に、景観に関する我が国初の総合的な法律である「景観法」、景観法の施行に伴い、都市計画法・建築基準法・屋外広告物法の改正等を行う「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法

律」、里山などの都市近郊緑地に対する手法を充実する「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」のいわゆる「景観緑三法」が公布された。

2. 景観緑三法制定の背景

近年、経済社会の成熟化とともに、人々の価値観も量的充実から質的向上へと変化し、地域の歴史や風土に根ざした美しい街並みや良好な景観に対する人々の関心が高まってきている。それに伴い、政策課題も経済性や効率性を重視したものから、生活空間の質をいかに高めるかという方向にシフトしている。

こうした背景の下、全国の自治体において、景観に関する自主条例が制定されるようになり、その数は500を超えている。また各地で景観に配慮した都市整備が進められるなど、地域レベルでの取り組みが活発に行われるようになってきている。

国土交通省は、平成15年7月に「美しい国づくり政策大綱」を公表した。その中で、「国土を国民一人一人の資産として、我が国の美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて舵を切る」ことを「襟を正す」という表現で率直に宣言している。

大綱における具体的施策の一つとして位置付けられた「良好な景観の保全・形成を総合的かつ体系的に推進するための基本法制定の法制化」に基づいて、今回の景観に関する法整備が進められた。

3. 景観法の概要

景観法は、我が国初めての景観に関する

総合的な法律であり、良好な景観の形成を国政の重要課題として位置付けるとともに、これまでの自治体の取り組みを踏まえ、条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組みが用意されている。また、併せて、建築基準法の規制緩和など総合的な支援のしくみが設けられている。

景観法は、その内容によって、景観に関する基本法的な部分と良好な景観形成のための具体的な規制や支援を定める部分に大きく分けられる。

基本法的な部分では、良好な景観の形成に関する基本理念を定めるとともに、国、自治体、事業者及び住民の責務を明らかにしている。

次に、主な規制や支援の概要について説明する。

(1) 景観行政団体

景観法では「景観行政団体」という新たな概念を導入している。景観行政団体とは、景観計画の策定等、景観法に基づく景観行政を担う主体であり、政令指定都市、中核市及び都道府県は自動的に景観行政団体となるが、その他の市町村も、都道府県知事の同意を得て、景観行政団体となることができる。

景観行政は、住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が主体的に担っていくべきであるという考え方を基本としながら、景観行政が一元的に行われるよう、一つの地域では都道府県が市町村のどちらか一方が景観行政団体となるように措置されている。

(2) 景観計画

景観計画は、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画であり、法の基

本となるものである。

景観計画区域においては、建築物の建築等の行為が、原則として届出・勧告により緩やかに規制される。さらに条例で定めた場合は、形態意匠について変更命令を行うことができる。

また、景観重要建造物や景観重要公共施設の指定、景観協定の締結等、景観法に規定する制度の多くは、景観計画区域内で活用できるしくみとなっている。

(3) 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設

景観行政団体の長は、地域の景観の核となる重要な建造物や樹木を景観重要建造物や景観重要樹木として指定することができる。指定されると、現状変更を行う場合に許可が必要となるが、建築基準法上の規制緩和や相続税の減免といった優遇措置が受けられる。

また、景観重要公共施設は、景観上重要な道路や河川、公園等について、公共施設の管理者の同意を得て、景観計画に位置付けるものである。景観重要公共施設は景観計画に即して整備されるとともに、景観に配慮するという観点から占用許可基準の上乗せができる。

(4) 景観地区

景観地区は、より積極的に良好な景観の形成を図るため、都市計画において市町村が定める地域地区である。景観地区内においては、建築物の形態意匠については市長村長が「認定」することにより、またその他の規制については建築確認により、それぞれ担保することとしている。形態意匠の認定制度は、現場の即地的な環境を知る市長村長が、周辺環境との調和も踏まえて景

観を誘導することを可能にする新たなしくみである。

4. 景観法活用にあたっての課題

神戸市では、昭和53年に全国に先駆けて「神戸市都市景観条例」を制定し、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるための取り組みを進めている。以下では、自治体において景観法を活用していくにあたっての課題等について述べる。

第一に、景観法は、すべて「～できる」という規定になっており、法を活用するかどうかは自治体に委ねられている。このため、自治体が法を活用するにあたっての自由度は高いが、逆にいえば、自治体として景観行政に取り組む姿勢が問いかけられている。

さらに、法には、「良好な景観」とは何かという定義を置いておらず、その判断についても各地域に委ねられている。実際には、各地で多発している景観紛争に見られるように、「良好な景観」の概念を共有することは大変難しい。

景観法の施行を受け、地域として景観についてどう取り組み、どう共通の理解を図っていくのが大きな課題である。

第二に、景観法では、形態意匠に限られるものの、強制力のある措置を可能とすることなどを通し、自治体施策をバックアップすることが意図されているが、これまで自治体において行われてきた誘導型の景観行政との融和をどのように進めていくかが課題である。

例えば、神戸市の条例における「景観形成市民協定」といった市民主体による緩やかな誘導制度は、協働のまちづくりの手法

の一つとして運用されている。

法と条例のそれぞれの特徴を生かし、役割分担を明確にするという意味でも、こうした条例独自の制度は、今後も積極的に展開していくべきであろう。

▨ 放置自転車税

1. はじめに

平成12年4月の地方分権一括法の施行により、特定の費用に充てることを目的とした法定外目的税を地方自治体が独自に創設することが制度化された。それを受けて、東京都豊島区では平成14年度より「豊島区法定外税検討会議」を設置し放置自転車等対策推進税の導入を検討してきたが、平成15年12月には区議会において同条例案は可決された。

この豊島区放置自転車等対策推進税条例を施行するには、総務大臣の同意が必要とされることから国との協議が継続して行われてきたが、平成16年9月には同大臣の同意を得て、平成18年度初頭より課税を実施することとなった。

2. 税の仕組み

都市部の各自治体は、駅周辺の放置自転車対策には苦慮してきた。放置自転車は、歩行者の通行の支障になるだけでなく、障害者・高齢者等の通行の障害となり場合によっては危険ですらある。また、災害時の避難や緊急時の交通を阻害し、社会的な課題として取り上げられるようになった。

豊島区にあっては池袋駅や巣鴨駅など全国でも有数の放置件数に上り、歩行者の通行の妨げや街の美観を損ねるに至り、改善への対策が求められていた。そこで区では、

自転車等駐車場の整備や自転車の撤去に努めるとする自転車法の規定を根拠に、JR東日本・西武鉄道・東武鉄道・東京メトロ・都営地下鉄5社の鉄道事業者に対し対策経費の一部の負担を求めることとした。そして鉄道事業者が自ら自転車等駐車場の整備を行った場合に、税の減免を実施することで結果的に駅周辺の環境整備が促進されるというものである。

この条例によれば、課税の根拠は、「鉄道駅周辺における放置自転車等対策の推進を図るとともに、放置自転車等の施設整備及び維持管理その他放置自転車等対策事業に要する費用の一部に充てるため」税を課するというものである。徴収方法は申告納付とし、課税客体は区内に所在する鉄道駅における前年度の旅客運送である。税率は乗車人員千人につき740円（一人当たり0.74円）としており、年間211百万円余を見込んでいる。そして税収の使途としては、①放置自転車等の撤去、保管、返還、処分、保管諸整備等の経費、②自転車駐車場等の維持管理経費及び整備経費、③放置抑制啓発経費等、に充てるものとしている。

一方、前例のない新税の導入に対し、課税対象とされるJR各社と日本民営鉄道協会・日本地下鉄協会に加盟する計113事業者は、他の自治体に波及する可能性が高く経営への影響が大きいことに反発している。総務省もこの条例への同意にあたり、①「納税者から提起されている種種の指摘や批判を真摯に受け止め、協議・調整を十分に行って、その理解を得よう、さらに格段の努力を行うこと」、②「鉄道事業者の今後の協力の見通し等について十分な協議・調整を行い、鉄道事業者だけが納税者にな

ることについての理解を得よう努めること」を強く要請している。同条例においても、「施行後5年ごとに、条例の施行状況、放置自転車対策の推進状況等を勘察し、この条例について検討を加え、その結果に基づいて条例の廃止その他必要な措置を講ずる」とし、きわめて異例で安定していない措置であるかを認めている。

3. 負担区分の転換

全国自治体では、これまでも様々な対策が講じられてきた。駅前などの過密場所における放置自転車の撤去・移動等に関する放置規制条例、デパート・スーパーマーケット・銀行・遊技場など集客性要因の高い大型店舗などに駐車場の設置を義務づける付置義務条例、自転車駐車場の管理に関する管理条例など、地域のニーズに合わせて条例化を図り要件を整備してきた。さらに最近では、自転車駐車場料金の一部無料化や、自転車の貸し出しサービスの実施などが考案されているが、全てが実効性のあるものとは言いがたい。

また、駅前等の立地に駐車場を新たに作るスペースを確保するのは困難な上、建設コストに加え維持管理コストが継続して負担していかなければならない。自治体としては放置自転車対策と財源確保はともに並行して走らさなくてはならないものである。豊島区の試みは、従来受益者負担の原則から自転車の利用者に負担を求め直接利用料を徴するのではなく、放置自転車が発生した因果関係者に負担を転換したのもいえる。

これには、税の公平性の観点から鉄道事業者だけに課税を行うのは明らかに不公平

だとする意見がある。また、鉄道事業者が多額の納税の負担を理由に、運賃を値上げした場合、鉄道会社が営業する全ての路線の住民に負担を転嫁する結果となることから、豊島区以外の住民が間接的に税負担を強いられることになるとする指摘もあり、受益者負担の原則を大きく逸脱することになりかねないリスクを伴う。

他方では、現実問題として駅前に自転車を放置する者の多くは、明らかに鉄道の利用者であり、その利用者から得た利益をもって鉄道利用者が一定の負担を受けるのは当然とする考え方もあり、この場合は利益者からの還元という思想につながる。しかし、この考え方にしても、鉄道事業者のみを対象とする理由にはならない。例えば利益を得ているとするならば区域内の自転車販売店でもよいだろうし、駅前に人が集中するのは鉄道路線があるからというよりは駅前のデパートや映画館が呼び込んでいるということもできる。いずれにしても、理念的にもこの条例が安定感を欠いているというものと思われる。

4. 「放置」の意味するもの

自転車を利用するとは交通手段の一形態であるが、そのメリットは乗用車と比べて製作コストや維持費に関しての経済性の優位とともに、当然ながらCO₂を排出することは無い無公害性にある。「放置」との名の下に自転車がまるで迷惑この上ない存在であるかのようにいわれている。しかし「放置」とはそもそも何だろうか。今回の条例の制定を待たずともなく、ここでいう「放置」とは特定の区域の中で、駐車場等の適切な場所に収容しなかった、あるいは

できなかった現象を指している。つまり指定された区域外に自転車を放置したとしても、それを「放置」自転車とは呼ばない。「放置」を、社会的要因による法的規制の概念として位置づけなければ説明できない。換言すれば、「放置」は都市環境の未整備により創出されるものである。

市民社会では公園や駅前広場など公共的財産の恩恵を機会均等に享受できる権利を誰もが有するが、その対価として様々な規制を蒙ることになった。乗用車に対する道路交通法上の規制がその典型であるが、自転車は従来その例外でありえた。

この度の豊島区が放置自転車税制度を導入したことは、例外扱いしないことを完全に主張するものであり、個々の放置された自転車に対して対策を講じるのではなく、「放置」されるであろう自転車という存在を前提に、第三者（ここでは課税対象とされた鉄道事業者）に包括的に負担を求めることを意味する。

しかしながら都市部のインフラの整備は、やはり行政が主体となって進めなければ、地域間にアンバランスが生じ、住民に不公平感が生じることは目に見えている。新税の実施が都市環境の改善を図るための方策として、機能を発揮し成果を得られるのかは、もう少し経過観察していく必要がある。

犯罪被害者等基本法

1. はじめに

平成16年12月1日に「犯罪被害者等基本法」が成立した。この法律の制定により、犯罪被害者等の基本的権利が、初めて明確に認められることになった。しかし、ここ

に至る道のりは、決して平坦なものではなかった。

2. 犯罪被害者等支援の経緯

わが国において、犯罪被害者等支援の必要性が初めて自覚されたのは、昭和49年8月に「三菱重工ビル爆破事件」が起きたときである。これを契機として、昭和55年5月1日に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定され、昭和56年1月1日から施行された。この法律は、平成7年3月に起きた「地下鉄サリン事件」をきっかけとして、平成13年4月に改正・充実が図られ、同年7月1日から施行されている。

また、平成8年2月に警察庁において「被害者対策要綱」が策定され、警察による被害者等保護が本格化した。民間でも、全国各地で「被害者支援センター」が、社団法人あるいはNPO法人等の形で設立された。平成10年5月には、その全国的な連絡組織として「全国被害者支援ネットワーク」が設立されている。そして、平成12年1月には、「全国犯罪被害者の会」（あすの会）が設立され、積極的な活動を行ってきた。

このような、国、都道府県、民間支援団体、そして、犯罪被害者等自身の活動が、次第に犯罪被害者等保護の必要性を世論に浸透させ、今回の基本法制定につながったのである。

3. 犯罪被害者等基本法の理念

犯罪被害者等基本法は、第1条において、「この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすると

ともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。」としている。

その対象者は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為）により害を被った者及びその家族又は遺族とされ、「犯罪被害者等」と定義されている（第2条）。

そして、基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。」と定め、その権利を法的利益にまで高めている（第3条第1項）。

そのため、国の責務（第4条）、地方公共団体の責務（第5条）及び国民の責務（第6条）を定め、国や地方公共団体等の関係機関が連携を図りながら協力することを求めている（第7条）。また、政府は「犯罪被害者等基本計画」を定めるものとされ（第8条）、必要な法制上又は財政上の措置等を講じることとしている（第9条）。なお、犯罪被害が国民の大きな関心をよんでいることに鑑み、行った施策の内容について、国会に報告することを義務づけている（第10条）。

4. 犯罪被害者等基本法の施策

犯罪被害者等基本法は、今後整備されるべき基本的施策について、詳細な規定をおいている。すなわち、①犯罪被害者等の相談に応じ必要な情報の提供及び助言を行うこと（第11条）、②損害賠償の請求について援助を行うこと（第12条）、③給付金の

支給に係る制度の充実を図ること（第13条）、④保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行うこと（第14条）、⑤安全の確保を図ること（第15条）、⑥居住の安定を図ること（第16条）、⑦雇用の安定を図ること（第17条）、⑧刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度を整備すること（第18条）、⑨保護・捜査・公判等の過程における配慮を行うこと（第19条）、⑩犯罪被害についての国民の理解を増進すること（第20条）、⑪犯罪被害に関する調査研究を推進すること（第21条）、⑫民間の団体に対する財政上及び税制上の援助を行いその活動を促進すること（第22条）、⑬犯罪被害者等の意見を施策に反映し施策の過程の透明性を確保すること（第23条）などである。

さらに、「犯罪被害者等基本計画」の案を作成し、重要事項を審議し、施策の実施を推進し、実施の状況を検証・評価・監視するため、内閣府に「犯罪被害者等施策推進会議」を設置することとしている（第24条）。

5. 犯罪被害者等基本法の課題

これまで、犯罪被害者等の権利を一般的に定めた法律はなかったことから、犯罪被害者等基本法が制定された意義は大きい。しかし、この法律は文字どおり「基本法」であって、その具体的内容は、これから煮詰められていくことになる。

まず、相談や情報の提供に関しては、窓口をどうするのか、既存の相談機関をどう利用するのかといった整理が必要であろう。また、こころのケアという視点も重要なので、精神科医師等との連携を図る必要があ

る。

次に、経済的支援に関しては、犯罪被害者等給付金支給制度のあり方や、既存の福祉施策（生活保護や母子福祉等）との整合性を図る必要がある。

そして、刑事手続への関与を認めるにあたっては、被疑者・被告人の人権保障との調和をいかに図るかが問題になると思われる。また、損害賠償請求への援助については、民事不介入の原則を維持しながら、どのような実効ある制度にすることができるかが鍵となる。

さらに、これらの施策を、国と地方公共団体が、どのように役割を分担して、効率的に行っていくかが重要である。国のどの機関がどの施策を担当するのか。地方公共団体においては、都道府県と市町村の役割分担をどうするのか。仮に、法定受託事務とするならば、権限や経費の分担をどうするのかといったことが、現実的な課題になると思われる。

6. おわりに

刑事司法における被疑者・被告人の人権保障については、長い歴史のなかで理論的な深化が行われ、手続の整備がなされている。これに対して、犯罪被害者等の保護施策は緒についたばかりである。犯罪被害者等基本法の制定が、遅れていた犯罪被害者等の支援に弾みをつけることを期待したい。

平成 16 年 11 月
神戸市事務事業外部評価委員会

はじめに

神戸市における事務事業外部評価は、平成14年11月に出された神戸市行財政改善懇談会報告書の指摘を受けて、昨年度から実施しているもので、今年で2年目となる。昨年度の評価結果の報告から1年がたったが、評価結果を踏まえて多くの事務事業の見直しに真摯に取り組まれたことは評価に値する。一方で、未だ見直しに着手出来ていない事務事業も残されており、説明責任を果たしていくという観点を含めて今後の神戸市のなお一層の努力に期待したい。

この間、平成15年12月には、低成長時代や少子高齢社会の到来を踏まえ、神戸市行財政の硬直的構造を改革するための「行政経営方針」が発表され、その具体化に向けた取り組みが行なわれているところである。さらには、市民・地域の知恵と力が活きる「協働と参画のまちづくり」を実現するための「協働・参画3条例」のひとつとして、平成16年4月に神戸市行政評価条例が施行され、神戸市の行政評価のしくみが制度的に保障されることとなった。

今年度は、この神戸市行政評価条例に基づく初めての事務事業評価として、合計22日間におよぶ外部評価ヒアリングを行った。このヒアリングは、あくまでも職員の意識改革を進め、市民への説明責任を果たし、事務事業の再構築を進めていく取り組みの「検証の場」であり、各部署が評価結果を検討材料として主体的に事務事業の再構築を行っていく風土を創ることが最も重要である。そして、事務事業の見直しにあたっては、単なる休廃止や縮減ではなく、サービスの受け手である市民に最大の付加価値を提供できる事務事業へ再構築を行うという考え方の徹底が必要である。

言い換えれば、事務事業評価は、事業執行におけるPDCAサイクルの一部であり、結果を評価し改善するプロセスを繰り返していくことにより、仕事の質を高め、市民福祉の向上につながって、はじめて効果を発揮するものである。

そこで、今年度の報告書においては、仕事の質を高めていくためのツールとして、各部署が事務事業評価制度を十分に活用するに際して参考になる点を中心にまとめていった。各部署で本報告書が十分に活用され、事務事業の再構築の一助となれば幸いである。

神戸市事務事業外部評価委員会委員（50音順）

会長 伊 賀 隆（神戸大学名誉教授）
石 原 俊 彦（関西学院大学 産業研究所教授）
伊多波 良 雄（同志社大学 経済学部教授）
井 堂 信 純（中央青山監査法人 代表社員・神戸事務所長）
大久保 規 子（甲南大学 法学部教授）
谷 澤 実佐子（監査法人トーマツ シニアマネジャー・公認会計士）

檀 上 善 夫 (オフィスクオリティ代表)
 中 川 隆 哉 (株式会社日本総合研究所 研究事業本部経営戦略クラスター主任研究員)
 永 田 潤 子 (大阪市立大学大学院 創造都市研究科助教授)
 南 知恵子 (神戸大学大学院 経営学研究科助教授)

1. 評価概要

(1) 評価対象事業

事務事業外部評価の項目設定にあたっては、①予算の枠組みを考慮しながら、②市民にとって評価結果が見やすいよう整理する、等の作業を行った。

さらに評価対象の選定にあたって、各部署の庶務経理事務等を対象外とするとともに、区役所で行っている事務事業のうち各区共通で実施しているものについては、本庁の所管部署にまとめる等の整理を行った結果、評価対象事務事業数としては、約1300事業となった。

このうち、平成15年度には181事業を、平成16年度は531事業の評価を実施した。平成17年度には約500事業の評価が予定されている。

なお、市民参画推進局の53事業については、昨年度、事務事業評価制度の構築に先立って、ひとつの部署の全事務事業を試行的に評価した経緯がある。今回は、この53事業について、改めて外部評価委員会での合議を経ることにより、正式な評価結果として位置づけることとした。

	評価対象事業数	約1300	項目設定にあたっては、①予算の枠組みを考慮しながら、②市民にとって評価結果が見やすいよう整理する、等の作業を行った。 その上で、評価対象の選定にあたっては、各部署の庶務経理事務等を対象外とするとともに、区役所で行っている事務事業のうち各区共通で実施しているものについては、本庁の所管部署にまとめる等の整理を行った。
内 訳	平成15年度	181	行政が実施するベーシックな分野（施設管理、個人給付、受益と負担、マンパワー、神戸らしさ）から項目を選定し外部評価を実施した。
	平成16年度	531	原則的に、各部署の施策ごとのまとまりで外部評価を実施した。
		53	平成15年度に試行で外部評価したものを委員会での合議を経て、正式な評価結果として位置づけた。
	平成17年度	約500	平成15・16年度の評価項目以外の項目の外部評価を実施する予定である。

(2) 活動報告

評価結果を出すまでの活動として、市が内部評価した事務事業評価シートに基づき、評価責任者（課長級）から、2人の委員によるヒアリングを実施した。なお、行政運営に関し優れた識見を有する代表監査委員に、オブザーバーとしてヒアリングに参画いただいた。

このヒアリング結果を踏まえて、各部署にフィードバックを行い、追加説明が必要な場

合には局・部長級からの再ヒアリングを実施した。この再ヒアリングは、①評価の精度を高めること、②意思決定層である局・部長級にも参画してもらうことで、事務事業外部評価の取組みを全庁的な動きに高めていくこと、を大きな目的として実施したものである。

全事務事業のヒアリング終了後、外部評価委員会として合議により評価結果をまとめていった。

平成16年度事務事業評価の進め方

6月～7月	各部局で内部評価の実施
7月～10月	外部評価ヒアリング
10月	外部評価結果の検討
11月	外部評価結果の提出

【外部評価活動の詳細】

- 5月24日 **市長より委嘱、引き続き第1回委員会開催**
- 7月20日 水道局ヒアリング（伊賀委員・谷澤委員）
- 7月23日 行財政局ヒアリング（檀上委員・大久保委員）
- 7月27日 企画調整局・人事委員会事務局ヒアリング（伊賀委員・中川委員）
- 7月29日 交通局ヒアリング（井堂委員・南委員）
- 7月30日 消防局ヒアリング（伊多波委員・谷澤委員）
- 8月2日 産業振興局ヒアリング（井堂委員・南委員）
- 8月4日 秘書室・危機管理室・選挙管理委員会事務局・監査事務局ヒアリング（伊賀委員・中川委員）
- 8月16日 生活文化観光局ヒアリング（檀上委員・大久保委員）
- 8月17日 環境局ヒアリング・行財政局再ヒアリング（檀上委員・大久保委員）
- 8月24日 みなと総局ヒアリング（石原委員・永田委員）
- 8月25日 教育委員会ヒアリング・水道局再ヒアリング（伊賀委員・中川委員）
- 8月26日 産業振興局ヒアリング（井堂委員・南委員）
- 8月27日 建設局ヒアリング・交通局再ヒアリング（井堂委員・南委員）
- 8月30日 教育委員会事務局ヒアリング・企画調整局再ヒアリング（伊賀委員・中川委員）
- 9月7日 保健福祉局ヒアリング（伊多波委員・谷澤委員）
- 9月8日 都市計画総局ヒアリング（井堂委員・南委員）
- 9月9日 環境局ヒアリング・生活文化観光局再ヒアリング（檀上委員・大久保委員）
- 9月10日 保健福祉局ヒアリング（伊多波委員・谷澤委員）
- 9月15日 保健福祉局ヒアリング（伊多波委員・谷澤委員）
- 9月27日 産業振興局・建設局・都市計画総局再ヒアリング（井堂委員・南委員）
- 9月29日 教育委員会事務局再ヒアリング（伊賀委員・中川委員）
保健福祉局・消防局再ヒアリング（伊多波委員・谷澤委員）
- 10月1日 **第2回委員会開催（ヒアリングを受け、報告書の取りまとめに向けての検討）**
- 10月5日 環境局再ヒアリング（檀上委員・大久保委員）
- 11月10日 **報告書を市長に提出**

(3) 評価基準

評価は、時代適合性、補完性、効率性、有効性の観点から、概ね下記の基準に沿って行い、所見を付した。

評価基準について、昨年度との大きな違いは、「補完性」と「効率性」の違いを明確化したことである。特に、民間委託について、公共関与は残したまま運営の体制の効率化を図るものと捉え、「補完性」の観点ではなく、「効率性」の観点で評価することとした。

時代適合性

適格	問題なし。
やや適格	事業の一部の見直し、または縮小が必要。
やや不適格	事業の大幅な見直し、または縮小が必要。
不適格	事業を廃止、または抜本的に事業のあり方を見直しすべき。

補完性

適格	問題なし。
やや適格	事業の一部について、地域や民間も公としての役割分担を担うべき。*
やや不適格	事業の大部分について、地域や民間が公としての役割分担を担うべき。*
不適格	事業の全てを地域や民間に委ね、行政は公共関与を行うべきではない。*

*但し、検討にあたっては、最適の質とコストを確保すべき。

*民間委託は、公共関与は残したまま、運営の体制の効率化を図るものであり、「補完性」の観点ではなく、「効率性」の観点で評価する。

効率性

適格	問題なし。
やや適格	さらなる効率化を図るべき。*
やや不適格	大幅な効率化を図るべき。*
不適格	すべてにわたり徹底した効率化をはかるべき。*

*但し、民間や他都市とのコスト比較をすべき。

*効率性の向上にあたっては、執行体制の見直し、民間委託、生産性の向上など、幅広く検討すること。

有効性

適格	問題なし。*
やや適格	さらに有効性を高める具体策の実施が必要。*
やや不適格	有効性に問題があり、大幅に事業のあり方や実施方法を見直しすべき。*
不適格	事業を廃止、または抜本的に事業のあり方や実施方法を見直しすべき。*

*但し、満足度調査などにより数値化やベンチマーキングを行うことで、有効性を検証する必要がある。

2. 提言「事務事業評価のしくみを行財政改善に活かしていくために」

(1) 事務事業評価のしくみの充実に向けて

ア. 改善へ向けて意欲的に取り組む職場づくり

- ・事務事業評価結果を、市民生活の質の向上につなげていくためには、日頃から業務のあり方や進め方に問題意識を持ち、ボトムアップによって議論を行う職場風土の醸成が重要である。現状に満足せず、常に改善を目指す問題意識を持ち、チャレンジし続けることが重要である。
- ・事務事業評価の取組みについて、「単にシートを記入するための取組み」ではなく、各事務事業に関する認識を組織で共有するとともに、評価シート作成の過程において、職場で十分に議論を行う必要がある。
- ・内部評価についても、効果の高い事業に選択と集中を行なっていくという観点から、常に問題意識を持って取り組んでいく必要がある。内部評価にあたって、十分に検討が行われていないと、事務事業の抱える問題点が明らかにならず、正確な外部評価が困難となる。

イ. 事業目標の明確化と成果への着目

- ・事業目標の設定が適切ではないため、客観的な評価が困難である場合が多く見られた。目標設定については、あくまでも評価責任者の権限で達成可能な、具体的に明確なものとする必要がある。
- ・目標設定については、有効性評価の基礎資料となる部分であり、出来るだけ数値目標を設定することが望ましい。しかし、行政は多様な業務を担っており、実際には数値目標の設定が困難な場合も多いと思われる。このような場合でも、最初から目標設定をあきらめてしまうのではなく、職場での議論を通じて適切な目標設定のあり方を模索していく必要がある。
- ・効率性や有効性の評価に必要な情報が提示されていない事務事業が多かった。「4つの分析」欄は、単に「がんばっている」「努力している」といった記述ではなく、客観的な評価が可能な判断材料を提示する必要がある。
- ・一方で、有効性・効率性の評価基準の明確化を図り、事務事業評価シート（特に事業実績項目欄）の改善、マニュアルの整備も同時に進めていく必要がある。

【参考】有効性・効率性の評価基準の一例

「有効性」の 評価基準	事業目標に対して、その事業がいかに貢献し具体的な成果を生み出したか。
「効率性」の 評価基準	他都市や民間の類似事業と比較して、低コストで事業を実施出来たか。コスト又は事業実績を改善することで、費用対効果を向上させることが出来たか。

ウ. 正確かつ十分な情報の提示

- ・適切な外部評価を行うためにも、評価シートの作成にあたっては、正確かつ十分な情報を具体的に記載する必要がある。
- ・法令に義務付けられた事業については、「時代適合性」「補完性」の評価は不要としている。しかしながら、法令に根拠があるが必ずしも義務付けとはなっていない事業について、一部、時代適合性、補完性の内部評価がなされていない事例が見受けられた。事業の性質、法令での位置づけを正確に把握したうえで、評価シートを作成すべきである。

- ・対象となる顧客の範囲について具体的に捉える必要がある。そうすることにより、事業の便益の及ぶ範囲が明確となり、事業の性質を踏まえた適切な評価が可能になる。(例：生ゴミから堆肥を生成するコンポスト購入助成については、「顧客」を単に「市民」と捉えるのではなく、「戸建てに居住する市民」と捉えるのがより適切な理解である。)

エ. 市民への説明責任

- ・事務事業評価結果の公開にあたって、特に市民生活と密接に関わる事務事業については、成果指標数値の推移や他都市比較などの情報をホームページに掲載するなど、分かりやすい情報公開に努めるべきである。
- ・評価結果だけでなく、評価結果を踏まえてどのように事務事業の見直しに取り組んだかについても、適宜説明責任を果たしていく必要がある。
- ・補助事業や委託事業のように、行政が直接執行していない事業について、事業費の使途を十分に把握していない事例が見受けられた。補助対象者や受託者の事業実績報告書を徴取した上で内容を十分に把握し、事業費の使途について透明化を図るとともに、事業がどのような成果を生み出したのか、事業目標を達成したのかについて明らかにし、十分な説明責任を果たしていく必要がある。

オ. 事務事業の種類、性質に合わせた評価方法の工夫

- ・施設整備事業や計画策定事業は、施設や計画が完成してはじめて有効性を発揮し始める事業であり、事務事業評価のレベルでどのような評価が可能か、改めて検討する必要がある。
- ・既存の第三者評価のしくみがある分野（例：環境保全関連事業、病院事業など）については、評価対象外にする等の見直しを行う必要がある。
- ・内部支援事業については、庶務経理事務を評価対象外としたが、それ以外の内部支援事業（例：工事の施行手続など）も評価対象とすべきかどうか、個々の事業の性質を見て判断する必要がある。
- ・これらの点について整理した上で、平成18年度以降の事務事業外部評価は、新たなビジョン（中期計画）の内容を踏まえ、重点施策に強く関連している事業や、特に見直しを行うべき事業等を中心に評価を継続していくべきである。

【参考】国の行政評価制度

国の府省が実施している政策評価では、政策の特性や個々の分野における政策評価に対する要請などに応じて、「事業評価」、「実績評価」、「総合評価」の標準的な3つの評価の方式から、適切な方式を採用・実施することとしている。

	対象	評価の内容
事業評価	事務事業が中心	事前の時点で、予め期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。途中・事後の時点で、事前の時点で行なった評価内容を踏まえ検証。
実績評価	主要な施策などに関し幅広く対象	成果(アウトカム)に着目した「基本目標」を設定。その達成状況を測定するため、「達成目標」を設定。目標について、定期的・継続的に実績を測定。目標期間が終了した時点で、目標期間全体を総括し、基本目標の達成度を評価。
総合評価	政策(狭義)や施策	政策・施策の効果の発現状況を様々な角度から具体的に明らかにする。政策・施策の直接的効果や因果関係等について分析。政策・施策に係る問題点を把握し、その原因を分析。政策・施策の目的妥当性を検討。

(2) さらなる行財政改善に向けて

ア. 施策評価への展開

- ・今回は、各事務事業を、部局毎のまとまりで評価していった。しかしながら、昨年度の課題であった、「同じ施策目標を達成するための他の類似した事務事業との相乗効果を加味した上で、優先順位付け等の相対評価を行う」ところまでは到達しなかった。相対評価は事務事業の選択と集中を図る上で有効であるが、まずは個々の事務事業の効率性や有効性を深く吟味することから始める必要がある。今年度は、相対評価こそ行わなかったが、事務事業の比較・分析を行い、再構築に取り組むための検討材料は提供出来たと考えている。
- ・今後、部局の枠を離れて、施策ごと、類似した事務事業ごとに再構築に向けた検討を進めてもらいたい。部局の枠を超えて、全市的視点で自らの事務事業を見直すことで、事務事業の選択と集中を進めて行く契機となると考えられる。予め明確に構築された施策体系にのっとっていなくても、必要な分野から柔軟に事務事業の選択と集中に向けた検討を始め、経験を積み重ねていくことで、施策評価に繋がる示唆が得られるのではないかと。
- ・現在、神戸市では新たなビジョン（中期計画）の策定にあわせ、施策評価のしくみづくりが検討されている。その際、事務事業評価と予算、あるいは事務事業評価と施策評価との関係をどう整理していくかが課題となる。これについては、機械的な連動ではなく、事務事業評価の取り組みを通じて、絶えざる事務事業の再構築を進めていくことにより、施策目的が達せられていくものと考えられる。

イ. 目標チャレンジ制度との連携

- ・神戸市においては、現在、行財政改善のための様々な制度が運用されている。そのうち、目標チャレンジ制度は、職員が自ら設定した目標に向かって意欲的にチャレンジし、組織一丸となって効果的、効率的に業務を進めていくための制度であり、事務事業評価制度との連携を図ることで、より効果を発揮するものと考えられる。この目標チャレンジ制度に基づいて設定された目標を、事務事業評価にも活かしていくなど、一体的な運用へ向けた工夫が求められる。

ウ. 行財政改善のための新たなしくみの検討

- ・事務事業の選択と集中を進めていくためには、組織が向かう目標と方向性を明確にし、組織がその目標を共有することが必要である。そのためのツールのひとつとして、近年、一部の自治体でBSC(※)の導入が試みられている。神戸市においても、こうした考え方を既存のしくみにうまく取り入れ、神戸市にふさわしい制度を構築していくことを求めたい。
- ・さらに個々の市民サービスについて、市民が受益と負担を正確に理解し、判断できる情報を提供していくことが必要である。このため、事務事業評価を通じて把握した事業別コストの詳細な分析を行い、市民に対して分かりやすく公開、説明していく取り組みが必要である。

※BSC

BSC（バランス・スコアカード）とは、組織が果たすべき使命を中心に置き、組織の大目標を定め、その実現のために個々の目標を設定し、管理し、評価する手法である。各々の目標の達成状況について、「顧客の視点」「財務の視点」「業務プロセスの視点」「学習と成長の視点」など、複数の視点をバランス良く取り入れて、様々な視点からどの事業を選択し集中を進めていくかを判断するために有効である。

(別紙)

外部評価対象事務事業一覧

局 室 名	事 務 事 業 名
秘書室	表彰事務
危機管理室	危機管理に関する総合調整
危機管理室	危機管理に関する計画の策定
危機管理室	危機対応能力の向上
危機管理室	地域安全活動への支援
危機管理室	安全なまちづくりを担う人材の育成
危機管理室	連携による安全なまちづくり
危機管理室	市民への防災情報の提供
危機管理室	震災教訓の発信・継承
企画調整局	政策提言会議
企画調整局	政策研究
企画調整局	新交通(株)への出資等
企画調整局	震災復興
企画調整局	市街地活性化の推進
企画調整局	WHO 神戸センター運営支援
企画調整局	関西国際空港への出資等
企画調整局	震災10年 神戸からの発信
企画調整局	学長との懇談会
企画調整局	阪神・淡路大震災記念協会運営補助
企画調整局	総合基本計画の調査・調整
企画調整局	新・都市環境基準
企画調整局	医療産業都市構想
企画調整局	TRI の運営
企画調整局	神戸電鉄近代化補助
企画調整局	北神急行値下げ支援
企画調整局	神戸電鉄複線化の推進
企画調整局	新交通P I 線延伸事業
企画調整局	電子計算機運営管理
企画調整局	あじさいネットの運用

局 室 名	事 務 事 業 名
企画調整局	高度情報化推進
企画調整局	東京事務所
行財政局	表彰関係事務
行財政局	人権擁護委員関係事務
行財政局	平和啓発事務
行財政局	震災追悼行事
行財政局	公報発行事務
行財政局	庁内メール業務
行財政局	公文書管理事務
行財政局	郵送等の集中管理業務
行財政局	複写・印刷集中管理事務
行財政局	公印管理事務
行財政局	法規事務
行財政局	行財政改善事務
行財政局	職員提案事務
行財政局	事務事業監理事務
行財政局	安全管理
行財政局	退職者福祉（退職者団体への補助金の交付）
行財政局	職員健康診断
行財政局	東京在勤者住宅維持管理
行財政局	職員家族慰安会
行財政局	永年・特別永年・35年勤続職員慰安会
行財政局	職員誌「花時計」
行財政局	文化・体育事業の計画策定及び運営
行財政局	市議会の議案作成事務
行財政局	公有財産の保険及び賠償責任保険に関する事務
行財政局	普通財産の管理
行財政局	工事請負・物品購入契約等の経理契約事務
行財政局	入札の参加資格及び業者登録申請に関する事務
行財政局	法人等の市民税の賦課事務

局 室 名	事 務 事 業 名
行財政局	事業所税の賦課事務
行財政局	特別徴収に係る個人の市民税の賦課事務
行財政局	諸税（市たばこ税・入湯税）の賦課事務
行財政局	普通徴収に係る個人の市民税（個人の県民税含む。）の 賦課事務
行財政局	軽自動車税の賦課事務
行財政局	税務広報事務
行財政局	市税の徴収事務
行財政局	市税の証明書発行業務
行財政局	固定資産税・都市計画税の課税事務
行財政局	特別土地保有税の賦課事務
生活文化観光局	条例の運用及び附属機関の運営
生活文化観光局	電気・ガス用品等立入検査等事務
生活文化観光局	適正計量取引の確保
生活文化観光局	生活情報センターの相談及び情報提供・交流
生活文化観光局	生活必需物資の安定供給と物価の安定
生活文化観光局	消費者教育の推進
生活文化観光局	消費生活情報の提供
生活文化観光局	“くらしの創造・再生” ネットワーク
生活文化観光局	消費者被害救済のための地域協働システム
生活文化観光局	海外諸都市との提携による交流
生活文化観光局	外国公館・国際親善団体との交流
生活文化観光局	国際協力の推進
生活文化観光局	国際交流・協力ボランティア活動の推進
生活文化観光局	旧神戸移住センターの保存活用
生活文化観光局	在住外国人の生活問題への取組
生活文化観光局	外国人学校助成
生活文化観光局	留学生支援
生活文化観光局	男女共同参画推進会議の開催・月間事業の実施
生活文化観光局	男女共同参画の啓発

局 室 名	事 務 事 業 名
生活文化観光局	男女共同参画申出処理制度の運営
生活文化観光局	神戸婦人大学の運営
生活文化観光局	男女共同参画センターの管理運営
生活文化観光局	女性のための相談室の運営
保健福祉局	医師会等補助
保健福祉局	災害援護資金貸付償還事務等
保健福祉局	災害見舞金
保健福祉局	愛の輪運動
保健福祉局	友愛訪問
保健福祉局	市・区社協助成
保健福祉局	安心サポートセンター運営
保健福祉局	市民福祉大学
保健福祉局	鉄道駅舎エレベーター設置
保健福祉局	ふれあい給食
保健福祉局	ノンステップバス導入推進
保健福祉局	民間社会福祉施設助成
保健福祉局	民生委員活動
保健福祉局	ユニバーサルデザインの推進
保健福祉局	監査指導事務
保健福祉局	人権啓発
保健福祉局	同和施策
保健福祉局	緊急援護資金貸付
保健福祉局	行旅死病人対策
保健福祉局	ホームレス対策
保健福祉局	生活保護事務
保健福祉局	内職あっ旋所
保健福祉局	老人共同作業所
保健福祉局	医療機関整備資金融資
保健福祉局	看護師等確保対策
保健福祉局	地域医療振興財団補助

局 室 名	事 務 事 業 名
保健福祉局	各種がん検診
保健福祉局	基本健診
保健福祉局	結核医療
保健福祉局	結核対策
保健福祉局	骨粗しょう症検診
保健福祉局	歯科保健
保健福祉局	生活習慣病対策
保健福祉局	難病医療
保健福祉局	難病対策
保健福祉局	乳幼児健診
保健福祉局	40歳総合健診
保健福祉局	赤ちゃんホーム
保健福祉局	病後児保育
保健福祉局	ファミリーサポートセンター
保健福祉局	保育土養成所運営助成
保健福祉局	食肉衛生検査所
保健福祉局	食品衛生検査所
保健福祉局	食品衛生対策
保健福祉局	病院事業
保健福祉局	総合療育センター（診療部門以外）
保健福祉局	心身障害福祉センター
保健福祉局	一般就労支援
保健福祉局	知的障害児（者）通所施設
保健福祉局	子ども会活動助成
保健福祉局	子育てリフレッシュステイ
保健福祉局	児童家庭支援センター
保健福祉局	施設児童対策
保健福祉局	児童福祉施設措置費
保健福祉局	児童虐待防止対策（啓発）
保健福祉局	助産施設運営補助

局 室 名	事 務 事 業 名
保健福祉局	徴収金減免（児童養護施設等）
保健福祉局	民間児童館助成
保健福祉局	児童福祉施設併設型民間児童館助成
保健福祉局	国保組合運営補助
保健福祉局	年金事務
保健福祉局	はり・きゅう・マッサージ施術料助成
保健福祉局	老人保健医療
保健福祉局	遺家族等援護
保健福祉局	敬老・慰問
保健福祉局	福祉乗車証
保健福祉局	養護老人ホーム措置費
保健福祉局	在日外国人等福祉給付金
保健福祉局	シルバーハウジング介護機能強化
保健福祉局	地域見守り活動
保健福祉局	養老福祉金
保健福祉局	老人クラブ補助
保健福祉局	長寿祭
保健福祉局	福祉電話（高齢）
保健福祉局	あんしんすこやかセンター
保健福祉局	施設入所相談センター
保健福祉局	福祉電話（障害）
保健福祉局	移動支援
保健福祉局	タクシー利用助成
保健福祉局	リフト付バス運行経費補助
保健福祉局	社会参加・生活訓練事業
保健福祉局	情報提供支援事業
保健福祉局	心身障害者扶養共済制度
保健福祉局	特別児童扶養手当
保健福祉局	施設利用料軽減
保健福祉局	障害者医療費助成

局 室 名	事 務 事 業 名
保健福祉局	知的障害者自立訓練
保健福祉局	知的障害者福祉就労促進
保健福祉局	知的障害児等通園費補助
保健福祉局	知的障害者福祉工場・福祉ホーム
保健福祉局	徴収金減免（障害児施設）
保健福祉局	福祉器具の提供・貸与
環境局	環境保全審議会の運営
環境局	新・神戸市環境基本計画の進行管理
環境局	大阪湾広域臨海環境整備センターへの参画
環境局	廃棄物に関する統計調査（ごみ質組成調査）
環境局	地球環境市民会議の運営
環境局	ISO14001の認証取得・継続
環境局	KEMS の運営及び普及促進
環境局	ごみ減量円卓会議
環境局	リサイクル工房の運営
環境局	家電リサイクル法への対応
環境局	大規模事業所に対するごみ減量・資源化指導
環境局	環境調和型産業・技術の支援
環境局	ごみに関する市民啓発（発火防止対策）
環境局	13大都市共同キャンペーン
環境局	生ごみ処理機（コンポスト化容器）購入助成
環境局	中継業務
環境局	終末処理施設搬入路美化
環境局	し尿収集業務
環境局	高松作業所
環境局	公衆便所
環境局	河川美化
環境局	犬猫等死体処理業務
環境局	精霊送りに係る供物の収集・処理業務
環境局	クリーンステーション看板の設置等

局 室 名	事 務 事 業 名
環境局	市民トイレ
環境局	下水道利用型仮設トイレの設置
環境局	苦情処理
環境局	大気管理対策
環境局	特殊公害対策（騒音・振動・悪臭）
環境局	大気環境調査
環境局	公共用水域監視
環境局	海水浴場対策
環境局	水質発生源対策
環境局	監視センター運営、環境監視体制の保守管理・整備
環境局	合併処理浄化槽整備促進事業
環境局	光化学スモッグに係る健康被害救済
環境局	ゴルフ場対策
環境局	「水環境の保全・創造計画」のフォローアップ
環境局	アスベスト対策
環境局	本四連絡道・垂水 JCT 環境管理
環境局	土壌汚染対策法の推進
環境局	自動車公害対策（騒音測定・苦情対応等）
環境局	自動車環境条例の推進（重油混和燃料の検査）
環境局	グリーン配送の推進
環境局	自動車使用抑制運動の実施
環境局	低公害車普及助成事業（環境改善事業）
環境局	低公害車購入資金等助成
環境局	低公害車普及促進対策
環境局	低公害車フェアの開催
環境局	ダイオキシン類対策
環境局	化学物質排出把握管理促進事業（PRTR 法関連）
環境局	有害化学物質対策
環境局	環境影響評価制度の実施
産業振興局	神戸マイスター

局 室 名	事 務 事 業 名
産業振興局	2万人の雇用創出（雇用対策本部）
産業振興局	高齢者職業相談室
産業振興局	神戸インキュベーションオフィス事業の推進
産業振興局	中国ビジネスチャンスフェアの開催
産業振興局	中国現地セミナーの開催
産業振興局	ビジネス・ライフサポート窓口の設置
産業振興局	FAZ 支援センターの運営
産業振興局	シアトル事務所
産業振興局	天津研究会の開催支援
産業振興局	南京事務所の運営
産業振興局	天津事務所の運営
産業振興局	「神戸・阪神協議会」の運営支援
産業振興局	中国地方政府等駐在員事務所の運営支援
産業振興局	「中国ビジネス基礎講座」等の開催
産業振興局	中国アジア企業誘致
産業振興局	SOHO プラザ
産業振興局	ハイテクイースト工業団地
産業振興局	民間賃貸工場家賃補助
産業振興局	産業振興センター運営
産業振興局	共同施設建設費補助
産業振興局	総合空き店舗活用支援事業
産業振興局	地域商業サポート事業
産業振興局	農漁業資金融資対策
産業振興局	人と自然との共生ゾーンの推進
産業振興局	ふる里一誇事業の推進
産業振興局	自然休養村・農村環境改善センター等の管理運営
産業振興局	農業共済事業
産業振興局	神戸ブランド野菜育成推進
産業振興局	食農教育の推進
産業振興局	自然環境活用センター

局 室 名	事 務 事 業 名
産業振興局	神戸ワイン
産業振興局	神戸らん展
産業振興局	堆肥あっせん事業
産業振興局	堆肥発酵処理事業の運営
産業振興局	市立水産会館の管理運営
産業振興局	栽培漁業センター管理運営
産業振興局	水産体験学習管理運営
産業振興局	マリンピア神戸管理
産業振興局	フィッシャリーナ管理運営
産業振興局	ほ場整備事業
産業振興局	ため池整備事業
産業振興局	中央卸売市場本場運営業務
産業振興局	中央卸売市場本場再整備
産業振興局	東部市場運営業務
産業振興局	西部市場運営業務
産業振興局	中小企業の制度融資
産業振興局	中小企業支援事業
産業振興局	北農業委員会業務
産業振興局	西農業委員会業務
建設局	下水道・河川事業の啓発・広報
建設局	水洗化のための貸付・助成
建設局	市下水道排水設備指定工事者事務
建設局	財産管理事務（下水道事業）
建設局	事故処理事務（下水道事業）
建設局	東部スラッジセンター
建設局	下水道事業の計画・調整
建設局	流域下水道事業の調整
建設局	開発行為等（下水道事業）の指導と調整
建設局	水質検査業務
建設局	再生水事業

局 室 名	事 務 事 業 名
建設局	工場排水指導
建設局	汚水処理技術・汚泥処理技術の研究開発
建設局	下水汚泥焼却灰の有効利用
建設局	下水処理場建設事業
建設局	ポンプ場建設事業
建設局	汚水幹枝線布設事業
建設局	雨水幹枝線布設事業
建設局	土木積算基準事務（下水道事業）
建設局	下水道施設の改築・更新等に係る調査及び企画
建設局	排水設備に関する計画の確認・調査・指導
建設局	下水道管路施設の保全・管理業務
建設局	下水道処理施設改良事業（改築・延命化，機能高度化）
建設局	レーダ降雨情報システムの運用企画・管理
建設局	あまみず利用タンク助成
建設局	水洗化の普及・啓発
建設局	平磯芝生広場
都市計画総局	共同住宅バリアフリー改修補助事業
都市計画総局	住宅新築資金等の貸付事業
都市計画総局	住宅政策に関する調査研究
都市計画総局	すまいの耐震化促進事業
都市計画総局	優良建築物等整備事業
都市計画総局	住宅相談業務
都市計画総局	改良住宅の改善事業
都市計画総局	市営住宅等の建築・設備工事施工に係る事務手続き
都市計画総局	不動産の取得・管理・処分
都市計画総局	市営住宅等の建設，大規模の修繕等の実施計画，工事，保守，及び修繕の調査，見積り，設計，監督，検査，評価
都市計画総局	建築許可等・指導事務
都市計画総局	誘導的建築行政の推進
都市計画総局	既存の雑居ビル，特殊建築物等の違反是正指導

局 室 名	事 務 事 業 名
都市計画総局	建築物等の確認・検査の実施
都市計画総局	事前届出制度
都市計画総局	細街路整備推進の指導
都市計画総局	工事の施行手続及び調整
都市計画総局	建築技術の調査等, 連絡調整及び市有建築物等の検査・評価
都市計画総局	建築文化の振興
都市計画総局	建築ユニバーサルデザインの調査、普及等
都市計画総局	建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づく分別解体等
都市計画総局	市有建築物及び住宅に係る土木工事の助言, 計画, 見積り, 監督及び検査
都市計画総局	市有建築物の企画業務
都市計画総局	市有建築物の建築工事の計画, 設計, 工事監理及び検査業務
都市計画総局	市有建築物の維持保全計画, 保守修繕業務
都市計画総局	市有建築物付帯設備の企画・調査および建築設備技術の調査
都市計画総局	市有建築物付帯設備工事の設計・監理・検査
都市計画総局	市有建築物付帯設備の維持保全計画, 保守修繕業務, 維持管理費の適正化に関する調査・助言
都市計画総局	市有建築物の省エネルギー化および ESCO 事業に係る調査・助言
都市計画総局	自家用電気施設の保守管理
みなと総局	船員, 港湾労働者等の福利厚生, 福利厚生施設の運営管理
みなと総局	港湾環境整備負担金
みなと総局	港湾施設（行政財産）の管理
みなと総局	神戸ヘリポートの管理
みなと総局	須磨ヨットハーバーの管理
みなと総局	摩耶大橋・港湾幹線道路・港島トンネルの管理・補修業務
みなと総局	港湾機能用地（普通財産）の管理
みなと総局	高潮対策
みなと総局	海岸管理
みなと総局	使用料, 入港料等徴収事務

局 室 名	事 務 事 業 名
みなと総局	こうべ国際 VHF 海岸局の運営事務
みなと総局	けい船位置調整及びけい船立会事務
みなと総局	港湾施設の維持管理業務
みなと総局	港湾の利用に関する役務の提供
みなと総局	水域及び水域施設の管理事務
みなと総局	メールマガジンの発行
みなと総局	港湾物流に関する企画・調査
みなと総局	経済特区に関する企画・調査
みなと総局	国際交流事業
みなと総局	神戸港振興事業
みなと総局	港湾情報化対策事業（港湾物流プラットフォーム構築・ホームページ改善）
みなと総局	港湾 EDI システム保守事業
みなと総局	港湾調査統計事業
みなと総局	ポートセールス（国内・海外）
みなと総局	新規航路・初入港歓迎行事
みなと総局	神戸港利用促進協議会
みなと総局	神戸港四官庁連絡会議
みなと総局	企業誘致活動
みなと総局	海外ポートエージェントの運営及び連絡
みなと総局	海岸事業に係る計画の策定・変更事務
みなと総局	港湾・海岸土木工事設計等業務
みなと総局	岸壁等補修業務
みなと総局	港湾幹線道路・港島トンネル等補修業務
みなと総局	港湾・海岸緑地保全業務
みなと総局	港湾・海岸施設の建築・機材工事設計監督等業務
みなと総局	受電施設点検業務
みなと総局	港湾施設の建築・設備維持補修業務（上屋等を除く）
みなと総局	荷役クレーン運営業務
みなと総局	港湾幹線道路・港島トンネル等設備維持管理業務

局 室 名	事 務 事 業 名
みなと総局	消防用設備・ホイスト点検業務
みなと総局	港湾施設の使用の許可, 普通財産の貸付け(継続)
みなと総局	施設使用状況の把握, 施設使用に関する指導監督, 危険性貨物蔵置承認, 火気使用許可
みなと総局	工作物(工事・掘削・復旧)承認
みなと総局	自動車保管場所の承諾、道路幅員証明
みなと総局	使用料及び貸付料の徴収
みなと総局	港湾の美化及び清掃
みなと総局	申請に係る港湾施設の掘削及び復旧の監視業務
消防局	消防出初式
消防局	消防施設設置管理業務
消防局	消防装備設置管理業務
消防局	消防通信施設設置管理業務
消防局	火災予防業務
消防局	ケアライン119
消防局	消防用設備審査業務
消防局	危険物施設許可業務
消防局	危険物施設等査察違反処理業務
消防局	特殊災害に関する研修業務
消防局	消防業務
消防局	消防水利設置管理業務
消防局	消防団業務
消防局	消防・救急管制業務
消防局	救助業務
消防局	航空機動隊業務
消防局	市民教育訓練業務
消防局	消防科学研究所
水道局	公用車・庁舎・公舎等管理
水道局	職員研修
水道局	職員表彰

局 室 名	事 務 事 業 名
水道局	防災関係
水道局	神戸まつり須磨花火大会
水道局	水資源施策
水道局	各種統計の研究，指導，改善
水道局	土地，建物の取得
水道局	土地，建物の有効活用
水道局	資金の運用
水道局	指定給水装置工事事業者制度
水道局	給水装置工事費等資金融資制度
水道局	工用水道事業
水道局	配水管・附属設備の維持管理・補修に係る調整，設計
水道局	管路情報管理システム
水道局	送・配水管工事の設計
水道局	工業用水道配水管工事の設計
水道局	輻輳給水管整備工事に係る調整，予算・決算事務
水道局	給水設計台帳管理システム
水道局	鉛管給水管改良工事の係る調整，予算・決算事務
水道局	各所電気設備工事
水道局	各所機械設備工事改修工事
水道局	浄水所管の水道施設及び工業用水道施設の維持改良工事の設計等
水道局	簡易水道統合事業及び未普及地区解消業務
水道局	開発団地等施設整備事業
水道局	基幹施設耐震化事業
水道局	緊急貯留システム整備事業
水道局	建物改良事業
水道局	メータ調達，管理
水道局	大型メータ，遠隔地指示式メータの維持・管理
水道局	工業用水道各施設の維持管理
水道局	浄水場維持管理事業

局 室 名	事 務 事 業 名
水道局	各所ポンプ場, 配水場等維持管理事業
水道局	送水管理
水道局	貯水池維持管理事業
水道局	水質検査及びこれに付随する事務
水道局	基幹施設の耐震化事業の施行
水道局	開栓・閉栓・修繕受付等の営業事務
水道局	水道料金等の徴収事務
水道局	給水装置工事の審査・検査
水道局	給水管統合工事の施行ならびに修繕工事施行
水道局	配水管等の新設・更新・移設工事の施行と維持管理
水道局	工業用水道配水管工事の施行と維持管理（東部・中部・西部センター）
交通局	エコモーション
交通局	地下鉄グリーンハイキング
交通局	市営交通友の会
交通局	市バス・地下鉄お客様サービスコーナー
交通局	かもめプレス
交通局	夢のおもちゃ箱列車
交通局	車両基地見学会
交通局	お客様の声はがき
交通局	環境にやさしいバスの導入
交通局	地下鉄お客様の声アンケート
交通局	女性専用車両
交通局	地下鉄事故防止策
交通局	指令統合事業
教育委員会事務局	社会教育関係団体活動奨励
教育委員会事務局	PTA 活動の振興
教育委員会事務局	お母さんの電話相談室・母と子の教室
教育委員会事務局	婦人会館管理運営事務
教育委員会事務局	生涯学習支援センター管理運営及び事業実施

局 室 名	事 務 事 業 名
教育委員会事務局	青少年科学館管理運営事務
教育委員会事務局	家庭教育支援事業
教育委員会事務局	地域・人権教育推進事業
教育委員会事務局	家庭教育事業の全国展開
教育委員会事務局	マナビィひろば事業
教育委員会事務局	学校施設開放事業
教育委員会事務局	サマーミュージックステーション
教育委員会事務局	あじさいコンサート
教育委員会事務局	地域子ども文化塾
教育委員会事務局	古文書調査
教育委員会事務局	埋蔵文化財調査・整理
教育委員会事務局	史跡維持管理
教育委員会事務局	重要文化財管理
教育委員会事務局	文化財啓発事業
教育委員会事務局	文化環境保存区域の管理育成助成
教育委員会事務局	国・県重要文化財保存修理
教育委員会事務局	埋蔵文化財保護事業
教育委員会事務局	異人館修理事業
教育委員会事務局	市文化財保護条例に基づく助成等
教育委員会事務局	異人館の運営
教育委員会事務局	埋蔵文化財啓発事業
教育委員会事務局	体育指導委員
教育委員会事務局	登山研修所運営委託
教育委員会事務局	毎日登山累年表彰
教育委員会事務局	各種大会補助
教育委員会事務局	老人体育大学
教育委員会事務局	いぶきの森競技場管理運営
教育委員会事務局	国際スポーツイベントの誘致・開催
教育委員会事務局	神戸総合型地域スポーツクラブの推進
教育委員会事務局	神戸全日本女子ハーフマラソン

局 室 名	事 務 事 業 名
教育委員会事務局	洞川教育キャンプ場
教育委員会事務局	国体開催準備
教育委員会事務局	総合教育センターの管理・運営
教育委員会事務局	英語教育の推進
教育委員会事務局	小学校英語活動推進事業
教育委員会事務局	こうべ地球っ子プログラム
教育委員会事務局	帰国・外国人児童生徒教育支援
教育委員会事務局	教育史料収集
教育委員会事務局	視聴覚センター
教育委員会事務局	教職員研修
教育委員会事務局	教育に関する調査・研究
教育委員会事務局	教材開発
教育委員会事務局	幼児教育センター
教育委員会事務局	教育相談
教育委員会事務局	不登校児童生徒の指導（総合判定会議）
教育委員会事務局	障害児教育センター
教育委員会事務局	心の SOS キャッチ学校支援事業(教育相談専門会議)
教育委員会事務局	青少年相談補導センター（くすのき教室含む）
教育委員会事務局	小磯記念美術館
教育委員会事務局	工業高等専門学校
選挙管理委員会事務局	各種選挙の管理執行（投票所運営）
選挙管理委員会事務局	各種選挙人名簿の調製
選挙管理委員会事務局	直接請求・各種投票事務
人事委員会事務局	給与勧告
人事委員会事務局	競争試験・選考
監査事務局	工事定期監査及び出資団体工事監査
監査事務局	行政監査
監査事務局	財政援助団体監査
監査事務局	住民監査請求に基づく監査
監査事務局	現金出納検査

局室名	事務事業名
監査事務局	外部監査

※市民参画推進局の事務事業については、平成15年度に試行実施したものです。
(報告書本文2ページ参照)

局室名	事務事業名
市民参画推進局	市長への手紙
市民参画推進局	まちかどトーク
市民参画推進局	婦人市政懇談会
市民参画推進局	住民自治組織指導者との懇談会
市民参画推進局	各種市政懇談会
市民参画推進局	出前トーク
市民参画推進局	市政アドバイザー
市民参画推進局	神戸市民1万人アンケート
市民参画推進局	神戸市民全世帯アンケート
市民参画推進局	広報紙による情報発信
市民参画推進局	広報紙の市外避難者への郵送
市民参画推進局	くらしのダイヤルの転入者向け配布
市民参画推進局	市政ガイドこうべ
市民参画推進局	インターネットホームページによる情報発信
市民参画推進局	メールマガジンによる情報発信
市民参画推進局	テレビを活用した情報発信
市民参画推進局	ラジオを活用した情報発信
市民参画推進局	総合インフォメーションセンターの運営
市民参画推進局	市政展示
市民参画推進局	報道機関への情報提供活動
市民参画推進局	東京マスコミ会議
市民参画推進局	メジャー誌による情報発信
市民参画推進局	紙面広告
市民参画推進局	広報こうべ特別号発行
市民参画推進局	関西国際広報センター負担金
市民参画推進局	情報公開制度の運用

局 室 名	事 務 事 業 名
市民参画推進局	市政情報の提供
市民参画推進局	個人情報保護
市民参画推進局	庁内案内
市民参画推進局	窓口職員の対応研修
市民参画推進局	住居表示実施事業
市民参画推進局	住民基本台帳ネットワークシステム整備・運営・支援事業
市民参画推進局	灘区庁舎整備
市民参画推進局	市民参画条例の制定
市民参画推進局	協働と参画のプラットフォームの運営
市民参画推進局	行政とNPO協働の基本フレーム構築
市民参画推進局	プラットフォーム通信・ホームページ作成
市民参画推進局	区民まちづくり会議
市民参画推進局	コンパクトタウン地区におけるケーススタディ
市民参画推進局	パートナーシップ活動助成（「美しいまち」を含む）
市民参画推進局	NPO活動支援拠点への支援
市民参画推進局	集会施設の整備
市民参画推進局	コミュニティホール助成
市民参画推進局	市民活動傷害等見舞金の給付
市民参画推進局	震災追悼行事の支援
市民参画推進局	まち育てサポーター支援
市民参画推進局	まちづくり学校の運営
市民参画推進局	コミュニティ・インストラクター派遣制度
市民参画推進局	コミュニティ相談センターの運営
市民参画推進局	地域情報紙「ふれあい」の発行
市民参画推進局	一般コミュニティ助成
市民参画推進局	市民活動の顕彰
市民参画推進局	地縁団体の認可（法人化）事務

新刊紹介

政策評価入門 米国における地域経営の新展開 観光概論講義

政策評価入門－結果重視の業績測定

ハリー・P・ハトリー 著
上野 宏＋上野真城子 訳

本書は、The Urban Institute の主任研究員および公共経営プログラムのディレクターで、アメリカの業績測定部門の第一人者の著作であり、業績評価（performance evaluation）の中でも特に業績測定（performance measurement）の手法を中心に解説したものである。

業績測定がなぜ必要かについて、本書の書き出しでは、「どんなスポーツチームの監督も、現在の得点を知らないと、チームの勝利のための新たな手を打つ必要があるかどうかを判断することはできない。政府機関や民間非営利機関のマネジャーも、同様の情報を必要とする。」という分かり易い例え話で述べられている。

今日、公共サービス提供における公正、質、アカウントビリティの改善を中心に、行政セクターに対しても業績の改善が厳しく問われているが、それには、前述の例え話でいう得点を測定するなんらかの客観的な手段が必要である。この得点を測定し、業績向上のために利用することこそ業績測定であり、本書では、測定結果の評価（狭義の業績評価）とその活用方法についても丁寧に述べられている。

なお、公共サービスにおける評価対象の

レベルは、通常、政策（ポリシー）、施策（プログラム）、事業（プロジェクト）の3つに分けられるが、評価の観点からみると政策と施策は一体であると認識されることが多く、本書でも、「政策評価」という用語が両者の評価を抱合する意味で用いられている。

近年、行政機関を取り巻く厳しい環境を反映し、国・地方を問わず行政評価の導入が盛んである。しかし、政策評価や事業評価については、（特に現場において）評価の実施自体を目的としているかの意識が払拭できていない面も存在する。本書で繰り返し述べられているように、政策評価の目的は行動決定のための情報を提供することであり、行動決定の目的は、ある政策の目的を達成するように決定を行うか、目的自体に誤りがあればそれを変更することにある。評価はそうした行動決定のための重要なツールとなりうる。

本来、政策の目的とは、顧客である市民のために財またはサービス（アウトプット）を生産・提供することであり、そのアウトプットによってもたらされる成果（目的の達成＝アウトカム）への貢献である。本書では、このうち特に政策がもたらす狭義の結果であるアウトカムに焦点をあて、結果重視（アウトカム重視）型評価のための業績測定の重要性を説くとともに、その仕組

みや結果の活用法、限界までもが解説されている。

本書は5つのパートから構成されるが、第Ⅰ部第1章では、業績測定の必要性と限界、アウトカムを重視した効率性経営の重要性が述べられ、第2章では、第Ⅱ部以降で扱われる各種の基礎概念の定義が与えられている。第Ⅱ部（第3章～第7章）では、業績測定の最初になすべきことから始まり、顧客とは誰か、どのようなアウトカムを収集し、どのような指標を設定すべきかなど、業績測定プロセスが説明される。第Ⅲ部（第8章～第12章）では、業績測定データをどのように分析し利用するかが述べられ、調査結果の報告・提言や結果重視の予算編成にまで言及されている。第Ⅳ部（第13章～第14章）では業績測定によって得られる情報の品質管理などの諸問題が論じられ、第Ⅴ部（第15章）は業績測定に関する重要なポイントのまとめとなっている。

このように、政策評価の目的、概念の定義、プロセスにそった評価手法の具体的な説明、評価結果の活用、ポイントのまとめといった流れをふむ手引書としての使い勝手に重きが置かれており、実用性が高い。政府・自治体の行政評価が、試行・導入の段階から具体的な成果を求められる段階へと移行しつつある現在、これらの業務に携る者にとって有用なテキストとなりうる一冊である。

（東洋経済新報社 本体3,500円＋税）

■ 米国における地域経営の新展開

一 業績測定による成長管理一

吉川 富夫 著

本書は、住みやすい地域コミュニティを

持続的に追求する協同のメカニズムについて、オレゴン州など米国各州の先進事例を紹介し、有効な戦略を模索しようとするものである。

地域社会の経営について、わが国では、ともすれば行政が第一に主導権と責任を持つもののように思われがちであるが、米国では、地域コミュニティの主役は、市民であり、企業であり、NPOであり、政府部門が突出したリーダーというわけではない。そのため、概念上、行政による地域管理より、コミュニティ構成員による「地域経営」がより相応しい。

都市のスプロール化への対処や成長と環境の調和は、都市政策の重要な課題であるが、本書における米国の地域コミュニティに対する考察では、この課題につき、「成長管理」と「スマートグロース」という2つの概念が挙げられる。

「成長管理（Growth Management）」とは、「コミュニティにとって望ましい開発の総量、タイプ、率を決定するとともに、成長を指定された地域に誘導するために広範な技術を利用すること」と定義される。具体的には、成長率規制、ゾーニング、公共施設整備プログラム、供給処理施設整備条例、都市成長境界線、交通サービスの水準、その他のプログラムによって実施される。これは、1970年代頃、それまでの伝統的な土地利用規制「ユークリッド・ゾーニング」に対比して登場したものである。

「ユークリッド・ゾーニング」が、用途地域を明確に規定し建築等の規制を行う手法であるのに対し、「成長管理」は、土地利用規制の誘導的手法であり、コミュニティの目標を指向しており、開発の禁止でなく

順序だった開発を認める手法であるという特色がある。

さらに、地域コミュニティの主役が市民、企業、NPOであるとの視点からすれば、「成長管理」を「コミュニティの持続的な発展を目指して、自然環境の保全と地域経済の成長を、社会的公正にも配慮しながら、利害関係者の調整のもと、継続的に進めていこうという地域経営の考え方」だと定義することができよう。

次に、「スマートグロス (Smart Growth)」とは、「総合計画を用いて、全住民のためにコミュニティを誘導し、設計し、開発し、再生し、建設すること」で、①固有のコミュニティ意識や地域への愛着心、②価値ある自然・文化資源の保護育成、③開発の費用と便益の公平負担、④財政の許す範囲での交通、雇用、住宅の選択の幅の拡大、⑤地域全体を視野に入れた長期的で持続的な開発、⑥住民の健康と健全なコミュニティの育成、の各要素から成るとされる。③④はインプット、④⑤はアウトプット、①②⑥はアウトカムに当たるといえる。

いずれもコミュニティ経営の考え方にかかる提案であり、その意味では、「スマートグロス」も「成長管理」と本質において大差ないとも言えるが、「成長管理」が手段に焦点を当てているのに対し、「スマートグロス」はコミュニティの業績・成果に焦点を当てていること、「成長管理」が成長の抑制という方向性を持つのにに対し、「スマートグロス」は「賢い成長」を目指し、いわば「積極的な成長管理」といえることなどが異なっている。

本書は、これらの視点に基づいて、第1章「成長管理のための業績測定」では、伝

統的な土地利用規制「ユークリッド・ゾーニング」から「成長管理」等への歴史的変遷を述べ、第2章「業績測定の理論と実際」では、業務測定やプログラム評価の有効性、戦略計画モデルやアカウンタビリティ向上の視点について解説している。ここでは、公共サービスにおける費用・業績・成果の分析や、成長管理における利害対立とその調整が大きな課題となっている。

1・2章は、このように成長管理のための業務測定の理論的解明といえるが、続く3～5章は、この視座に基づき、米国各州・地方の実例の分析に移っていく。

第3章「州政府の成長管理戦略計画と業務測定」では、オレゴン州とフロリダ州のコミュニティ型業務測定と部局型業務測定等について紹介されている。

第4章「地方政府による成長管理の業績測定の連携」では、ポートランド大都市圏メトロ政府、マルチノマ郡政府、ポートランド市における、業績測定、ベンチマーク、業績・成果管理等が述べられている。

第5章「郡と市の成長管理の計画調整と業績測定」では、ワシントン州キング郡とチャトル市の計画の業績測定について、ベンチマークやアカウンタビリティ等の分析視点から述べられている。

本書において感じられるのは、「成長管理」をテーマとしながらも、その中でのアカウンタビリティや合意形成等の過程が、行政内部だけでなく、市民・企業・NPOといった地域コミュニティの様々な主役たちの動きの中で、ダイナミックに形成されていることである。そして、それら各主体が、様々な対立要素を含みながらも、自分たちの地域をいかに持続的に発展させてい

くことができるかを、協同作業として考え行動している。ここに住民自治のよく根付いた社会の一端を学ぶことができる。

わが国でも、住みよい地域を作るための市民の主体的な役割が求められて久しいが、それをルール化し、コミュニティを持続的に追求する協同のメカニズムにまで発展させ、行政・市民・企業・NPO等の協働により実践している米国の実例からは、得るところが大きいであろう。

著者は、東京都の政策室・建設局・東京市制調査会研究部等に勤務され、都市計画やコミュニティ政策を担当された実務家であり、都市計画等の著作を有する研究者でもある。

(公人社 本体2,600円+税)

■ 観光概論講義

一論文・講演・随筆で説く観光学入門—

中尾 清 著

観光立国をめざし、2003年4月に国から出された観光立国懇談会報告書では、『観光立国の基本理念は「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を実現することにある。観光立国を契機にして、美しい日本の再生、都市の活性化、新しい地域文化の創造などをより積極的に推進することによって「くらしといのちの輝き」を発揮することが可能になる。21世紀には地球規模で大交流が生じ、多くの人々がより自由により広範に世界中を旅行することになる。異なる文化をもつ人々が交流を深めることにより、新しい文化が生みだされ、新しい産業が創出され、平和が維持されることにつながる。観光の革新を推進することで、日本全体の、そしてそれぞれの地方の「光」が輝きを増

し、社会が活性化していくことになる。』と述べられており、21世紀はまさに観光の時代といわれている。

筆者は、神戸市経済局観光係長（当時）として4年間観光行政に関わって以来、「観光はいろんな要素をもった社会現象であり、また、観光行政は多方面の行政と係わりのある総合行政である」「観光を勉強しておれば、どの部局に異動しても総合行政的発想で、仕事に活かせる」との考えから、一貫して観光学に取り組んでおり、現在は、大阪明浄大学観光学部の教授として観光学概論を講じている。

本書は観光学概論の講義用として書かれたもので、サブタイトルにみられるように学会や大学でこれまでに発表した論文や講演を再録するなどして全体を25講にまとめている。内容を概観すると「観光の概念」「国際観光の動向」「観光対象と観光資源」「観光の効果と観光事業」「観光とホスピタリティ」「観光マーケティング」「文学と観光」「歴史と観光」と続き、さらに「グリーンツーリズム」「大震災と観光」「観光まちづくり」「観光と平和」「観光といきがい」にまで論及し、まとめとして「観光学の確立を目指して」をテーマに総合政策科学と観光学の関係について論じている。

本書は、観光の本質について、「本来、観光とは、観光者が観光行動（“観”）をすることによって、“楽しみ”、“喜び”、“安らぎと感動”といった“いきがい”を主体的に得るものである。また、受入側（観光産業・行政・市民・ボランティア）は、観光者を“客”としてもてなし、観光客に“国の光”を観ていただくことによって、その“いきがい”づくりを支援するもので

ある。」とし、「観光とは、観光者が自己の自由時間（＝余暇時間）に行う様々な（広義の意味での“生涯学習”）活動で、観光消費を伴うものであり、「非定住性原則」・「非営利性原則」を有する活動である。また、観光者を“客”として受け入れする側は、ホスピタリティ精神を発揮して、様々な活動（観光事業やボランティア活動）をすることによって、経済的・精神的対価を得る。そして、その様々な活動は、地域の経済や文化などに様々な効果をもたらし、地域の活性化につながるものである。」と定義づけている。

また、自治体職員に対しては、『「市民がいつまでも住み続けたいまちづくり」を基本として「観光客が何度でも訪れたいくなるようなまちづくり」が求められている。それを実現することが、ある意味で“国の光”を「見せる」こと、「示す」ことにつながる。これが「観」のもつ意味である。それには「観光」の対象地である自分たちのまちが「好き」であることが基本である。常に、自分たちのまちに“矜持”（誇り）をもって観光まちづくりに励んでいただきたい』とメッセージを送っている。

本書は、学生諸氏が「観光とは何か」「観光行政とは何か」「都市観光」「観光まちづくり」を学ぶ教科書であるにとどまらず、観光の今日的役割を考えるための入門書としても活用可能な一冊である。

（撰河泉文庫 定価2,000円）

地方自治職員研修

毎月15日発行
B5判 130頁
定価800円

- ◆時代を鋭く捉えたテーマを毎月特集。
 - ◆環境行政や行革など先進事例を、自治体の担当者がレポート。
 - ◆昇任試験Ⅴ講座では、一年で昇任試験に受かる実力を養成。
- 1月号特集…自治体自立元年+復興と再生の10年
(「阪神淡路」の経験に学ぶ特集など、2本立て！)
 - 12月号特集…2004年の改革と激動
(池上・牛山・沼尾・葉上の座談会と04年の法・判例解説)
 - 11月号特集…少子化と子育て支援
(出生率1.29ショックに自治体はいかに立ち向かうか)
 - 10月号特集…加速する「改革」+CBへの期待と現状
 - 9月号特集…指定管理者制度とアウトソーシング
- ◇臨増号「自治体現場の法務・財務」(税込1,680円)好評発売中！

バックナンバーもお求めになれます。 公職研 Tel03-3230-3701 Fax03-3230-1170
小社営業部が、お近くの書店へ 東京都千代田区神田神保町2-20

地方自治を語るみんなの広場

【月刊】

自治フォーラム

2005.1 VOL.544

定価600円(本体571円)

特集 電子自治体の新展開

- 視 点 これからの電子自治体 ……多賀谷一照
- 解 説 電子自治体の推進について ……総務省自治行政局自治政策課
ITの活用による行政サービスの今後と自治体職員の役割 ……井熊 均
自治体におけるセキュリティ対策について ……島田 達巳
- 事 例 大阪府における電子自治体の構築に向けた取組み ……大阪府
県と全市町村が参加する電子申請サービスについて
……………山梨県市町村総合事務組合
市川市における電子自治体構築に向けた取組 ……千葉県市川市
- エッセイ 自治大OBが語る地方自治 ……俊野 健治
(タイトルについては、変更になる可能性があります。)

編 集 財団法人自治研修協会
(〒190-8581)東京都立川市緑町3591 電話042(540)4500
協 力 自治大学校

発行所 第一法規株式会社
(〒107-8560)東京都港区南青山2-11-17
電話 03(3404)2251 振替口座：東京3-133197

新修 神戸市史

最新刊 第8巻

「産業経済編Ⅲ 第三次産業」発売中

A 5版 全898ページ 定価6,000円(税込)

- 構成** 第1章 開港から第一次世界大戦まで
第2章 第一次世界大戦から第2次世界大戦まで
第3章 戦後復興から高度成長期まで
第4章 高度成長期以後

内容 幕末の開港以来、貿易と共に急速に発展し、第二次世界大戦と高度経済成長期を経た神戸の「第三次産業」盛衰の歴史を、年代ごとに、貿易業、交通業、港湾運送・倉庫業、金融業、流通業といった業種別に横断的に解説。

既刊 (定価は本体+税)

「歴史編Ⅰ 自然・考古」, 「産業経済編Ⅰ 第一次産業」, 「歴史編Ⅲ 近世」, 「歴史編Ⅳ 近代・現代」(定価各5,000円), 「産業経済編Ⅱ 第二次産業」, 「行政編Ⅰ 市政のしくみ」, 「行政編Ⅱ くらしと行政」(定価各6,000円) も好評発売中

発行 神戸市 新修神戸市史編集室(神戸市文書館内)

☎651-0056 神戸市中央区熊内町1丁目8番21号 ☎078(232)3437

申込先 **みるめ書房**(田中印刷出版(株)内) 〒657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4

☎078(871)0551 Fax078(871)0554 までFaxでお申込みください。

全国主要書店でも発売中!

政策研究・情報誌

地域政策

2005・新年号 No.14 1月11日発行 定価650円(本体619円)

特集 どうなる市町村合併

千葉大学教授 大森彌/自治日報編集長 井田正夫

静岡県企画部長 花森憲一/三重県地域振興部市町村合併室長 鏡康男

長野県泰阜村長 松島貞治/九州大学教授 木佐茂男

特別インタビュー 国際基督教大学教授 西尾勝

ニュース/ルポ がんばる自治体 桐生市/池田町/小値賀町

三重発 対談「部長は語る」ほか

企画・編集：三重県政策開発研修センター「地域政策-三重から」
(〒514-0004)三重県津市栄町1-891
電話059-224-2767

発行所：
(株) 公人の友社
(〒112-0002)東京都文京区小石川5-26-8
電話03-3811-5701

2年ぶりに改訂・増補
神戸市の最新のプロジェクトや施策を網羅

こうべ

主要プロジェクト2004

全ページカラー A5版 定価1,000円(税込)(送料別)

大震災から10年の節目を迎え、「新たなビジョン」のもと未来へ進もうとする「こうべ」—本書では「クオリティオブライフ」の実現に向けた【安全・安心】【健康】【交流・融合】の3つのキーワードに基づき、神戸市における各事業を分類整理し、コンパクトに紹介。

交通体系や都市整備、港湾・海上都市建設などのハードプロジェクトに加え、観光・ユニバーサルデザイン・協働と参画のまちづくり・教育・健康など、ソフトプロジェクトも盛り込み、最新の取り組みとデータにより編集。

内容

①復興から新たなビジョンへ

復興の総括・検証・神戸4つの構造改革特区・神戸観光再生計画・ユニバーサルデザイン・協働と参画のまちづくりの推進 など

②安全・安心で元気なまちをめざして

危機管理・消防・区画整理・グリーンベルト・災害に強い水道・下水道 など

③健康を楽しむまちづくりのために

医療産業都市・市民総合福祉計画2010・健康を楽しむまちづくり・環境リサイクル・地下鉄の省エネルギー など

④美しく魅力あふれる観光交流都市へ

観光アクションプラン・都心の再生・2万人の雇用創出・神戸空港・交通体系の整備・産業団地の整備・新住宅市街地の整備・港湾・海上都市の整備 など

お問い合わせは—

神戸市文書館

〒651-0056 神戸市中央区熊内町1-8-21

TEL 078(232)3437・FAX 078(232)3840

お申込みは—

田中印刷出版(株)内 みるめ書房

〒657-0845 神戸市灘区岩屋中町3-1-4

TEL 078(871)0551・FAX 078(871)0554

主要書店にても好評発売中

編 集 後 記

※阪神・淡路大震災の発生から10年が経ちました。現在の神戸の状況からは、多くの建物が倒壊し、交通網が遮断され、水道・ガスの供給が止まり、沢山の市民が避難所生活を余儀なくされていた当時の状況を思い描くことはもはや困難です。

※今日の復興は市民・事業者・行政が力を結集して成し遂げたものではありません。内外の多くの方々のご支援と、それに対する感謝の念を忘れることは出来ません。

※本号の準備中に新潟県中越地震が発生しました。執筆者の中には被災地での活動等に携わられた方もおられ、多忙な中ご無理を申し上げる結果となりました。誌面を借りてお礼を申し上げるとともに、地震の犠牲となられたの方々のご冥福をお祈りし、被災地の一日も早い復興を心から願うものです。

※次号は、「地域におけるセクター間の連携」を特集します。ご期待ください。

都市政策バックナンバー

- 第103号 特集 IT革命と地方自治体 2001年4月1日発行
- 第104号 特集 阪神・淡路大震災と司法の課題 2001年7月1日発行
- 第105号 特集 災害における住宅等の被害認定基準 2001年10月1日発行
- 第106号 特集 少子・高齢化への対応 2002年1月1日発行
- 第107号 特集 新産業の創出に向けて 2002年4月1日発行
- 第108号 特集 コミュニティ・ビジネスの振興と課題 2002年7月1日発行
- 第109号 特集 公営住宅のあり方と今後の課題・方向性 2002年10月1日発行
- 第110号 特集 大都市制度のこれから 2003年1月1日発行
- 第111号 特集 都市の活性化と地域連携 2003年4月1日発行
- 第112号 特集 行政コスト分析の課題 2003年7月1日発行
- 第113号 特集 第三セクターの課題と展望 2003年10月1日発行
- 第114号 特集 福祉と民間活力 2004年1月1日発行
- 第115号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅰ 2004年4月1日発行
- 第116号 特集 震災復興の都市政策的検証Ⅱ 2004年7月1日発行
- 第117号 特集 ユニバーサルデザイン 2004年10月1日発行

☆年間予約購読のおすすめ

書店にて入手困難な方は、当研究所へ直接お申込みください。

予約購読の場合、送料は当研究所が負担いたします。

季 刊 都 市 政 策

第118号

印 刷 平成16年12月20日 発 行 平成17年1月1日

発行所 財団法人神戸都市問題研究所 発行人 高 寄 昇 三

☎651-0083 神戸市中央区浜辺通5丁目1番14号(神戸商工貿易センタービル18F)
振替口座 01130-1-75887 電話 (078) 252-0984

発売元 勁 草 書 房

☎112-0005 東京都文京区水道2の1の1
振替口座 00150-2-175253 電話 (03) 3814-6861

印 刷 田中印刷出版株式会社

神戸都市問題研究所出版案内

都市政策論集

- | | | |
|--------|-------------------|-------------|
| * 第1集 | 消費者問題の理論と実践 | 本体 2,700円+税 |
| * 第2集 | 都市経営の理論と実践 | 本体 2,200円+税 |
| * 第3集 | コミュニティ行政の理論と実践 | 本体 1,700円+税 |
| * 第4集 | 都市づくりの理論と実践 | 本体 2,600円+税 |
| 第5集 | 広報・広聴の理論と実践 | 本体 2,500円+税 |
| 第6集 | 公共料金の理論と実践 | 本体 2,200円+税 |
| 第7集 | 経済開発の理論と実践 | 本体 1,700円+税 |
| 第8集 | 自治体OAシステムの理論と実践 | 本体 2,000円+税 |
| 第9集 | 交通経営の理論と実践 | 本体 2,000円+税 |
| 第10集 | 高齢者福祉の理論と実践 | 本体 2,200円+税 |
| * 第11集 | 海上都市への理論と実践 | 本体 2,200円+税 |
| 第12集 | コンベンション都市戦略の理論と実践 | 本体 2,500円+税 |
| 第13集 | ファッション都市の理論と実践 | 本体 2,428円+税 |
| 第14集 | 外郭団体の理論と実践 | 本体 2,428円+税 |
| 第15集 | ウォーターフロント開発の理論と実践 | 本体 2,428円+税 |
| 第16集 | 自治体公会計の理論と実践 | 本体 2,428円+税 |
| 第17集 | 震災復興の理論と実践 | 本体 3,496円+税 |
| 第18集 | 震災復興住宅の理論と実践 | 本体 2,500円+税 |
| 第19集 | 生活復興の理論と実践 | 本体 2,500円+税 |
| 第20集 | 市街地復興事業の理論と実践 | 本体 2,500円+税 |
| 第21集 | 震災調査の理論と実践 | 本体 2,500円+税 |

都市研究報告

- | | | |
|------|------------------|-------------|
| 第8号 | 集合住宅管理の課題と展望 | 本体 2,000円+税 |
| 第9号 | 地方自治体へのOAシステム導入 | 本体 5,000円+税 |
| 第10号 | 民活事業経営システムの実証的分析 | 本体 4,000円+税 |

※ ご購入は書店または神戸都市問題研究所へお申し込み下さい。

* は品切れ

ISBN4-326-96142-2

C3331 ¥619E

定価650円(本体619円)



9784326961429



1923331006192

発売元 **勁草書房** 東京都文京区水道 2 の 1 の 1
振替口座00150-2-175253 ☎03-3814-6861